《ご意見、情報等の連絡先》

郵　　送：〒100－8967　東京都千代田区霞が関３－１－１
証券取引等監視委員会事務局　総務検査課
代表電話：03－3506－6000
本書に対するご意見　総括係　内線3024
直　通：03－3581－9915
ＦＡＸ：03－5251－2151
情報受付　情報処理係　内線3091、3093
直　通：03－3581－9909
ＦＡＸ：03－5251－2136
ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ：https://www.fsa.go.jp/sesc/watch

証券取引等監視委員会の活動状況

平成15年８月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成10年法律第130号）第22条の規定に基づき、平成14年７月１日から平成15年６月30日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成15年８月

証券取引等監視委員会

委　員　長　高　橋　武　生

目　　次

はじめに……1

Ⅰ　監視委員会の活動状況

第１章　組　　織……11

第１　監視委員会……11

第２　地方の事務処理組織……12

第２章　犯則事件の調査・告発……14

第１　概説……14

第２　犯則事件の調査・告発実績……15

第３章　検　　査……27

第１　概説……27

第２　検査基本方針及び検査基本計画……29

第３　金融庁長官の行う証券会社等検査との連携……41

第４　検査実績……41

第５　証券会社に対する検査結果の概要……45

第６　登録金融機関に対する検査結果の概要……53

第７　金融先物取引業者等に対する検査結果の概要……53

第８　自主規制機関に対する検査結果の概要……53

第４章　勧　　告……56

第１　概説……56

第２　勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置……57

第５章　建　　議……72
第１　概説……72
第２　建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置……72

第６章　取引審査……78
第１　概説……78
第２　取引審査実績……81

第７章　一般からの情報の受付……85
第１　概説……85
第２　情報の受付状況……86

第８章　監視活動・機能強化への取組み等……90
第１　市場監視体制の充実・強化……90
第２　本人確認法による新たな権限……92
第３　関係当局との連携……94
第４　インターネット取引等への取組み……98
第５　ディスクロージャー違反への取組み…… 101

Ⅱ　関係機関の活動状況
第９章　自主規制機関の行う公正確保業務…… 105
第１　自主規制機関の役割…… 105
第２　日本証券業協会の活動状況…… 105
第３　証券取引所の活動状況…… 109
第４　金融先物取引業協会の活動状況…… 112

第５　東京金融先物取引所の活動状況…… 112

おわりに（個人投資家の皆様へ）……114

【附属資料編】……119
１　監視委員会の組織・事務概要…… 123
１－１　組織及び事務概要
１－２　証券取引等の監視体制の概念図
１－３　内閣総理大臣、金融庁長官、監視委員会、財務局長等の関係の概念図
１－４　機構図
１－５　組織・事務に係る法令の概要
１－６　監視委員会と自主規制機関との関係の概念図
２　監視委員会の活動実績…… 152
２－１　告発実施状況
２－２　検査実施状況
２－３　勧告実施状況
２－４　建議実施状況
２－５　取引審査実施状況
３　自主規制機関の組織・事務概要及び活動実績…… 227
３－１　日本証券業協会の組織及び業務
３－２　日本証券業協会の活動状況
３－３　日本証券業協会機構図
３－４　証券取引所の組織及び業務
３－５　証券取引所の活動状況
３－６　東京証券取引所機構図
３－７　大阪証券取引所機構図

３－８　金融先物取引業協会の組織及び業務
３－９　金融先物取引業協会の活動状況
３－10　金融先物取引業協会機構図
３－11　東京金融先物取引所の組織及び業務
３－12　東京金融先物取引所の活動状況
３－13　東京金融先物取引所機構図

凡　　例

証　取　法	証券取引法（昭和23年法律第25号）
外　証　法	外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第５号）
金　先　法	金融先物取引法（昭和63年法律第77号）
本人確認法	金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成14年法律第32号）
設　置　法	金融庁設置法（平成10年法律第130号。平成11年法律第102号により「金融再生委員会設置法」を改題）
証取法施行令	証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）
外証法施行令	外国証券業者に関する法律施行令（昭和46年政令第267号）
金先法施行令	金融先物取引法施行令（平成元年政令第53号）
行為規制府令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和40年大蔵省令第60号。平成10年総理府令・大蔵省令第33号により「証券会社の健全性の準則等に関する省令」を改題）
外証法府令	外国証券業者に関する府令（平成10年総理府令・大蔵省令第37号）

はじめに（公正な市場を求めて）

1　証券取引等監視委員会とは

証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という。）は、証券取引及び金融先物取引の公正を図り、証券市場及び金融先物市場に対する投資者の信頼を保持する目的で、平成４年７月に発足した合議制の機関である。当時、いわゆる証券不祥事を契機に、証券行政について、裁量を排した、より透明な市場ルールに基づく事後監視型の行政への転換と、証券会社等の監督と市場ルールの遵守を監視する役割との分離が求められることとなった。その中で、監視委員会は、証券会社等に対する検査や日常的な市場監視、取引の公正を害する犯則事件の調査を通じて、公正で透明な市場を構築するための中核的な役割を果たしていくことが任務とされた。

その後、金融行政のあり方についての全般的な見直しの中で、平成10年に総理府の外局として金融監督庁が発足し、監視委員会は従来の体制のまま大蔵省から金融監督庁に移管された後、同年末には金融再生委員会に移管された。また、平成12年には全体の中央省庁再編に先駆けて金融庁が発足し、監視委員会は、平成13年の中央省庁再編に伴い、内閣府の外局として発足した金融庁に従来の体制のまま移管されている。

このような金融行政機構の見直しのもとで、金融システム改革をはじめとする様々な制度改革が実施され、証券分野においては、金融システムの抜本的な改革により、株式委託手数料の大幅な低下、インターネット取引を専門とする証券会社の登場、銀行による投資信託の販売の増加など、証券市場における競争促進について一定の成果が現れてきているが、一方で、クロスボーダー取引の一層の拡大や、国内外に

おける市場間競争の活発化、インターネット上で発せられる様々な情報の急速な増大やインターネットを利用した取引の増大など証券市場を取り巻く環境は日々刻々と変化している。また、証券市場については、抜本的かつ総合的な構造改革を進め、個人投資家が積極的に参加できる市場環境を整備し、証券市場による直接金融の機能を高めることが緊急の課題となっている状況である。

こうした状況にかんがみ、平成14年６月の閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において、デフレ対応をはじめとする当面の経済運営として「個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備等の証券市場の構造改革の推進」が示された。これを踏まえ、「証券市場の改革促進プログラム」（平成14年８月・金融庁）や「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」（平成14年９月・金融審議会答申）において、証券市場の信頼性を損なうディスクロージャー違反に対する監視を強化するとともに、悪質な市場仲介者等に対する検査・調査の充実といった監視委員会の機能の拡充・体制の強化が必要とされた。こうしたことを受け、平成15年度の監視委員会の定員は、平成14年度に引き続き増員が認められた。

また、弁護士や公認会計士、民間実務経験者など専門的な知識を有する民間出身者を積極的に登用することにより、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図っている。

さらに、平成15年１月６日から施行された「本人確認法」において、証券会社等における本人確認の実施状況に関する検査権限及び本人特定事項の虚偽申告に関する犯則事件の調査権限が監視委員会に付与された。

このように監視委員会の対象とすべき課題は複雑化・広域化するとともに、証券市場に対する投資者の揺るぎない信頼を確保し、個人投資家の証券市場に対する積極的な参加を促進するために監視委員会の

監視体制の充実・強化が求められてきており、監視委員会の果たすべき役割はますます重要になってきている。

また、監視委員会は、平成13年７月に現在の委員長、委員が就任して以降、個人投資家の保護を最大の目標として掲げている。その目標の達成のための戦略目標を「悪質な証券会社などの徹底摘発」、「市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃」及び「監視委員会のプレゼンスの向上」と設定し、戦略目標の達成のための態勢整備方針を掲げ、最大の目標である個人投資家の保護を達成すべく全力を尽くしているところである。

本公表の対象期間（平成14年７月１日から平成15年６月30日まで。以下「平成14事務年度」という。）における活動の詳細は各章で詳述するが、まず、監視委員会が現在の環境下で、どのような問題意識の下で、どのように対処してきたかについて、以下概説する。

2　市場監視活動の重点事項

⑴　市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃への取組み

公正で信頼される証券市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対して厳正な処罰を課すことにより、投資者に証券市場が適切に運営されているという信頼感を醸成することが重要である。したがって、犯則事件に対する厳正な調査は、監視委員会の最も重要な責務の一つである。

平成14事務年度には、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券や㈱ニチメンインフィニティの株券に係る内部者取引の嫌疑及び㈱ケイビーに係る虚偽の有価証券報告書提出の嫌疑で強制調査（関係各所の捜索及び証拠物件の差押え）を実施し、検察官に対して告発したほか、㈱ナナボシや㈱エムティーシーアイに係る虚偽の有価証券報告書等提出の嫌疑、ドリームテクノロジーズ㈱の株券に係る風説の

流布及び偽計の嫌疑、㈱エムティーシーアイの株券に係る偽計の嫌疑、㈱クレイフィッシュの株券に係る内部者取引の嫌疑について検察官に対して告発を行い、この結果、平成13事務年度（平成13年７月１日から平成14年６月30日まで。以下同じ。）の７件を上回る合計10件の告発を行った。なお、告発人数では、平成14事務年度は22人となった。

この他、平成14事務年度終了間際に、大阪証券取引所に係る相場操縦の嫌疑で強制調査に着手している。

⑵　悪質な市場仲介者の徹底摘発への取組み

市場ルール等の遵守の徹底を図っていくためには、証券市場の仲介者である証券会社等が市場ルール等に則って行動することが要請される。そのため、監視委員会は、証券会社等の市場ルール等の遵守状況等について検査を行っており、平成14事務年度に、国内証券会社95社、外国証券会社18社、登録金融機関13社に対して検査に着手し、前検査事務年度の着手分を含め、検査を終了した135社のうち78社に対して問題点を指摘した。

検査結果をみると、従来同様、取引一任勘定取引の契約を締結する行為が多く認められたほか、有価証券の売買その他の取引に関し重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為や、本人確認法におけるなりすましの疑いのある取引についての本人確認義務違反などが認められた。また、証券会社の営業姿勢や内部管理体制に関する重大な問題点も多数認められた。これらは役職員の法令遵守意識の欠如や証券会社の内部管理体制の不備が原因と考えられる。証券会社の役職員は、投資家の証券市場に対する信頼確保の観点からも法令遵守の重要性を強く認識し、公正な業務遂行に向けて一層努力するとともに、内部管理体制を構築し、

更に形式的なだけでなく有効に機能するように、その充実・強化に努める必要がある。

検査の結果、証券会社やその役職員に重大な法令違反等が認められたとして、行政処分を行うよう内閣総理大臣及び金融庁長官に対して平成13事務年度の26件を上回る30件（証券会社について行政処分を求めるものは14件・14社、証券会社の役職員について行政処分を求めるものは23件・33人）について勧告を行った。

（注）証券会社及び証券会社の役職員についてともに行政処分等を求めるものがあるため、勧告件数の合計件数は一致しない。

また、検査の結果、金融庁長官に対して２件の建議を行った。まず、社債の発行ないし売出しの条件を決する重要な市場要因について短期的に大幅な変化が生じ、社債の発行条件等が投資者に不利な状況へと変化している場合に、証券会社が、このような状況に関する顧客への説明等の措置を講じることなく、情報の収集力に乏しい個人投資家向けに社債の募集の取扱い等を行っているという状況が把握されたことから、このような場合に、個人投資家が情報面等で不利な状況となることを防止するためのルールを整備する必要があるとして建議を行った。次に、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社において、違法又は不適切な注文を排除するのに十分な売買審査体制や顧客管理体制が構築されていなかったことが認められたことから、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講じる必要があるとして建議を行った。

⑶　効果的な市場監視

証券市場では日々膨大な数量の取引が行われている。この中から不公正な取引を時機を失せずに発見するためには、証券市場に関する様々な情報を効果的に収集し、的確に分析することが不可欠であ

る。このため、監視委員会では、自ら市場動向等のチェックを行うほか、自主規制機関との緊密な連携や一般からの情報収集にも力を入れている。

平成14事務年度には、平成13事務年度の取引審査合計件数392件を上回る合計684件につき取引審査を行った。この内訳は、価格形成に関する取引審査147件、内部者取引に関する取引審査495件、その他風説の流布等の観点からの取引審査42件となっている。

また、平成14年11月には、インターネットを通じた風説の流布等の監視を強化するため、監視委員会事務局内に特別チームを編成した。また、イラク情勢などの国際情勢の緊迫化を背景として、平成15年３月に東京証券取引所及び日本証券業協会それぞれとの間で市場監視連絡協議会を設置し、それぞれの市場監視担当者との間で、市場における不自然な取引等について迅速な情報交換を行うとともに、法令違反の疑いのある行為に対して更に機動的かつ効率的に対処できるようにした。

⑷　情報化・国際化への対応

情報通信技術の急速な進展は、インターネットの普及に象徴されるように、証券取引の手法だけでなく情報の媒介手段にも大きな影響を及ぼしている。こういった状況に対応するため、監視委員会においては、インターネット上の様々な情報を監視するため、インターネット審査官の増員による体制の充実･強化に努めるとともに、インターネット巡回監視システムを活用し、インターネット上の情報を効率的に収集している。

また、証券市場の国際化により、取引の全容を把握するためには、外国の規制当局との情報交換が不可欠である。このため、証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）の会議等を通じて、各国の規制当局との連

携強化に努めている。さらに、監視委員会を含む金融庁は、これまでに中国証券監督管理委員会（CSRC)、シンガポール通貨監督庁（MAS)、米国証券取引委員会（SEC）及び商品先物取引委員会（CFTC）との間で、非公開情報の交換など二国間ベースの連携強化を目的とした情報交換協定を締結しており、今後も国際的連携により市場監視活動を一層強化することとしている。

3　信頼される市場のために

我が国経済の再生・発展のためには、銀行システムを中心とした間接金融に加え証券市場を中心とした直接金融の発展が必要であり、とりわけ個人投資家が証券市場に積極的に参加することが必要であるとされている。そのためには、投資者の証券市場に対する信頼を確保することが重要であり、監視委員会に課せられた使命は重大である。

したがって、今後とも証券市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃を目指して犯則事件の調査に努めるとともに、個人投資家の利益を犠牲に自らの利益を求める悪質な市場仲介者に対しては、厳正な態度で対処することとしたい。また、個人投資家のニーズや社会的な問題に対して的確に応えられるように努め、活動内容の広報についても各種報道機関や監視委員会のホームページを通じて、引き続き積極的に行うこととしたい。

証券市場を取り巻く環境が大きく変化し、取引の内容や仕組みが複雑化、多様化している今日、投資者の証券市場に対する信頼が一層確保されるよう、更なる努力を重ねる決意である。

Ⅰ　監視委員会の活動状況

第１章　組　　織

第１　監視委員会

監視委員会は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第６条等に基づき設置された、委員長及び２人の委員で構成される合議制の機関であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

１　委員会

監視委員会の議事は、２人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は３年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

監視委員会は、平成13年７月20日以降４期目に入っており、委員長に高橋武生、委員には川岸近衛及び野田晃子がそれぞれ就任している。

２　事務局

監視委員会の事務局は、事務局長及び次長の下に、総務検査課及び特別調査課の２課で構成されている。事務局の定員は、市場監視体制の抜本的強化を図るため、平成15年度予算において、平成14年度末の定員182人に対し37人の増員が認められ、15年度で合計217人（定員削減１人及び定員振替１人を含む。）の体制となっている。

（参考）平成15年度予算による定員の増員状況

①証券取引検査官室　　８人

②市場分析審査室　　6人
③特別調査課　　21人
④その他（海外規制当局との情報交換担当）　　2人

⑴　総務検査課は、大きく分けて証券取引検査官室、市場分析審査室及び総括の3部門に分かれる。

①　証券取引検査官室は、証券取引等の公正確保の観点から証券会社等の検査を行う。

②　市場分析審査室は、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びにこれらの取引の内容の審査を行っており、平成14年7月に従来の取引審査部門と総括部門の情報処理係を統合し、機能を拡充して設置されたものである。

③　総括部門は、監視委員会全体の調整部門であり、監視委員会の会議の運営や内閣総理大臣、金融庁長官等に対する勧告・建議に係る事務などを行う。

⑵　特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

第2　地方の事務処理組織

地方においては、財務省財務局長、財務支局長及び内閣府沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、監視委員会が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が設置されている。定員は、平成15年度予算において証券取引検査官など17人の増員が認められ、合計で199人となっている。

証券取引等監視官（部門）は、検査及び取引審査については監視委員会の委任を受けて（注）、犯則事件の調査については監視委員会の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

（注）監視委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委

任している（ただし、必要があれば、監視委員会自らその権限を行使することができる）。

第２章　犯則事件の調査・告発

第１　概　説

１　犯則事件の調査の目的及び権限

公正・公平な証券市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対して厳正な処罰を課すことにより、証券市場が適切に運営されているという投資者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査の目的は、これら証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることである。この犯則事件の調査権限は、市場の公正性を確保し、投資者保護を図る目的から、監視委員会の設置に伴い設けられたものである。

また、証券会社等に対する検査が、内閣総理大臣及び金融庁長官からの権限の委任に基づいて行われるのに対して、犯則事件の調査は、監視委員会職員の固有の権限として、証取法、外証法及び金先法に規定されている。権限行使の対象も証券会社等に限定されず、投資者を含め広く証券取引等に関与するすべての者に及ぶものである。さらに、平成15年１月から施行されている本人確認法においても、証取法を準用する形で犯則事件の調査権限が付与されている。

具体的な権限としては、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（証取法第210条、外証法第53条、金先法第106条、本人確認法第18条）と、裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限（証取法第211条、外証法第53条、金先法第107条、本人確認法第18条）とがある。

2　犯則事件の範囲等

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第14条）で定められている。主なものとしては、証券会社を対象とする損失補てんのほか、発行会社を対象とする虚偽の有価証券報告書提出、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、相場操縦などがある（附属資料144頁以下参照）。

また、本人確認法では、証券会社等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住居等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている。

監視委員会職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を監視委員会に報告し（証取法第223条、外証法第53条、金先法第119条、本人確認法第18条）、監視委員会は、その調査によって犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐこととなっている（証取法第226条、外証法第53条、金先法第122条、本人確認法第18条）。

第２　犯則事件の調査・告発実績

1　犯則事件の調査の実施状況

平成14事務年度においては、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券に係る内部者取引、㈱ケイビーに係る虚偽の有価証券報告書提出、㈱ニチメンインフィニティの株券に係る内部者取引及び大阪証券取引所に係る相場操縦の嫌疑により、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対し強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行った。

2　告発の状況

監視委員会は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引につき５件・７名（クレイフィッシュ事件、ニチメンインフィニティ事件２件、三笠コカ･コーラボトリング事件２件）、風説の流布及び偽計につき１件･１名（ドリームテクノロジーズ事件）、偽計につき１件・２名（エムティーシーアイ事件）、虚偽の有価証券報告書・届出書の提出につき３件･12名（ナナボシ事件、エムティーシーアイ事件、ケイビー事件）の合計10件・22名について、証取法違反の罪に該当するとして検察官に告発を行った。その概要は、以下のとおりである。

なお、監視委員会が発足以来行った告発は、上記の告発も含め、内部者取引21件・71名、損失補てん７件・44名、風説の流布４件・７名、相場操縦５件・11名、偽計３件・７名、虚偽の有価証券報告書等提出12件・53名及び大量保有報告書の不提出１件・１名の合計53件・194名となっている。

⑴　クレイフィッシュ事件（内部者取引）

監視委員会は、㈱クレイフィッシュの株券に係る内部者取引が証取法違反（第167条第１項、公開買付者等関係者の禁止行為）に当たるとして、平成14年７月31日、犯則嫌疑者１人を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

㈱光通信の資産管理部に所属していたＡは、その職務に関し、㈱光通信が㈱クレイフィッシュの株券の公開買付けを行うことについて決定したことを知り、その公表前に㈱クレイフィッシュの株券を売買して利益を得ようと企て、平成13年８月、同社の

株券合計１５株を約７５０万円で買い付けた。

〔告発後の経緯〕

平成14年12月18日、被告発人Ａについて公訴の提起が行われた。平成15年２月28日、東京地方裁判所において懲役１年（執行猶予３年）、罰金100万円、追徴金約1,048万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

⑵　ナナボシ事件（その２　虚偽の有価証券報告書提出）

監視委員会は、㈱ナナボシに係る虚偽の記載のある有価証券報告書の提出が証取法違反（第197条第１項第１号等、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に当たるとして、平成14年９月６日、犯則嫌疑法人１社（㈱ナナボシ）及び犯則嫌疑者５人を大阪地方検察庁検察官に対して告発した。

（注）なお、同社については、平成14年６月28日にも、同社の平成12年３月期決算及び平成13年３月期決算における虚偽の有価証券報告書の提出が、証取法違反に当たるとして、同社及び同社役員５名を告発している（ナナボシ事件その１）。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑法人㈱ナナボシの前代表取締役会長Ａ、前取締役執行役員Ｂら同社役員５人は、共謀の上、同社の業務に関し、平成10年３月期決算及び平成11年３月期決算において、架空の受注工事代金を計上して売上を合計約38億円水増しするなどの方法により、経常利益を合計約12億円、当期純利益を合計約13億円、それぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある損益計算書、貸借対照表等を掲載した有価証券報告書を提出した。

〔告発後の経緯〕

平成14年９月９日、被告発人Ａ及び同Ｂについてナナボシ事件その１の事実とともに公訴の提起が行われた。Ａについては、平成15年３月13日、大阪地方裁判所において懲役２年６月の判決が言い渡されたが、同日控訴し、大阪高等裁判所において公判係属中である。

Ｂについては、平成15年３月31日、大阪地方裁判所において懲役３年６月の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

⑶　ドリームテクノロジーズ事件（風説の流布及び偽計）

監視委員会は、ドリームテクノロジーズ㈱の株券に係る風説の流布及び偽計が証取法違反（第158条、風説の流布の禁止、偽計の禁止）に当たるとして、平成14年11月29日、犯則嫌疑者１人を広島地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

Ａは、ドリームテクノロジーズ㈱の株券について、あらかじめインターネット上で募集した会員に対し、売買を推奨する内容虚偽のメールを送信して相場の変動を図り、これを利用して同社株券を売買して利益を得ようと企てた。そこで、平成14年３月中旬頃、数十名の会員に対し、「会社の存立を左右するような悪材料があるから明日の寄付きで売り注文を出してください。」などと記載した内容虚偽の電子メールを送信し、その後悪材料が偽りであったとして買戻しを指示する電子メールを送信し、もって、風説を流布するとともに、偽計を用いた。

〔告発後の経緯〕

平成15年３月28日、被告発人Ａについて公訴の提起が行われた。同日、広島簡易裁判所において、罰金30万円、追徴金36万６千円の略式命令が言い渡され、同裁判は確定した。

⑷　エムティーシーアイ事件（その１　虚偽の有価証券届出書等の提出）

監視委員会は、㈱エムティーシーアイに係る虚偽の記載のある有価証券届出書及び有価証券報告書の提出が証取法違反（第197条第１項第１号等、重要な事項につき虚偽の記載のある届出書類及び有価証券報告書の提出）に当たるとして、平成14年12月16日、犯則嫌疑法人１社（㈱エムティーシーアイ）及び犯則嫌疑者１人を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑法人㈱エムティーシーアイの代表取締役会長Ａは、同社の業務に関し、平成11年５月期において、約５億５千万円を株式取得資金として別会社に預託したとして架空の投資未決算勘定を計上するなどした虚偽の記載のある貸借対照表等を掲載した有価証券報告書を提出し、同年10月に公募による同社の株券発行を実施するに際し、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出した。

エムティーシーアイ事件（その２　偽計）

監視委員会は、㈱エムティーシーアイの株券発行に係る偽計募集が証取法違反（第158条、偽計の禁止）に当たるとして、平成14年12月26日、犯則嫌疑法人１社（㈱エムティーシーアイ）及

び犯則嫌疑者１人を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑法人㈱エムティーシーアイの代表取締役会長Ａは、同社の業務に関し、平成11年10月実施の公募増資に当たり、虚偽の事実を公表して多数の一般投資家から株式払込金を得ようと企て、セミナー講演などにおいて、多数の一般投資家に対して、同社は無借金経営を貫いており、徹底したディスクロージャーにも努めている旨述べるなど虚偽の事実を公表し、株券の募集のため偽計を用いた。

〔告発後の経緯〕

平成14年１２月１６日（事件その１）及び同月26日（事件その２）、被告発人Ａについて公訴の提起が行われた。平成15年７月14日、東京地方裁判所において懲役２年の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

⑸　ニチメンインフィニティ事件（その１　内部者取引）

監視委員会は、㈱ニチメンインフィニティの株券に係る内部者取引が証取法違反（第167条第１項、公開買付者等関係者の禁止行為）に当たるとして、平成14年12月19日、犯則嫌疑者１人を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

大和証券エスエムビーシー㈱の事業法人第１部長であったＡは、当該証券会社とニチメン㈱との間の公開買付代理人契約に関し、ニチメン㈱が㈱ニチメンインフィニティの株券の公開買付け

を行うことについて決定したことを知り、その公表前に㈱ニチメンインフィニティの株券を売買して利益を得ようと企て、平成14年２月、同社の株券合計7,000株を約950万円で買い付けた。

〔告発後の経緯〕

平成１５年５月２１日、被告発人Ａについて公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

⑹　三笠コカ・コーラボトリング事件（その２　内部者取引）

監視委員会は、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券に係る内部者取引が証取法違反（第167条第１項、公開買付等関係者の禁止行為）に当たるとして、平成15年２月13日、犯則嫌疑者２人を大阪地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

三笠コカ・コーラボトリング㈱の総務人事部担当部長であったＡは、同社とコカ･コーラウエストジャパン㈱との間の公開買付けに係る契約に関し、コカ･コーラウエストジャパン㈱が三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券の公開買付けを行うことについて決定したことを知り、同人及びその知人であるＢは、共謀の上、その公表前に三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を売買して利益を得ようと企て、平成13年２月、同社の株券合計約22,000株を約1,700万円で買い付けた。

〔告発後の経緯〕

平成15年２月13日、被告発人A及び同Bについて公訴の提起が行われた。Aについては、同年７月３日、大阪地方裁判

所において懲役１年６月（執行猶予３年）、罰金100万円、追徴金290万円の判決が言い渡され、Bについては、同日、同裁判所において懲役１年（執行猶予３年）、罰金８０万円、追徴金約210万円の判決が言い渡され、それぞれの裁判は確定した。

（注）三笠コカ・コーラボトリング事件（その１）については、25頁参照。

⑺　三笠コカ・コーラボトリング事件（その３　内部者取引）

監視委員会は、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券に係る内部者取引が証取法違反（第167条第１項、同第３項、公開買付等関係者の禁止行為）に当たるとして、平成15年２月20日、犯則嫌疑者２人を大阪地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

Cは、実兄であり、三笠コカ・コーラボトリング㈱の総務人事部担当部長であったAから、コカ･コーラウエストジャパン㈱が三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券の公開買付けを行う決定をした事実の伝達を受け、その公表前に三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を売買して利益を得ようと企て、平成13年２月、同社の株券合計10,000株を約730万円で買い付けた。

また、A及びCは共謀の上、上記公開買付け決定の公表前に三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を売買して利益を得ようと企て、平成13年２月、同社の株券20,000株を約1,500万円で買い付けた。

〔告発後の経緯〕

平成15年２月21日、被告発人Ｃ及び同Ａについて公訴の提起が行われた。Ｃについては、同年７月３日、大阪地方裁

判所において、懲役１年（執行猶予３年）、罰金100万円、追徴金約545万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。Ａについては前述のとおりである。

⑻　ケイビー事件（虚偽の有価証券報告書提出）

監視委員会は、㈱ケイビーに係る虚偽の記載のある有価証券報告書の提出が証取法違反（第197条第１項第１号等、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に当たるとして、平成15年３月24日、犯則嫌疑法人１社（㈱ケイビー）及び犯則嫌疑者３人を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑法人㈱ケイビーの前代表取締役会長Ａ、前専務取締役Ｂ及び元常務取締役Ｃは、共謀の上、同社の業務に関して、平成10年３月期から平成13年３月期の４期にわたり、架空の売上を計上するなどの方法により売上高を合計約406億円水増しし、架空売上がなければ赤字となっていた経常利益を合計約100億円、当期純利益を合計約89億円、当期未処分利益を合計約249億円、それぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある損益計算書、貸借対照表等を記載した有価証券報告書を提出した。

〔告発後の経緯〕

平成15年３月24日、被告発人Ａ、同Ｂ及び同Ｃについて公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

⑼　ニチメンインフィニティ事件（その２　内部者取引）

監視委員会は、㈱ニチメンインフィニティの株券に係る内部者取引が証取法違反（第167条第１項、公開買付者等関係者の禁止行為）に当たるとして、平成15年５月28日、犯則嫌疑者１人を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

大和証券エスエムビーシー㈱の企業提携部次長であったＢは、同社とニチメン㈱との間の公開買付代理人契約に関し、ニチメン㈱が㈱ニチメンインフィニティの株券の公開買付けを行うことについて決定したことを知り、その公表前に㈱ニチメンインフィニティの株券を売買して利益を得ようと企て、平成14年２月、同社の株券合計4,800株を663万円で買い付けた。

〔告発後の経緯〕

平成15年５月28日、被告発人Ｂについて公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

（参考）

平成14年９月に公表した平成13事務年度事案のうち、公訴提起が未了であった事案について、その後、公訴提起が行われたので、その概要を記載する。

○　ナナボシ事件（その１　虚偽の有価証券報告書提出）

平成14年６月28日告発

〔告発後の経緯〕

17頁のナナボシ事件（**その２　虚偽の有価証券報告書提出**）の告発後の経緯参照。

○　三笠コカ・コーラボトリング事件（その１　内部者取引）及び三陽パックス事件（内部者取引）

平成14年６月28日告発

〔告発後の経緯〕

平成14年12月17日、被告発人D及び同Eについて公訴の提起が行われた。

公訴事実は以下のとおりである。

両名は、コカ・コーラウエストジャパン㈱が三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けすること、及び三陽エンジニアリング㈱が三陽パックス㈱の株券を公開買付けすることを知り、共謀の上、その公表前に三笠コカ・コーラボトリング㈱及び三陽パックス㈱の株券をそれぞれ買い付けた上、公表後にこれを売り付けて利益を得ようと企て、それぞれの株券を買い付けた。

同Dについては、平成15年５月２日、東京地方裁判所におい

て、懲役１年２月（執行猶予３年）、罰金80万円、追徴金約400万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

同Eについては、同日、東京地方裁判所において、懲役10月（執行猶予３年）、罰金50万円、追徴金約400万円の判決が言い渡されたが、控訴し東京高等裁判所において公判係属中である。

第3章　検　　査

第1　概　説

1　取引の公正の確保に係る検査

⑴　検査の意義及び対象

監視委員会は、証取法、外証法及び金先法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、証券取引等の公正の確保に係る規定の遵守状況を監視するため、証券会社等に対して臨店等により検査を行う。

これらの検査は、公益及び投資者の保護を図ることを目的とし、内閣総理大臣及び金融庁長官の証券会社等に対する行政上必要な措置及び施策に資するものである。

なお、監視委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、監視委員会は、自らその権限を行使することができる）。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

①　証券会社及び証券会社の持株会社等
（証取法　第59条、第194条の６）

②　登録金融機関及び登録金融機関の持株会社
（証取法　第65条の２、第194条の６）

③　証券業協会　（証取法　第79条の14、第194条の６）

④　証券取引所　（証取法　第154条、第194条の６）

⑤　外国証券会社国内支店及び外国証券会社の親法人等
（外証法　第31条、第42条）

⑥　金融先物取引所、その会員及び取引参加者
（金先法　第52条、第92条）

⑦　金融先物取引業者　　（金先法　第77条、第92条）

⑧　金融先物取引業協会　　（金先法　第90条、第92条）

⑵　検査の範囲

検査の範囲は、政令（証取法施行令第38条、外証法施行令第20条、金先法施行令第９条）で定められている。例えば、証券会社については、証券会社とその役員又は使用人の禁止行為（実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為、有価証券の売買に関する虚偽表示又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、特別の利益提供を約して勧誘する行為等）、損失保証・損失補てんの禁止、相場操縦の禁止、内部者取引の禁止等についての規定に関するものを検査することとされている（附属資料132頁以下参照）。

2　本人確認法に係る検査

⑴　検査の意義及び対象

監視委員会は、本人確認法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、証券会社等が顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存等に関する措置を執っているかを点検するため、証券会社等に対して臨店等により検査を行う。

これは、検査を実施することにより証券会社等の顧客管理体制の整備を促進させること等を目的とするものである。（第８章参照）

なお、監視委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば監視委員会は、自らその権限を行使することができる）。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

①　証券会社　（本人確認法　第７条、第８条、第13条４項１号）

② 外国証券会社国内支店

（本人確認法　第７条、第８条、第13条４項１号）

③ 金融先物取引業者

（本人確認法　第７条、第８条、第13条４項１号）

④ 登録金融機関

（本人確認法　第７条、第８条、第13条４項２号）

⑵ 検査の範囲

本人確認法に規定されている検査及び報告・資料徴取権限に基づいて、証券会社等が顧客等との間で有価証券の売買の取次ぎ等を行うに際して、例えば、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合や顧客が本人の氏名、住居及び生年月日（法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地）を偽っていた疑いがある場合において、本人確認（本人確認法第３条）がされているか、本人確認を行った場合の本人確認記録の作成・保存（本人確認法第４条）がされているか等について検査することとされている（附属資料132頁以下参照）。

第２　検査基本方針及び検査基本計画

検査に係る事務の運営は、毎年７月１日に始まり翌年６月30日に終わる１年間を検査事務年度として行われる。

監視委員会は、検査事務年度ごとに、自らが行う検査及び財務局長等が行う検査を計画的に管理・実施するため、検査基本方針及び検査基本計画を策定する。

検査基本方針においては、その検査事務年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、検査基本計画においては、国内証券会社、外国証券会社、登録金融機関等のうち、その検査事務年度の検査の

対象とするものの種類、数等を定めている。

平成14事務年度については、平成14年７月11日、検査基本方針及び検査基本計画を以下のとおり定めた。

平成14検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

1　検査基本方針

⑴　基本的考え方

我が国証券市場は、貯蓄尊重から投資重視への政策の力点の置換えなどを踏まえ、昨年８月に金融庁がとりまとめた「証券市場の構造改革プログラム」に沿って、個人投資家の積極的な市場参加のための環境整備が進められてきている。しかしながら、昨年来、一部証券会社による作為的な相場形成等の法令違反行為に見られるように、一部の市場仲介者や市場参加者について、なお個人投資家の信頼を損なうような事例が認められた。

こうした中で、監視委員会としては、昨年来、証券会社の検査等を徹底することにより、市場ルール等の遵守状況について厳格な監視を行うとともに、個人投資家保護の観点から営業姿勢や内部管理体制等を的確に点検してきているほか、民間専門家の積極的登用を中心とする人員の増強、自主規制機関や外国当局との連携強化等、監視体制の抜本的強化を図ってきている。

以上を踏まえ、平成14検査事務年度（平成14年７月～平成15年６月）の検査においても、監視委員会の使命に則り証券市場等における取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。

⑵　平成13検査事務年度検査結果

平成13検査事務年度（平成13年７月～14年６月）の検査結果をみると、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為のほか、空売り規制違反行為、ＥＢの勧誘に際して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為等、依然として一部の証券会社においては重大な法令違反行為が認められている。

また、個人投資家の利益を軽視した不適切な投資信託営業などの営業姿勢上の問題点や、社内管理システムの不備及び不十分な活用などの内部管理体制上の問題点が認められている。

⑶　平成14検査事務年度の検査実施方針

以上の基本的考え方及び最近の証券市場をめぐる状況を踏まえ、平成14検査事務年度における証券会社等検査は、下記により実施することとする。

①　運営要領

証券取引に係る各種情報等を有効に活用し、機動的な検査の実施に努めるほか、金融庁検査局との同時検査の拡充など他機関との連携に努め、厳正かつ的確な検査を実施する。

また、平成13検査事務年度に導入した証券検査マニュアルの活用、意見申出制度の運用を通じて、引き続き効率的かつ透明性の高い検査運営に努める。

さらに、深度ある検査の実施に向けて、検査体制の拡充・強化に努めるとともに新たな業務内容にも対応した検査手法の向上・開発等を図る。

検査対象会社については、個人投資家等の関心や市場の動きに的確に対応するため弾力的に選定することとし、その際、情報収集体制の拡充による各種情報の活用に加え、証券市場

を取り巻く情勢、前回検査の結果等を総合的に勘案する。その上で、個別会社の状況に応じた的確かつ効率的な検査の実施に努めるとともに、適宜、機動的な検査を実施するなど、より実効性のある検査運営に努める。

なお、必要があると認められるときは、検査の結果把握された事項を総合分析して、取引実態等からみて法規制や自主規制ルールのあり方について委員会としての見解を明らかにし、行政部局が政策対応を行う上で効果的な判断材料を提供することにも努める。

② 検査重点事項

証券会社等検査では、投資者の保護に資するため、次の諸点を重点事項とする。

(a) 証券取引等の公正確保の観点から、法令を中心とした市場ルール等の遵守状況を最重点事項として多角的に点検する。なお、その際、ルール違反についての会社の責任の有無についても、重点的に点検を行う。

(b) 営業姿勢面では、証券会社等の誠実かつ公正な営業姿勢の確保及び個人投資家保護の観点から、いわゆる適合性の原則等の趣旨に照らし適切な投資勧誘を行っているか等を的確に点検する。

(c) 法令違反行為等の未然防止等の観点から、各証券会社等における内部管理体制の整備・運用状況及びその実効性について点検する。

金融先物取引業者等検査では、先物取引の公正確保の観点から、市場ルール等の遵守状況を重点的に点検する。

③ 平成14検査事務年度に取り組むべき課題

イ 的確な検査を実施するための検査体制の強化

(a) 部門制の導入

被検査法人を業態別に区分した部門制を導入した上で、各部門に複数の民間の専門家を配置し、専門性の高い検査を実施する。

(b) 検査の機動性の向上

各種情報の収集に努め、更に委員会に寄せられた情報等をも活用して当初計画や検査周期にとらわれない機動的な検査を一層推進するチームを編成する。

(c) 検査周期の短縮化

大幅な人員増等を最大限活用しつつ、現在３年程度となっている検査周期を概ね１年半程度を目途に短縮化することに努める。

(d) 海外実地調査の展開

我が国証券会社の海外拠点や我が国に支店等を有する外国証券会社を監督する外国当局との意見交換を進めるほか、必要に応じ当該海外拠点等に対する実地調査を積極的に展開する。

(e) 自主規制機関との連携強化

検査項目・検査重点事項等の調整のほか、検査で指摘された問題点等の情報交換を積極的に進め、自主規制機関の行う考査等との連携を更に強化する。

ロ 深度ある検査の実施

(a) 複雑な金融商品に係る営業姿勢等の重点的な点検

デリバティブ等を組み込んだ複雑な金融商品について、組成、引受、個人投資家等への勧誘、販売、償還等に関して不適正な行為が行われていないか、また、個人投資家等の利益を軽視した投資勧誘など営業姿勢上の問

題点がないか等について重点的に点検する。

(b) インターネット等を利用したオンライン取引に係る内部管理体制等の点検

近年、株券等に係るオンライン取引が、低い売買手数料や営業時間外でも注文ができる利便性等を背景に、個人投資家にも急速に普及してきている現状にかんがみ、例えばオンライン取引の非対面性を利用した不適正な取引が行われるのを未然に防止する観点から、適切な顧客管理システム等が整備されているか等、内部管理体制等の踏み込んだ点検・検討を行う。

(c) 前回検査における問題点の改善状況の点検

過去に指摘されている法令違反事項等が依然として改善されていない事例が少なからず認められてきていることにかんがみ、検査及び報告徴取を通じて、引き続き、空売り規制違反を含め、過去の検査で指摘された事項について、その改善状況を重点的に点検する。

ハ 証券市場の新たな動き等に即応したテーマ別検査の実施

各種情報を基に個別会社等を対象とする機動的な検査とは別に、証券市場をめぐる種々の問題点や幅広い関心事項等について、適時的確にテーマを選定し、複数の証券会社に跨がる問題点等を追求する事象対応型の検査を実施する。

2 検査基本計画

(1) 証券会社等検査

・国内証券会社　91社（うち財務局等が行うもの79社）

・外国証券会社　17社

・登録金融機関　　13社（うち財務局等が行うもの11社）

（注１）　上記検査以外に、別途、機動的な検査、テーマ別検査を実施する。

（注２）　国内証券会社については、上記のほかに、財務局長等が行う支店のみを対象とした検査を24支店実施する。

⑵　金融先物取引業者等検査

・金融先物取引業者等

原則として、証券会社等検査の際併せて実施する。

また、平成15事務年度（平成15年７月１日から平成16年６月30日まで）については、平成15年６月27日、検査基本方針及び検査基本計画を以下のとおり定めた。

平成15検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

１　検査基本方針

⑴　基本的考え方

我が国証券市場は、昨年８月、証券市場の構造改革第２弾として金融庁がとりまとめた「証券市場の改革促進プログラム」に沿って、公正性・透明性を確保し多様な投資家の幅広い参加を促進するための環境整備が進められてきている。しかしながら、引き続き、一部証券会社による作為的な相場形成等の法令違反行為に見られるように、一部の市場仲介者や市場参加者について、なお個人投資家の信頼を損なうような事例が認められた。

こうした中で、監視委員会としては、引き続き証券会社の検査を徹底することにより、市場ルール等の遵守状況や営業姿勢、内部管理等について厳格なチェックを行うとともに、検査結果に基づき金融庁に対して個別証券会社の行政処分等を求める勧告に加え、個人投資家保護の観点等から新たな市場ルールの整備を建議してきているほか、インターネット証券会社等に対して一斉に行ったテーマ別検査や機動検査を適宜実施するとともに、自主規制機関に対する検査も進めるなど、市場の公正性の確保に全力を挙げている。

以上を踏まえ、平成15検査事務年度（平成15年７月～平成16年６月）の検査においても、監視委員会の使命に則り、作為的相場形成行為等を重点的に検査することにより、証券市場等における取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。

⑵　平成14検査事務年度検査結果

平成14検査事務年度（平成14年７月～15年６月）の検査結果をみると、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為等、依然として一部の証券会社においては重大な法令違反行為が認められている。

また、営業姿勢面では、投資判断に影響を与える重要な市場要因が短期的に大幅に変化している状況において、これらの状況を説明すること等をせずに、情報の収集力に乏しい個人投資家向けに社債の募集の取扱いや売出しを行っていた事例、投資信託の運用会社から提供された組入債券の発行会社に係る情報

について受益者に適切に情報が提供されていなかった事例が認められたほか、内部管理面でも、インターネット取引を取り扱う証券会社等において不適切な売買審査や顧客管理の状況が認められている。

⑶　平成15検査事務年度の検査実施方針

以上の基本的考え方及び最近の証券市場をめぐる状況を踏まえ、平成15検査事務年度における証券会社等検査は、下記により実施することとする。

①　運営要領

証券取引に係る各種情報等を有効に活用し、証券市場の新たな動き等に即応したテーマ別検査や個別の取引等に係る情報を端緒とした機動検査を一層推進するなど、厳正かつ的確な検査を実施する。

また、金融庁検査局との同時検査を引き続き推進するとともに、自主規制機関の行う考査等との連携を一層強化するほか、海外監視当局との情報交換や海外実地調査等を積極的に推進する。

さらに、検査や調査の結果を踏まえて、金融庁に対して法規制や自主規制ルールのあり方について積極的に建議を行うほか、法令違反の認定に当たってポイントとなった点等についての広報を強化し、法令違反行為等の未然防止等を図る。

検査対象会社については、市場の動き等に的確に対応するという観点から弾力的に選定することとし、その際、情報収集体制の拡充による各種情報の活用に加え、証券市場を取り巻く情勢、前回検査の結果等を総合的に勘案する。その上で、個別会社の状況に応じた的確かつ効率的な検査の実施に努めるとともに、適宜、機動検査を実施するなど、より実効性の

ある検査運営に努める。

② 検査重点事項

証券会社等検査では、投資者の保護に資するため、次の諸点を重点事項とする。

(a) 証券取引等の公正確保の観点から、法令を中心とした市場ルール等の遵守状況を最重点事項として多角的に点検し、その際、ルール違反についての会社の責任について重点的に点検を行う。

(b) 営業姿勢面では、証券会社等の誠実かつ公正な営業姿勢の確保及び個人投資家保護の観点から、いわゆる適合性の原則等の趣旨に照らし適切な投資勧誘が行われているか、特にデリバティブを組み込んだ複雑な金融商品や個人向け社債等を販売する際に適切な説明等が行われているか等を的確に点検する。

(c) 法令違反行為の未然防止や再発防止等の観点から、各証券会社等における内部管理体制の整備・運用状況及びその実効性について点検する。

金融先物取引業者等検査では、先物取引の公正確保の観点から、市場ルール等の遵守状況を重点的に点検する。

③ 平成15検査事務年度に取り組むべき課題

イ 検査体制の強化

(a) 検査周期の差別化

検査周期の短縮化を推進する一方、過去の検査結果、内部管理体制の整備・運用状況等を勘案して、個別証券会社等ごとに検査周期の差別化を図る。

(b) 企画・審査機能等の強化

昨年度導入した業態別部門制を横断的に支援する企

画・審査部門等を強化し、弁護士、デリバティブ専門家等を積極的に活用するとともに、各検査チームに専門家等を機動的に派遣する。

(c) 財務局監視官部門との検査ノウハウの共有

財務局監視官部門との検査ノウハウの共有化等の観点から、財務局長等が行う国内証券会社の支店のみを対象とする支店単独検査の検査チームに委員会検査官を派遣するほか、現在委員会が担当している証券会社の検査を財務局監視官部門と合同で行う際には必要に応じて財務局検査官を委員会の検査チームに受け入れる。

(d) 市場分析審査室との連携

近年作為的相場形成の法令違反行為が多く認められていることにかんがみ、市場の動きを日常的に監視する市場分析審査室からの情報を一層活用するほか、当該情報の分析を担当した審査官が必要に応じて検査チームに参加する。

ロ 深度ある検査の実施

(a) 実勢を反映しない作為的相場形成行為等の点検

実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為が多く認められていることにかんがみ、取引の公正性を確保する観点から、証券会社の自己売買業務を重点的に検査するとともに、証券会社の売買審査体制等の踏み込んだ点検を行う。

(b) 誤解を生ぜしめるべき表示行為等の点検

重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為が多く認められていることにかんがみ、個人投資家等に対して、デリバティブ等を組み込んだ金融商品等に関

して、投資効果や市場要因の変化の状況等の説明において法令違反行為が行われていないかどうかについて重点的に検査する。

(c) インターネット取引に係る売買審査体制等の点検

インターネット取引の非対面性という営業方法の特質に配慮した内容の売買審査体制及び顧客管理体制が適切に構築・運営されているか等について重点的に検査する。

(d) アナリスト・レポートに係る利益相反行為等の点検

証券会社の調査部門等が投資家向けに発行するアナリスト・レポートに係る利益相反行為等について点検を行う。

(e) 過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることにかんがみ、過去の検査で指摘された事項についての改善状況等について重点的に検査し、繰り返し同一の法令違反行為が行われている場合には、厳しく対処する。

2 検査基本計画

(1) 証券会社等検査

・国内証券会社　96社（うち財務局等が行うもの84社）
・外国証券会社　19社
・登録金融機関　13社（うち財務局等が行うもの11社）

（注１）上記検査以外に、別途、機動検査、テーマ別検査を実施する。

（注２）国内証券会社については、上記のほかに、財務局長等が行う支店のみを対象とした検査を27支店実施す

る。

⑵　金融先物取引業者等検査

金融先物取引業者等　原則として、証券会社等検査の際併せて実施する。

第３　金融庁長官の行う証券会社等検査との連携

監視委員会が行う検査と証券会社等の財務の健全性等を点検する金融庁長官の行う証券会社等に対する検査は、発足以来これまでも必要に応じて連携を図りつつ実施してきたところであり、これらの検査を、合同で、同時期に、同一の証券会社等に対して着手する（以下「同時検査」という。）など、より効果的かつ効率的な検査の実施に努めているところである。

平成14事務年度においては、証券会社12社について、同時検査に着手した（附属資料168頁参照）。このほか、財務局等においては、証券会社42社について、監視官部門と証券会社等の財務の健全性等を点検する理財部検査官部門が同時検査に着手した。

第４　検査実績

１　検査計画及びその実施状況

平成14事務年度における監視委員会及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである。

⑴　証券会社等検査

監視委員会及び財務局長等が、平成14事務年度において検査に着手した件数は、証券会社113社、登録金融機関13社であり、平成

14事務年度に実施することとしていた証券会社108社、登録金融機関13社に対する検査計画については、目標を達成することができた（検査着手件数及び検査計画は、いずれも特別検査・支店単独検査を含まない。）。

これらの内訳は、監視委員会が検査に着手したものが国内証券会社14社、外国証券会社18社、登録金融機関２社であり、財務局長等が検査に着手したものは、国内証券会社81社及び登録金融機関11社である。

このうち、証券会社３社から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があった。

（注）意見申出制度とは、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的として、平成13年10月以降に着手した検査から適用しているもので、検査中に十分議論を尽くした上で意見相違となった事項につき、被検査法人が監視委員会事務局長あてに意見申出書を提出するものである。意見申出事項の審理結果は、検査結果通知書に包含して回答することとなっている。

平成14事務年度において着手したもののうち、国内証券会社80社、外国証券会社16社及び登録金融機関11社については、同事務年度中に被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了している（別表参照）。また、平成13事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった証券会社23社、登録金融機関１社については、平成14事務年度中にすべての検査が終了している。なお、自主規制機関の検査については、着手をした２社のうち１社については、検査が終了している。

平成14事務年度中に検査が終了したもの（平成13事務年度着手分を含む。）のうち、重大な法令違反が認められた30件（証券会社30社・外務員33人）については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行い、これを受けて行政処分等が実施されている（第

４章参照)。

なお、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、行政担当部局へ連絡している。これを受けて、行政担当部局は、被検査会社に対して改善策等の報告を求めている。

平成14事務年度における特色としては、平成15年１月６日から本人確認法が施行されたこと等に伴い、同年１月中旬以降インターネット証券会社に対する一斉検査を実施し、インターネット取引に係る顧客管理、売買審査の状況等について点検を行った。また、定例の検査とは別に、監視委員会の中で日常的な市場監視を行っている市場分析審査室の分析結果を活用して機動的な検査を実施したほか、自己売買業務を主要な業務のひとつとしている証券会社に対する自己売買の状況についての重点的な検査など、証券市場の新しい動きに即応し、検査項目のテーマを絞った事象対応型の検査（テーマ別検査）を実施した。

⑵　金融先物取引業者等検査

平成14事務年度においては、証券検査の際、併せて金融先物取引業者等の検査を実施した（16社)。

別表　平成14事務年度の検査実施状況

区　　分	検査計画	検査着手	検査終了
証券会社	108社	113社	96社
国内証券会社	91社	95社	80社
監視委員会	12社	14社	10社
財務局長等	79社	81社	72社
外国証券会社	17社	18社	16社
登録金融機関	13社	13社	11社
監視委員会	2社	2社	0社
財務局長等	11社	11社	11社

（注１）外国証券会社は、すべて監視委員会が検査を実施している。

（注２）上記のほか、財務局長等が単独で支店のみの検査を実施したものが30店（うち、検査を終了したものは29支店）ある。

（注３）検査終了欄は、平成14事務年度に着手し、同年度末までに被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了したものである。

（注４）このほか、委員会検査において、特別検査として機動検査２件及びテーマ別検査３件を実施している。

（注５）自主規制機関２社（東京証券取引所、大阪証券取引所）の検査については、平成14事務年度に１社（東京証券取引所）の検査が終了しているが、平成13検査事務年度着手分であることから、別表には掲載されていない。

2　１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

平成14事務年度に検査着手した監視委員会検査及び財務局等検査（支店単独検査を除く。）の１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、国内証券会社100人・日、外国証券会社105人・日、登録金融機関21人・日となっている。

第５　証券会社に対する検査結果の概要

１　検査において認められた問題点

平成14事務年度に検査が終了した証券会社等は135社（特別検査である機動的検査及びテーマ別検査を含み、支店単独検査は含まない。）となっているが、このうち78社について問題点が認められた。問題点が認められた78社中、50社において市場ルール等の違反行為が認められたほか、証券会社の営業姿勢や内部管理体制に関する問題点も多数認められた（附属資料167頁参照）。また、前回検査で指摘した問題点については、各社ともおおむね改善はされているが、一部の証券会社においては前回検査と同一の問題が再度発生しているものが認められた。

検査において認められた問題点の特徴は、以下のとおりである。

⑴　実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為

いわゆる引値保証取引等に関し、外国証券会社の自己売買部門が、複数の上場銘柄の株券について東京証券取引所の終値を引き上げれば引き上げるほど自社の利益が発生することとなっている状況の中で、東京証券取引所の終値を引き上げる目的で作為的な相場を形成する一連の売買取引を行っていたほか、別の複数の外国証券会社の自己売買部門においても、ＥＢ（他社株券償還特約付債券）が株券による償還となる場合に備えて保有していた対象銘柄の終値を株券による償還となる価格まで引き下げる目的で、同様の法令違反行為を行っていた事例が認められた。

また、株式の自己売買の担当者が、自らの売買を有利に導くために、板を厚くみせかけて他の市場参加者からの注文を誘引する

目的で、約定させる意図のない発注を繰り返し行っていた。これらの行為は実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買をする行為に該当すると認められた。（詳細については、第４章第２「１会社の処分を求める報告」参照）

これらの事例の中には、監視委員会の市場分析審査室の分析結果を臨店検査において活用し、実態を解明したものも含まれる。

⑵　個人投資家保護等の観点から問題のある営業姿勢

証券会社が行った社債の引受けに関し、流通利回りの大幅な上昇等の環境変化によって投資者にとっては不利なプライシングによる引受決定が行われていた事例や、社債の募集販売において、募集開始直前の格付けの引下げに伴う既発債の流通利回りの大幅な上昇等の情報を顧客に提供することなく勧誘を行っていた事例などが認められた。（詳細については、第３章第５「２問題点が認められた事例」の⑵参照）

⑶　ネット証券会社における内部管理体制の不備

空売り規制の適用を潜脱する目的で発注されたものと認められる注文について、これらをチェックする売買審査体制が構築されていない状況や、インターネットを通じて受託している取引について、作為的相場が形成されている疑いがある取引を抽出しているにもかかわらず、売買審査を行っていない状況などが認められた。（詳細については、第３章第５「２問題点が認められた事例」の⑵参照）

⑷　繰り返し同一の法令違反行為が認められた証券会社

特定の証券会社に対する過去の検査において、取引一任勘定取引の契約の締結を繰り返し指摘しているにもかかわらず、平成14事務年度においても同様の違反行為を行っていた事例が認められた。（詳細については、第４章第２「１会社の処分を求める勧告」

参照）

⑸　本人確認の不備

証券会社が株券の売買の取次ぎを行うに際して、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがあるにもかかわらず、本人確認を行っていない（本人確認法第３条第１項）状況などが認められた。（詳細については、第４章第２「１会社の処分を求める勧告」参照）

2　問題点が認められた事例

⑴　市場ルール等の遵守状況については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。

○　法令違反で勧告したもの（①～⑨については、第４章で記述する。）

①　取引一任勘定取引の契約を締結する行為

②　有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

③　特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

④　実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託をする行為

⑤　有価証券の発行による調達資金が親法人等への弁済に充てられることの不告知

⑥　顧客に関する非公開情報を親法人等から受領し、又は親法人等へ提供する行為

⑦　なりすましの疑義のある取引についての本人確認義務違反

⑧　役職員の投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

⑨　外務員の職務に関する著しく不適当な行為

○　法令違反であるが勧告に至らなかったもの

⑩　取引態様の事前明示義務違反〔証取法第38条違反〕

営業員は、マーケットメイク銘柄の注文があった際に、自己が相手方となるか委託取引となるか、顧客に事前に明示していなかった。

⑪　向い呑み〔証取法第39条違反〕

営業員は、顧客からの売付注文を誤って一桁多く発注し、その後その注文が全部約定したため、同顧客から追加して注文を受託した際に売り過ぎた玉を当て、同顧客に対してはあたかも市場で成立したかのように約定の連絡をしていた。

⑫　職務上知り得た特別の情報に基づいて有価証券の売買等をする行為〔証取法第42条第１項第９号に基づく行為規制府令第４条第５号違反〕

支店長は、特定銘柄の株券を自ら選定した上で、営業員に対し選定理由を説明の上自ら作成した資料を配布するなどしてこの銘柄を推奨し、営業員による顧客への買付勧誘で多数の顧客が買付けを行うことが予想されると認識しつつ、自らも自身の口座で寄付き前にこの株券の買付注文を発注し、買付けをしていた。

⑬　政令で定めるところに違反した空売り〔証取法第162条第１項第１号違反、証取法施行令第26条の３第１項、第26条の４第１項〕

イ　ディーラーのポジション管理の誤りにより空売りとなっていた証券会社の自己の計算に基づく取引について、管理部門のチェックが十分に機能していなかったことなどから発見できず、証券取引所に対して空売りであることを明示

しなかった。

また、これらの注文は、証券取引所が直近に公表した価格に満たない価格による自己の計算に基づく空売りとなっていた。

ロ　個人投資家が、インターネットを通じて、空売り規制の価格制限を明らかに潜脱する目的で、意図的に50単元以下に分割して短時間に連続発注した売付けを受託、執行し、直近公表価格以下の価格で約定させた。

○　自主ルール違反

⑭　**外国株券受注時の我が国における企業内容開示に係る不説明**〔日証協公慣規第４号「外国証券の取引に関する規則」第12条第３項違反〕

外国株券の勧誘において、買付注文を受けた際、この株券が我が国の証券取引法に基づく企業内容の開示の対象となっていない旨の説明をしていなかった。

⑮　**広告審査体制の不備**〔日証協公慣規第７号「広告及び景品類の提供に関する規則」第５条第２項違反〕

証券会社の私募投信の勧誘資料について、その資料の作成に当たり、広告責任者による審査が行われていなかった。

⑯　**営業員による無断売買**〔日証協公慣規第８号「証券従業員に関する規則」第９条第３項第４号違反〕

営業員は、顧客から指値訂正の注文を受託していないにもかかわらず、顧客の同意を得ることなく、自ら注文値段を変更して無断売買を行っていた。

⑰　**地場受け**〔日証協公慣規第８号「証券従業員に関する規則」第９条第３項第６号違反〕

営業員は、顧客が他の証券会社の従業員であることを知り

ながら、同顧客が所属する証券会社の書面による承諾を受けずに、同営業員が扱者となっている別の顧客名義の口座を使用し、前記顧客の株券の売買の注文を受託、執行していた。

⑱　**営業員による信用取引**〔日証協公慣規第８号「証券従業員に関する規則」第９条第３項第７号違反〕

営業員は、顧客の口座を使用して、専ら投機的利益の追求を目的とした自己の計算に基づく信用取引を多数回にわたり行っていた。

（注）上記の営業員の行為は、「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」にも該当する（第４章第２「２役職員の処分を求める勧告」参照）。

⑲　**営業員による仮名取引の受託**〔日証協公慣規第８号「証券従業員に関する規則」第９条第３項第12号違反〕

営業員は、顧客が他人名義を使用して株券の売買を行っていることを知りながら、この売買注文を受託、執行していた。

⑳　**営業員による名義借り**〔日証協公慣規第８号「証券従業員に関する規則」第９条第３項第13号違反〕

営業員は、顧客の名義を使用して自己の計算に基づく株券の売買を行っていた。

㉑　**業務に関する書類の不交付**〔日証協公慣規第８号「証券従業員に関する規則」第９条第３項第16号違反〕

債券の取引に伴い顧客に交付すべき書類である「社債登録済通知書」について、１か月近くの間、証券会社の金庫に保管したままとなっており、交付していなかった。

㉒　**営業員による顧客との金銭貸借**〔日証協公慣規第８号「証券従業員に関する規則」第９条第３項第17号違反〕

営業員は、顧客の株券の買付代金の一部を立て替えていた。

また、株券の売付代金の一部出金の申出を受け、売付けの受渡日前日に顧客に対して金銭の貸付けを行っていた。

㉓　**営業員限りの広告**〔日証協公慣規第８号「証券従業員に関する規則」第９条第３項第20号違反〕

営業員は、自らの営業のための勧誘資料を作成し、内部管理責任者の審査を受けずに、多数の顧客に電子メールやファクシミリ等を使って資料を配布していた。

⑵　営業姿勢については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。

①　不適切な投資信託営業

支店の営業員は、専ら販売目標消化のために、自らの主導による短期損切り乗換取引の勧誘や損益が正反対の方向となる投資信託を同時に保有するという両建て取引の勧誘を頻繁に繰り返しているが、勧誘時に顧客がこれらの取引の合理性を判断することができるような説明をしていなかった。

②　MMFの受益者に対する不適切な情報提供

証券会社が販売したMMFに関し、MMFの商品に組み込まれている社債の発行会社に関する情報について、この社債の安全性が高まるなど発行会社を取り巻く環境が良い方向に変化していた時にはMMFの受益者に対して発行会社に関する詳細な情報提供を行っているにもかかわらず、発行会社の財務状況等が悪化するなどその環境が悪い方向に変化した時には詳細な情報提供を行っていなかった。

③　個人向け社債に係る不適切な引受審査及び募集販売

証券会社が行った社債の引受けについて、この社債の発行会社の業績悪化、それに伴う格付けの引下げ、格付けの引下げ等による発行会社の既発債の流通利回りの大幅な上昇等の環境の

変化によって、市場実勢を反映した適正な発行条件を決定することが困難な状況となっているにもかかわらず、起債の延期等を十分検討することなく、投資者にとって不利なプライシングによる引受決定が行われていた。また、社債の募集販売において、顧客が信用リスク等を判断する上で重要な情報である募集開始直前の格付けの引下げに伴う既発債の流通利回りの大幅な上昇等の情報を販売部門に周知していなかったことから、多くの営業員が顧客に対してこの情報を提供することなく勧誘を行っていた。

⑶　内部管理体制については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。

①　売買審査体制など社内管理システムの不備

イ　顧客がネット取引を利用し、空売り規制の適用を潜脱する目的で注文株数を小口に分割して短時間に連続して発注を行っていたと認められる注文について、これらをチェックする売買審査体制が構築されていなかった。

ロ　インターネットを通じて受託している取引について、作為的な相場が形成されている疑いのある取引を抽出しているにもかかわらず、売買審査の人的体制が整っていないこと等から、この抽出資料が十分に活用されていなかった。

ハ　証券会社において、コンプライアンス上の観点から注意を要する口座として会社内の基準に基づいて抽出した口座の顧客に面談を実施しているものの、専ら顧客の苦情、不満の有無の確認についての面談内容となっており、取引の違法性の有無の観点からの確認・検討が行われていなかった。

②　役職員の市場ルール等の遵守意識の欠如及びこれに起因する市場ルール等の理解不足

イ　前回検査で指摘されているにもかかわらず、同一外貨建て商品の乗換えに関して本来負担する必要のない為替手数料を顧客に負担させている取引や社内の投資信託償還乗換優遇制度を利用していない取引が認められた。

ロ　株券の公募に係る顧客への公平かつ公正な配分を行うための社内ルールは策定しているものの、ルール遵守に係る管理が徹底されていないため、公募価額決定後にブックビルディングに参加していない特定顧客の公募による株券の購入要請を受け入れるなど、特定顧客に対して優先的な配分を行っている事例が認められた。

第６　登録金融機関に対する検査結果の概要

登録金融機関に対する検査については、証券会社に対する検査と同様、市場ルール等の遵守状況、投資勧誘の実情等の営業姿勢、内部管理体制の点検を重点事項として行ったが、特に問題は認められなかった。

第７　金融先物取引業者等に対する検査結果の概要

金融先物取引業者等に対する検査については、証券検査の際に、市場ルール等の遵守状況の点検、投資勧誘の実情等営業姿勢の実態把握を行ったが、特に問題は認められなかった。

第８　自主規制機関に対する検査結果の概要

１　検査の実施状況

監視委員会は、金融庁（検査局）と合同で、平成13年５月から、

㈱東京証券取引所及び㈱大阪証券取引所の検査に着手した。㈱東京証券取引所に対する検査については、平成15年３月27日に検査結果通知書を交付し検査を終了した。

これらの検査は、平成13年の証券取引所の株式会社への組織変更や自主規制業務の重要性の高まり等を踏まえ、金融庁検査局との同時検査により、業務及び財務の状況について、総合的に検証することを目的として実施したものである。

2　東京証券取引所に対する検査結果

⑴　考査業務における問題点

①　考査部と売買審査部の不十分な連携

売買審査部の審査結果によれば、空売り規制に関する注意の喚起が繰り返し行われている取引参加者が認められており、考査部がこのような取引参加者に係る情報や特定銘柄の売買に関する情報等を入手できれば、考査の早期実施や重点考査事項としての取り上げなど、より機動的、効率的な考査の実施が可能になると思われる。

しかしながら、考査部は、売買審査部から何ら審査結果に係る情報の提供を受けておらず、日常的に考査部と売買審査部の連携は不十分なものとなっている。

②　特別考査等を実施した取引参加者に対する一般考査周期の長期化

考査部では、考査予定先の選定基準の一つとしている前回考査時以降の経過日数の算定において、特定の項目についてのみ考査する特別考査や、前回考査結果により改善報告書を徴求した項目についての改善状況のみを考査するフォローアップ考査を実施した場合も、経過日数を計算する上で含めていることか

ら、特別考査及びフォローアップ考査を実施した取引参加者に対する一般考査の周期が長期化している。

⑵　売買審査業務における問題点

売買審査部では、システム開発により審査期間の短縮を図っており、平成14年度においては、１年以上を要した件数は減少しているものの、いまだ審査期間は長期にわたっていると認められ、迅速な対応が図られていない。

第4章　勧　　告

第1　概　説

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置（以下「行政処分等」という。）について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる（設置法第20条第１項）。

具体的には、証券会社等の法令違反行為が把握された場合に行政処分等を行うことを求める勧告や、証券会社等の役職員の法令違反行為に対して処分等を行うことを求める勧告などが挙げられる。

また、監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる（同条第２項）。

監視委員会から行政処分等を求める勧告を受けた内閣総理大臣又は金融庁長官は、監視委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には、証券会社の登録取消し、業務停止などの行政処分等を命じることになる。

なお、証券会社の外務員に対する行政処分等については、その事務が内閣総理大臣から日本証券業協会に委任されていることから（証取法第64条の７第１項）、日本証券業協会は、監視委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には、外務員登録の取消処分又は外務員の職務停止処分を命じることになる。

第２　勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置

監視委員会は、平成14事務年度において、証券会社に対する検査の結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、法令違反等の事実が認められた証券会社及び証券会社の役職員（外務員登録をしている者）に対して行政処分等を行うことを求める勧告を30件実施している（財務局長等の検査結果に基づくもの19件を含む）。

これらの勧告のうち、証券会社について行政処分を求めるものは14件・14社であり、証券会社の役職員について行政処分を求めるものは23件・39人である。

（注）証券会社及び証券会社の役職員についてともに行政処分等を求めるものが７件あるため、合計件数は勧告件数30件とは一致しない。

勧告の対象となった主な法令違反の行為者別・内容別の事実関係及びこれに対して金融庁長官等が行った行政処分の内容は、以下のとおりである（詳細は、附属資料174頁以下参照）。

１　会社の処分を求める勧告

①　取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第42条第１項第５号違反〕

○　**藍澤証券㈱**の大井支店歩合外務員ほか２人は、その業務に関し、それぞれの顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、取引を受託、執行した。

同社は、過去の検査においても、取引一任勘定取引の契約の締結行為を指摘されている。

・勧告年月日　　平成14年11月15日

・行政処分の内容　　イ　大井支店及び三島支店の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止２日

ロ　業務改善命令（①内部管理体制の抜本的な見直しを図るとともに、責任の所在の明確化を図ること、②法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底する方策を講じること、③全役職員に対する法令遵守の徹底に係る研修を実施し、その内容と結果を報告すること、④社内検査の充実・強化を図り、定期的に検査結果を報告すること）

（注）この勧告では、外務員３人についても処分を求めている。

○　**丸三証券㈱**の福生支店長ほか13人は、その業務に関し、それぞれの顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、取引を受託、執行した。

・勧告年月日　　平成15年３月11日

・行政処分の内容　　イ　高津支店及び新宿支店（福生支店の業務を引き継いだため）の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止４日

ロ　秩父支店の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止２日

ハ　業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在

の明確化を図ること、②法令違反行為の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底する方策を講じること、③役職員に対する法令遵守意識の徹底に係る研修を実施し、その内容と結果を報告すること、④社内検査の充実・強化を図るとともに、検査結果を報告すること）

（注）この勧告では、外務員３人についても処分を求めている。

② **有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為**〔証取法第42条第１項第９号に基づく行為規制府令第４条第１号違反〕

○ **三木証券㈱**は、平成12年６月から10月にかけて、複数の銘柄のＥＢ（他社株券償還特約付社債券）の売出期間経過後における販売に際し、ＥＢの対象となる株券の株価の下落に伴いＥＢの時価が下落している状況において、多数の顧客に対し、この時価を反映した適正な取引価格ではなく、適正な取引価格よりも高い売出価格と同値の取引価格を提示することにより、提示した価格が適正な取引価格であるという誤解をさせた。

・勧告年月日　平成14年12月10日

・行政処分の内容　業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化を図るとともに責任の所在の明確化を図ること、②法令違反行為の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底する方策を講ずること、③全役職員に対する法令遵守意識の徹底に係る研修

を実施し、その内容と結果を報告すること、④社内検査の充実・強化を図り、定期的に検査結果を報告すること）

③　**特別の利益を提供することを約して勧誘する行為**〔証取法第42条第１項第９号に基づく行為規制府令第４条第２号違反、外証法第14条第１項で準用〕

○　アイエヌジー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドは、平成10年１月、特定の法人顧客に対し、この顧客の保有するほとんど無価値の償還期日直前の債券について、専ら顧客に生ずる損失を先送りすることを目的として、損失を転嫁する新たな債券を取得させるとともに、新たな債券の発行等に伴い発生する費用を別の債券を取得させることで負担させるスキームを提示し、顧客の損失を表面化させないことを可能にすることを約束して、新たな債券の取得の勧誘を行った。

・勧告年月日　　平成14年12月19日

・行政処分の内容　　イ　東京支店デット・マーケッツ部のすべての業務の停止３日

ロ　業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化を図ること、②上記①の対応状況を書面で報告すること）

○　**クレディ　アグリコル　インドスエズ　セキュリティズ（ジャパン）　リミテッド**は、平成14年３月19日、特定の法人顧客に対し、取引の継続の見返りとして、既に発生していた顧客の責に帰すべき事由により生じた株式の委託売付注文の受渡未

済費用（いわゆるフェイルコスト）に係る債権を放棄することを約束して、有価証券の取引の勧誘を行った。

・勧告年月日　　平成15年６月24日

・行政処分の内容　　イ　東京支店の株券の売買の受託業務の停止２日間

ロ　業務改善命令（①内部管理体制の充実･強化、②役職員の法令遵守の徹底、③再発防止策の策定、④責任の所在の明確化、⑤上記①から④について対応状況を書面で提出すること）（注）本件は、顧客の要求に対し応じたものであるが、このような場合も上記法令で規定する「勧誘」に該当するものである。

④　**実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為**〔証取法第42条第１項第９号に基づく行為規制府令第４条第３号違反、外証法第14条第１項で準用〕

○　**バンクオブアメリカ・セキュリティーズ・ジャパン・インク**

東京支店株式金融商品本部トレーディング部長等は、その業務に関し、特定の上場銘柄の株券を対象とするＥＢ（他社株券償還特約付社債券）について、対象銘柄の株価の水準により現金償還となるか株券償還となるかの償還条件が判定される日である平成13年12月５日の14時59分から大引けにかけて、当社の親法人が、ＥＢが株券償還となる場合に備えて保有していた対象銘柄の株券の保有リスクを回避させるために、対象銘柄の株価の終値を、ＥＢが株券償還となる償還条件判定価格（175円）未満の価格とすることを意図して、引け条件を付した償還条件判

定価格より低い指値（174円）の一連の大量の売付注文を発注することにより、この大量の売付注文がすべて約定しない限り、対象銘柄の株価の終値が償還条件判定価格以上とはならない状況を作り出した。

なお、この結果、対象銘柄の株価の終値は、償還条件判定価格を下回ることとなり、当社の親法人は対象銘柄の株券の保有リスクを免れることとなった。

・勧告年月日　　平成14年９月10日

・行政処分の内容　　業務改善命令（①業務停止処分相当であることを踏まえ、責任の所在を明確化すること、②法令違反の根絶に向け、内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止のための具体的な計画を策定すること、③上記①、②の対応状況を書面で報告すること）

（注１）　本件は、上記の売付注文自体が約定成立しなかったものであるが、未約定の場合においても上記法令で規定する「売買取引」に該当するものである。

（注２）　東京支店株式金融商品本部トレーディング部長については、既に外務員登録が抹消されていたため、個人に対する処分は求めていない。

○　**ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド**東京支店株式派生商品部トレーダーは、その業務に関し、特定の上場銘柄の株券を対象とするＥＢ（他社株券償還特約付社債券）について、対象銘柄の株価の水準により現金償還となるか株券償還となるかの償還条件が判定される日である平成13年５月17日の大引け間際に、当社が、ＥＢが株券償還となる場合に備えて保有していた対象銘柄の株券の保有リスクを回避するために、対象銘柄の終値をＥＢが株券償還となる価格

（719円未満の価格）とすることを意図して、指値718円の大量の売付注文を発注し、株価を直近約定価格719円から718円に下落させ、更にこの大量の売付注文がすべて約定しない限り、対象銘柄の株価の終値が719円以上とはならない状況を作り出した。

なお、この結果、対象銘柄の株価の終値は718円となり、ＥＢの株券償還が決定し、当社は、対象銘柄の株券の保有リスクを免れることとなった。

・勧告年月日　　平成14年11月29日

・行政処分の内容　　イ　東京支店の自己の計算による株券の売買業務の停止10日

ロ　　業務改善命令（①内部管理体制の充実･強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化を図ること、②上記①の対応状況を書面で報告すること）

（注）本件は、発注した１回の売付注文が複数に分かれて約定したものであるが、１回の注文の場合であっても上記法令で規定する「一連の有価証券の売買取引」に該当するものである。

○　**ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド**のエクイティデリバティブズ・アジア太平洋トレーディング部ジャパン・シングルストックス・デスク（現、日本株式トレーディング本部デリバティブ・シングルストックス部）トレーダーは、その業務に関し、特定の上場銘柄の株券を対象とするＥＢ（他社株券償還特約付社債券）について、対象銘柄の株価の水準により現金償還となるか株券償還となるかの償還条件が判定される日である平成13年１月16日の14

時58分から大引けにかけて、当社の関係会社が、ＥＢが株券償還となる場合に備えて保有していた対象銘柄の株券の保有リスクを回避するために、対象銘柄の株価の終値を、ＥＢが株券償還となる価格（797円未満の価格）とすることを意図して、指値796円及び795円の大量の売付注文を発注し、株価を直近約定価格の800円から795円まで下落させ、更にこの大量の一連の売付注文がすべて約定しない限り、対象銘柄の株価の終値が797円以上とはならない状況を作り出した。

なお、この結果、対象銘柄の株価の終値は795円となり、ＥＢの株券償還が決定した。

・勧告年月日　　平成15年２月25日

・行政処分の内容　　イ　東京支店の自己の計算による株券の売買業務の停止10日

ロ　業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化を図ること、②上記①の対応状況を書面で報告すること）

（注）この勧告では、外務員１人についても処分を求めている。

○　**日興ソロモン･スミス･バーニー・リミテッド**は、特定の法人顧客との間で、この顧客が保有する多数の上場銘柄の大量の株券を買い付け、この買入株券をもとにＥＴＦ（株価指数連動型の上場投資信託）を組成する契約を締結していたが、この契約では買入株券に係る顧客への支払金額については、ＥＴＦ組成に不足する株券の総額を特定の日における東京証券取引所の各銘柄の終値により計算し、これをＥＴＦの総額から控除する方法で決定する旨定められていた。

平成14年７月18日、同証券エクイティ本部プログラム・トレーディングデスク　マネージングディレクターは、その業務に関し、多数の不足株券の買付けに際して、上記契約において、不足銘柄の特定の日の東京証券取引所における終値が同証券の平均買付単価を上回るほど同証券に利益が発生することとなっている中で、当日の東京証券取引所の終値を引き上げる目的で、

⑴　複数の銘柄について、14時59分頃から大引けにかけて、約定により価格の上昇がほぼ確実と予想されるような著しく過大な数量の株券を、成行及び引け条件を付した成行で東京証券取引所へ買付発注し、

⑵　主たる取引所が大阪証券取引所である複数の銘柄については、14時56分頃から大引けにかけて、海外関係会社の口座を使用して小口の成行の買付注文を連続して東京証券取引所に発注するとともに、大阪証券取引所での直近約定価格に一定割合を上乗せした指値の買付注文を、上乗せ率を大引けにかけて徐々に引き上げながら連続して東京証券取引所に発注し、

それぞれの銘柄について東京証券取引所の終値を引き上げた。

・勧告年月日　　平成15年３月７日

・行政処分の内容　　イ　東京支店の自己の計算による株券の売買業務の停止20日

ロ　業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化を図ること、②上記①の対応状況を書面で報告すること）

（注）この勧告では、外務員１人についても処分を求めている。

○　**東海東京証券㈱**のエクイティディーリング部マネージャーは、平成14年６月から平成15年３月にかけて、その業務に関し、多数の上場銘柄の株券について、自己の買付注文又は売付注文が約定した後に、他の市場参加者からの買付注文又は売付注文を誘うことにより、これらの銘柄の株価を自己に有利に動かすこと（買付注文を約定させている場合には株価を上昇させること、売付注文を約定させている場合には株価を下落させること）を意図して、約定させる意思のない大量の一連の指値の買付注文又は売付注文を行った。

なお、その後にこれらの銘柄の株価が上昇し又は下落した後に、エクイティディーリング部マネージャーは、当初に買い付け又は売り付けた注文の反対売買となる売付注文又は買付注文を行い、これが自己に有利な価格で約定すると、直ちに上記注文の取消しを行っている。

・勧告年月日　　平成15年６月23日

・行政処分の内容　　イ　自己の計算による株券の売買業務の停止10日間

ロ　業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化、②役職員の法令遵守の徹底及び責任の所在の明確化、③売買管理体制の抜本的な見直し・具体策の策定及び再発防止策の策定・徹底）

（注）この勧告では、外務員１人についても処分を求めている。

○　**リテラ・クレア証券㈱**のディーリング部ディーラー４名は、平成15年１月、その業務に関し、多数の上場銘柄の株券について、自己の買付注文又は売付注文が約定した後に、他の市場参加者からの買付注文又は売付注文を誘うことにより、これらの

銘柄の株価を自己に有利に動かすこと（買付注文を約定させている場合には株価を上昇させること、売付注文を約定させている場合には株価を下落させること）を意図して、約定させる意思のない大量の一連の指値の買付注文又は売付注文を行った。

なお、その後にこれらの銘柄の株価が上昇し又は下落した後に、当該ディーラーは、当初に買い付け又は売り付けた注文の反対売買となる売付注文又は買付注文を行い、これが自己に有利な価格で約定すると、直ちに上記注文の取消しを行っている。

・勧告年月日　　平成15年６月23日

・行政処分の内容　　イ　自己の計算による株券の売買業務の停止10日間

ロ　業務改善命令（①法令違反の根絶に向けた内部管理体制の充実・強化を図るともに責任の所在の明確化を図ること、②売買管理体制の抜本的な見直し等「再発防止策」を策定するとともに、役職員に周知徹底すること、③法令遵守意識の徹底を図るための全役職員に対する研修の実施）

（注）この勧告では、外務員４人についても処分を求めている。

⑤　**有価証券の発行による調達資金が親法人等への弁済に充てられることの不告知**〔証取法第45条第３号に基づく行為規制府令第12条第１項第１号違反〕

○　**農中証券㈱**は、平成12年11月から平成14年12月にかけて、同社の親法人に借入金を有している者が発行する有価証券の引受人となる際、この有価証券の発行に係る手取金が借入金の返済

に充てられる蓋然性が極めて高いことを知りながら、その事情を顧客に告げることなく有価証券の売却を行った。

・勧告年月日　　平成15年３月14日

・行政処分の内容　　業務改善命令(①内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化、②親法人との関係における適正な業務運営の確保に向けた具体的な対応方法の策定)

（注）本件は、調達資金が親法人に対する弁済に充てられる蓋然性が極めて高いことを知っていたなどの状況から、上記法令で規定する「知りながら」に該当するものである。

⑥　**顧客に関する非公開情報を親法人等から受領し、又は親法人等へ提供する行為**〔証取法第45条第３号に基づく行為規制府令第12条第１項第７号違反〕

○　**しんきん証券㈱**代表取締役社長は、平成13年６月、その業務に関し、親法人の役職員が職務上知り得た特別の情報である顧客の財務状況の資料を親法人から受領するよう社内に指示し、同年７月以降毎月、顧客の同意を得ないまま、これを親法人から受領した。また、常務取締役及び債券営業部長は、平成15年５月、その業務に関し、顧客の同意を得ないまま、顧客の有価証券の売買に係る注文の動向を親法人に提供した。

・勧告年月日　　平成15年６月30日

・行政処分の内容　　業務改善命令(①内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化、②親法人との関係における適正な業務運営

の確保に向けた具体的な対応方法の策定）

（注）この勧告では、外務員３人についても処分を求めている。

⑦　**なりすましの疑義のある取引についての本人確認義務違反**〔本人確認法第３条第１項違反〕

○　**カブドットコム証券㈱**は、携帯電話番号等による顧客口座の名寄せを行った結果、携帯電話番号等が同一でありながら姓や住居が異なる多数のインターネット取引専用口座を把握していたが、平成15年１月６日以降、これら多数の口座のうち、複数の顧客からの株券の委託注文の受託に際し、注文の発注者が取引の名義人になりすましている疑いがあるにもかかわらず、本人確認を行わないまま、注文を受託、執行した。

なお、これら疑いのある取引を行っていた口座について、仮名取引等の確認を行ったところ、

⑴　仮名取引が行われていた口座が１口座、

⑵　顧客に全く連絡が取れず、本人確認が行えない状況にあり、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いの強い口座が３口座、

の合計４口座認められた。

・勧告年月日　　平成15年３月28日

・行政処分の内容　　イ　是正命令（①本件違反行為の是正、②責任の所在の明確化、③役職員の法令遵守意識の徹底、④本人確認の徹底を含む顧客管理体制の構築、⑤顧客管理規程等の内部管理規則の総点検）

ロ　上記イの対応状況を書面で報告すること

2　役職員の処分を求める勧告

証券会社の役職員（外務員登録をしている者）の処分を求める勧告については、前記１の類型の法令違反行為のほか、以下の類型の法令違反行為が認められた。

① **役職員の投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買**〔証取法第42条第１項第９号に基づく行為規制府令第４条第５号違反〕

外務員は、利益追求及び自己の営業成績の向上を図るため、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った（勧告対象７社７人）。

② **外務員の職務に関する著しく不適当な行為**〔証取法第64条の５第１項第２号違反〕

外務員は、複数の顧客との間で、投資信託の受益証券の取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別に相当する取引の別、銘柄及び数の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、取引を受託、執行した（勧告対象２社２人）。

③ **実勢を反映しない作為的相場が形成されることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託をする行為**〔証取法第42条第１項第９号に基づく行為規制府令第４条第３号違反〕

顧客グループが、保有する特定の上場銘柄の株券について、その売買益の実現を図るため、一連の成行又は高い指値の買付注文及び売付注文を連続して発注させながら、顧客グループでの対当売買を反復継続させる等の方法により、これらの銘柄の株価を引き上げるという一連の売買を行っていたが、外務員は、これらの

注文により作為的相場が形成されることを知りながら、これを受託、執行した（勧告対象１社１人）。

なお、個別の勧告事案の概要については、附属資料177頁以下に掲載した。

第5章　建　　議

第1　概　説

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる（設置法第21条）。

建議は、監視委員会が、検査、調査の結果把握した事項等を総合分析して、法規制や自主規制ルールのあり方等について監視委員会としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。監視委員会の行う建議は、行政部局の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

監視委員会は、建議の具体的な内容として、取引実態等からみて現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正を確保するとの観点から、法規制、自主規制ルールのあり方等について検討すべき課題及びその見直しの提起を行っている。

第2　建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

1　建議の実施状況

監視委員会は、証券会社の検査を行った結果、証券会社の営業姿勢及びインターネット取引を取り扱う証券会社の法令遵守のための内部管理に問題点が認められたので、金融庁長官に対して建議を行った。

2　建議の内容

建議において指摘した内容は、以下のとおりである。

⑴　証券会社の営業姿勢に関する建議（平成15年４月22日実施）

①　既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における新規社債の個人投資家向け募集の取扱い

証券会社の検査において、証券会社が、社債の信用リスクに係る重要な情報の一つである発行会社の既発債の市場における流通利回りに大幅な上昇傾向が認められる状況において、この流通利回りの動向を適切に反映しない、投資者にとっては不利な発行条件で発行されるこの発行会社の新規社債について、流通利回りの変化の状況を顧客に説明する等の措置を講じることなく、個人投資家向けに募集の取扱いを行っている事例が認められた。

②　対象株券の株価が大幅に下落している状況下におけるＥＢ（他社株券償還特約付社債券）の個人投資家向けの売出し

証券会社の検査において、証券会社が、ＥＢへの投資に影響を与える対象株券の株価が大幅に下落している状況において、対象株券の株価水準を適切に反映しない、投資者にとっては不利な発行条件で発行されるＥＢについて、対象株券の株価水準がＥＢに対する投資に与える影響を顧客に説明する等の措置を講じることなく、個人投資家向けに売出しを行っている事例が認められた。

なお、監視委員会は、ＥＢのクーポンがＥＢに内包されているプットオプションの理論価格のうちの本質的価値の部分を下回り、その後の株価水準にかかわらずＥＢの投資リターンがＥＢの対象株券を直接購入して得られる投資リターンより低い状況となるなど、ＥＢの売出条件が投資者にとって著しく不利と

なっている状況において、顧客に適切な説明をすることなく行われたＥＢの売出しに関しては、証券会社に対して、誤解を生ぜしめるべき表示の法令違反に当たるとの指摘を行っている。

上記の証券会社の営業姿勢は、いずれも社債の発行ないし売出しの条件を決する重要な市場要因について短期的に大幅な変化が生じており、それにより社債の発行条件等が投資者に不利な状況へと変化している状況において、上記市場要因の変化の状況に関する顧客への説明等の措置を講じることなく、投資判断に係る情報の収集力に乏しい個人投資家向けに社債の募集の取扱い又は売出しを行っているものであり、顧客に対し誠実かつ公正に業務を遂行するという観点から極めて問題があると考えられる。

したがって、このような証券会社の営業姿勢を是正し、有価証券の投資に影響を与える市場要因が短期的に変化する場合、この有価証券を募集、売出しによって取得する個人投資家が情報面等で不利な状況となることを防止するために、証券会社が個人投資家向けに有価証券の募集の取扱いや売出しを行う場合における説明等についてのルールを整備する必要がある。

⑵　インターネット取引を取り扱う証券会社の法令遵守のための内部管理に関する建議（平成15年６月30日実施）

インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、以下の行為が認められた。

①　証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為

② 証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為

③ 証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為

上記の行為は、インターネット取引の非対面性に起因して発生しているものであると考えられる。すなわち、これらの違法又は不適切な顧客の注文については、通常の対面営業であれば、顧客と直接接触してその注文を受ける担当者が相応の注意を払っていれば、これに気付いて未然にその受託を拒否することができる性質のものであるが、インターネット取引においては、顧客からの注文はすべて自動的に市場に発注されてしまうことから、そのような対応が不可能な状況にあると考えられる。

よって、インターネット取引を取り扱う証券会社においては、違法又は不適切な顧客の注文を市場から排除するために、通常の対面営業の証券会社のそれとは異なる、インターネットの非対面性という営業方法の特質に配慮した内容の売買審査の体制及び顧客管理の体制が構築されていなければならない。

しかしながら、上記の検査においては、インターネット取引を取り扱う証券会社において、違法又は不適切な注文を排除するのに十分な売買審査体制や顧客管理体制が構築されていなかったことが認められている。

したがって、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を

確保させるための適切な措置を講じる必要がある。

3　建議に基づいて執られた措置

金融庁は、上記の建議を踏まえ、以下の措置を行った。

⑴　証券会社の営業姿勢に関する建議について

平成15年７月11日、行為規制府令及び「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」（以下「事務ガイドライン」という。）の一部を改正した。

主な改正の内容は、以下のとおり。

①　行為規制府令の一部改正

行為規制府令第10条に、証取法第43条第２号に規定する「業務の状況が公益に反し、又は投資者保護に支障を生ずるおそれがあるもの」として、「募集又は売出し等により債券を取得させ又は売付けようとする際に、募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」（行為規制府令第10条第９号）を追加した。

②　事務ガイドラインの一部改正

新たに行為規制府令に追加された上記①の規定に該当する具体的ケースを追加した。

具体的には、証券会社が、募集又は売出し等により債券を個人の顧客に取得させ又は売り付けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、行為規制府令第10条第９号の規定に該当するとした。

⑴　当該債券の利回りが、当該債券と同じ発行体が既に発行している類似の債券の利回りと比較して、顧客にとって著しく

不利な状況となっている場合においては、その旨。

(ロ) 当該債券の償還条件が、有価証券市場における相場その他の指標（以下「指標等」という。）の状況により決定される仕組みのものである場合において、当該債券を取得させ、又は売り付けようとする時点における当該指標等の状況が、当該債券の発行条件又は売出条件の設定時に基準となった当該指標等の状況と比較し、顧客にとって不利な状況となっている場合においては、その旨。

(2) インターネット取引を取り扱う証券会社の法令遵守のための内部管理に関する建議について

平成15年７月11日、行為規制府令の一部を改正する内閣府令（案）及び事務ガイドラインの一部改正（案）の内容を公表し、改正内容について意見の募集を行い、改正に向けて所要の手続きを行っているところである。

第６章　取引審査

第１　概　説

１　取引審査の概要

監視委員会は、犯則事件の調査、証券会社等の検査のほか、取引審査として、株価操作や内部者取引などの不公正な取引の疑いのある事例について、日常的に幅広く審査を行っている。

具体的には、まず、日常の市場動向の監視や情報収集に基づいて以下のような銘柄を抽出し、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め又は資料を徴取している。

⑴　株価が急騰・急落した銘柄

⑵　投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な事実が発生した銘柄

⑶　インターネットの掲示板等で話題になっている銘柄

⑷　一般から寄せられた情報に取り上げられている銘柄

次に、これら報告・資料に基づいて、株価操作、内部者取引等、法令違反の疑いのある取引について詳細な分析を行い、事実関係について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた証券会社に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された事案については、担当部門に情報提供された上で、一層の究明がなされることになる。

なお、こうした審査活動を通じた証券市場に対する日常的な市場監視は、不公正な取引を未然に防止するための直接的又は間接的な抑止力としても機能していると考えられる。

2　法令上の根拠

⑴　報告・資料徴取の権限

取引審査においては、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、資料の徴取を行うが、この報告・資料徴取の権限は、証取法、外証法及び金先法において、各対象ごとに以下のとおり規定されている。

①　証券会社、これと取引する者及び証券会社の持株会社等
（証取法　第59条）

②　登録金融機関、これと取引する者及び登録金融機関の持株会社等　（証取法　第65条の２）

③　証券業協会及び店頭売買有価証券の発行者
（証取法　第79条の14）

④　証券取引所及び上場有価証券の発行者　（証取法　第154条）

⑤　外国証券会社国内支店、これと取引する者及び外国証券会社の親法人等　（外証法　第31条）

⑥　金融先物取引所、その会員及び取引参加者
（金先法　第52条）

⑦　金融先物取引業者及びこれと取引する者　（金先法　第77条）

⑧　金融先物取引業協会　（金先法　第90条）

さらに、本人確認法においては、証券会社等が執るべき顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存等に関する措置について、本人確認法第７条に基づき証券会社等に対して報告・資料徴取を求める権限が、監視委員会に委任されている（同法第13条第４項）。

これらの権限は、証取法第194条の６、外証法第42条、金先法第92条、本人確認法第13条第４項により、金融庁長官から監視委員会に委任されているとともに、検査権限と同様に、その一部が財務局長等に委任されている。ただし、必要があれば、監視委員会は、自らその権限を行使することができる。

⑵　取引審査の範囲

取引審査は、上記の報告・資料徴取の権限が、監視委員会に委任されている範囲の行為について行われる。具体的には、証取法、外証法及び金先法では政令（証取法施行令第38条、外証法施行令第20条、金先法施行令第９条）で定められている行為、本人確認法では同法で規定されている行為である。例えば、相場操縦の禁止、風説の流布の禁止、内部者取引の禁止、証券会社とその役員又は使用人の禁止行為等を定める規定に関わる取引や行為について、審査することとされている（附属資料132頁以下参照）。

3　自主規制機関との連携

こうした日常的な市場監視活動は、自主規制機関である証券取引所や日本証券業協会等でも行われており、その取引参加者等が適正に業務を遂行しているかをチェックする重要な機能を有している。このため、監視委員会では、これら自主規制機関の市場監視部門との間で、定期的又は随時に必要な情報交換を行うとともに、事実関係に関する照会を行う等、緊密な連携を図っている。

平成14事務年度においては、平成15年３月に、国際情勢の緊迫化を背景として、東京証券取引所及び日本証券業協会との間で、それぞれ市場監視連絡協議会を設置し、連携を一層強化したところである。

第２　取引審査実績

１　審査の実施状況

平成14事務年度においては、従来の総務検査課内の取引審査部門と情報処理部門を統合して、市場分析審査室として改組した上で、取引審査担当者を16名（平成13年度末）から32名（平成14年度末）へと大幅に増加するとともに、審査事務内容別に以下の４班体制に編成して機能を充実し、早期着手・早期処理の方針の下に効率的かつ機動的な審査を行った。

① 株価班

株価操作や作為的相場形成に係る審査を行う。

② 内部者班

インサイダー取引に係る審査を行う。

③ 機動班

社会的関心が高く即時対応が必要とされる案件に係る審査を行う。

④ 情報班

インターネット上の風説の流布等の審査及び市場情報の収集・管理に係る業務を行う。

また、監視委員会のホームページのリンク先の拡大を行うなどにより、一般からの情報提供件数の増加に積極的に取り組むとともに、証券会社等からの資料徴取に際して、電子媒体の利用を呼びかけるなど事務の効率化を行った。

さらに、政府において取りまとめられた「改革加速のための総合対応策」（平成14年10月）において、不良債権処理の加速策と産業・企業再生への早期対応策が示された際に、これに関連した風説の流布等により証券市場の公正性が害されることのないようにするた

め、平成14年11月に市場分析審査室内に特別チームを編成し、市場監視の強化を行った。

なお、財務局等の監視官部門においても、取引審査担当者の増員等により審査体制を強化するとともに、市場分析審査室による審査上の協力を受け入れながら、市場分析審査室等との情報交換を一層積極的に行い、効率的かつ機動的な審査を行った。

以上の結果、監視委員会、財務局等ともに、取引審査の実施件数が平成13事務年度に比べて大幅な増加をみたところである。

審査実施件数		平成13事務年度	平成14事務年度
合　　計		392	684
	監視委員会	270	429
	財務局長等	122	255
（以下審査項目別内訳）			
価　格　形　成		112	147
	株価が急騰したもの	108	140
	その他株価が維持・固定化されたもの等	4	7
内 部 者 取 引		249	495
	業績予想の下方修正	63	163
	業績予想の上方修正	29	64
	新株等の発行等	25	56
	その他	132	212
そ　の　他		31	42
	風説の流布	8	13
	その他	23	29

2　審査結果の事例

本事務年度に行った主な審査事案は、以下のとおりである。

⑴　株価形成に関して審査を行った事案

①　Ａ社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰したことから、審査を行った。

②　Ｂ社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰したが、ダイヤルＱ２や業界紙で仕手筋の介入が噂されており、また、一般投資家からも「当社の株価が操作されているのではないか」との情報提供があったことから、審査を行った。

③　Ｃ社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰し、特定委託者グループが以前から継続して関与していることや、一般投資家から「株価操作が行われているのではないか」との情報提供があったことから、審査を行った。

⑵　内部者取引に関して審査を行った事案

①　Ｄ社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

②　Ｅ社が、Ｆ社の株券について公開買付けを行う旨の公表を行ったが、公表直前にＦ社の株価及び出来高に変動があったことから、公表前の取引について審査を行った。

③　Ｇ社が、新株予約権の発行について取締役会で決議した旨を公表したが、一般投資家から「公表前に会社関係者が内部者取引を行っているのではないか」との情報提供があったことから、公表前の取引について審査を行った。

④　Ｈ社が、民事再生手続開始の申立てを行った旨を公表したことから、公表前の取引について審査を行った。

⑤　Ｉ社が、配当予想の変更（増配）を公表したが、公表前に、

Ｉ社の株券を大量に買付けしていた者がいたことから、公表前の取引について審査を行った。

⑶　風説の流布その他の観点から審査を行った事案

①　一般投資家からＪ社についてのアナリストレポートにおいて「事実と異なる記載がある」との情報提供があったことから、風説の流布の観点から審査を行った。

②　Ｋ社から「自社の経営不安を煽るような風説がインターネット上などで流布されている」との情報提供があったことから、風説の流布の観点から審査を行った。

③　一般投資家からＬ社の株券について、「空売り違反ではないか」との情報提供があったことから、空売り規制違反の観点から審査を行った。

第７章　一般からの情報の受付

第１　概説

監視委員会に提供される情報は、年々大幅に増加しており、平成14事務年度においては、年間3,000件超の情報が寄せられている。

一般からの情報提供は、市場における投資者の生の声であり、監視委員会の検査、取引審査及び犯則事件の調査を行う場合の端緒として有用性が高い。受け付けた情報が証券会社の検査における指摘事項の端緒になったものや、取引審査における重要な情報となったもの、更には犯則事件の調査における真相解明の端緒になったものもある。

このため、監視委員会では、情報受付担当者の増員やホームページ上に情報受付窓口を設置する等、情報受付体制の強化を図るとともに、個人投資家との意見交換会や講演会における情報提供の呼びかけや、監視委員会のホームページのリンク先の拡大を行うなど、積極的に情報提供の増加に取り組んでいる。

また、できるだけ多くの方から情報提供してもらうため、電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報の受付けを行っている。

なお、証券会社と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報は、監視委員会の検査等において有効に活用することはもちろんであるが、情報提供者において個別的な紛争解決を求めている場合は、日本証券業協会において苦情処理体制が敷かれていることから、同協会の「証券あっせん・相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。

その他、商品先物取引など証券取引に関するものではない苦情等については、適宜関係する相談窓口を紹介している。

第２　情報の受付状況

監視委員会が平成14事務年度において投資者など一般から受け付けた情報は3,056件である。平成13事務年度と比べると約４割増加しており、平成４年の発足以来最高の受付件数となっている。これは、監視委員会の活動内容がより一層認知されてきたものと推測される。

特に、インターネットや電話による情報提供は、平成13事務年度と比較してインターネットが約４割増、電話が約８割増と著しく増加している。情報提供手段別の具体的件数をみても、インターネット1,804件、電話749件、文書290件、来訪50件、金融庁や財務局から回付を受けたものが163件となっており、インターネットと電話で全受付件数の８割強を占めている。

情報の内容としては、個別銘柄に関するものが1,848件、証券会社の営業姿勢に関するものが573件、その他の意見等が635件となっている。

個別銘柄に関するものでは、相場操縦の疑いに関するものが最も多く、全受付件数の約４分の１（759件）を占めており、投資者の間では市場における価格形成に対しての疑念が多いことを示している。

次いで、風説の流布の疑いに関するものが多くなっており、平成13事務年度と比較して約２倍の増加となっている。そのほとんどがインターネット掲示板への書き込みについてのものである。これは、インターネットが普及したことに伴い、インターネット上に不審な情報が流される一方、これに関する情報提供が増加していることによるものと考えられる。

また、有価証券報告書等の虚偽記載の疑いに関するものも平成13事務年度と比較して約５割増加している。

証券会社の営業姿勢に関するものについてその内訳をみると、無断売買や断定的判断の提供による勧誘、顧客の知識に照らして不当な勧誘に関するものが比較的多い。証券会社と投資者との間において依然として

十分な意思疎通が図られていない面があると推測される。

その他、監視委員会に対する意見や証券行政に対する意見も平成13事務年度と比較して約３割も増加しており、投資者の市場への関心の高まりに伴って、監視委員会への期待も大きくなってきていることを示している。監視委員会としては、これらの意見を今後の業務の参考にしたいと考えている。

（詳細は別図参照）

《情報の連絡先》

郵　　送：㊦100－8967　東京都千代田区霞が関３－１－１
証券取引等監視委員会事務局
総務検査課　情報処理係
代表電話：03－3506－6000（内線3091、3093）
直通電話：03－3581－9909
ＦＡＸ：03－5251－2136
インターネット：https：//www.fsa.go.jp/sesc/watch

情報の受付情報

（別図）

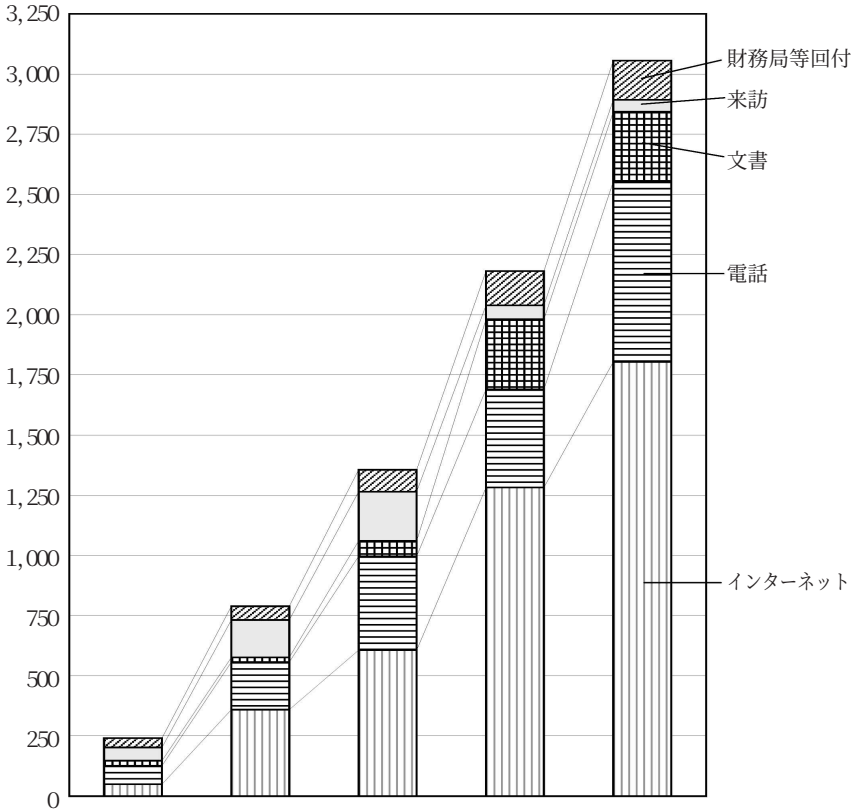

	10／7 ～11／6	11／7 ～12／6	12／7 ～13／6	13／7 ～14／6	14／7 ～15／6
インターネット	49	359	606	1,282	1,804
電　　話	77	198	390	408	749
文　　書	21	19	64	291	290
来　　訪	55	156	205	58	50
財務局等から回付	39	57	91	142	163
合　　計	241	789	1,356	2,181	3,056

（注）インターネットによる情報の受付は平成11年４月から開始した。

情報の内訳

		10／7 ～11／6	11／7 ～12／6	12／7 ～13／6	13／7 ～14／6	14／7 ～15／6
個別銘柄に関する情報		147	385	671	1,208	1,848
	相場操縦の疑い	51	162	317	601	759
	風説の流布の疑い	29	68	124	294	576
	内部者取引の疑い	32	90	122	195	271
	有価証券報告書等の虚偽記載の疑い	11	21	28	48	73
	損失保証・損失補てんの疑い	10	15	8	9	13
	無届け募集	0	18	57	42	29
	その他	14	11	15	19	127
証券会社の営業姿勢に関する情報		66	200	356	498	573
	無断売買	15	16	35	65	88
	断定的判断を提供した勧誘	5	7	35	49	30
	顧客の知識に照らして不当な勧誘	3	21	17	13	29
	取引一任勘定取引契約の締結	7	6	49	27	15
	大量推奨販売	2	3	5	1	6
	その他	34	147	215	343	405
その他意見等		28	204	329	475	635
合　　計		241	789	1,356	2,181	3,056

第８章　監視活動・機能強化への取組み等

第１　市場監視体制の充実・強化

１　組織の充実

⑴　組織の充実

平成15年度の機構・定員については、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、ディスクロージャー違反の徹底摘発に向けた犯則事件の調査体制の強化、証券会社の法令違反行為を見逃さない検査体制の確保及びインターネットを利用した不公正な取引に対する日常的な市場監視体制の強化を大きな柱として増員要求を行った結果、平成14年度の61人の増員に引き続き37人の増員が認められ、監視委員会の平成16年３月末時点の定員は217人となった。増員の内訳としては、犯則事件の調査を行う特別調査課において21人、証券会社等に対する検査を行う証券取引検査官室において８人、日常的な市場監視を行う市場分析審査室において６人、情報交換を密接に行い、海外当局等との連携を強化するために総務検査課において２人となっている。

（注）増員の他に、定員削減及び定員振替による２人の減がある。

また、財務局等の証券取引等監視官部門においても全体で17人の増員が認められ、財務局等の証券取引等監視官部門の平成15年度末の定員は199人となり、監視委員会と財務局等を合計すると全体で416人となる。

⑵　民間専門家の採用

監視委員会は、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図るため、デリバティブや有価証券のディーリング・トレーディング業務などに精通した者11人及び虚偽の記載のある有価証券報告書の

提出等に係る犯則調査体制や証券会社に対する検査体制を強化するため、弁護士や公認会計士等９人を採用するなど、平成14事務年度において合計20人の民間専門家を採用している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成15年６月末現在46人が在籍している。

2　情報収集・分析能力の向上

⑴　証券総合システム（SCAN－System）の活用等

監視委員会においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成５年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、証券会社の検査や日常的な市場監視、犯則事件の調査など監視委員会の業務に幅広く活用される総合的な電算システムであり、平成13年度までに基本的な開発を終了したが、なお業務の効率化の観点から引き続き各システムの機能充実を進めているところである。平成14事務年度においては、主に「電子開示財務内容分析システム（SCAN－STAF）」において、分析の対象を有価証券報告書等を提出するすべての企業に拡大する等の機能の拡充を行った。

（参考）証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（ＳＣＡＮ－ＩＰＳ）」、「電子開示財務内容分析システム（ＳＣＡＮ－ＳＴＡＦ）」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

⑵　職員研修の充実

監視委員会は、これまで実際の検査などオン・ザ・ジョブ・トレーニングを通じて日常的に職員の資質向上に努めるとともに、

様々な監視手法に係るノウハウの蓄積を行ってきている。

また、近年、証券市場の高度化・国際化が進み新たな金融商品が続々と開発されるとともに、情報通信技術の急速な発展などを背景に証券市場を取り巻く環境が著しく変化してきている。こうした状況に的確に対応するため、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、業務に関する基礎的な研修はもとより、デリバティブやインターネット証券取引に関する専門的な研修を実施しているほか、海外規制当局が行っている監視手法や検査技能などを習得し、我が国の市場監視業務に活かすため、英国金融サービス機構（FSA）等に監視委員会の職員を派遣している。

第２　本人確認法による新たな権限

１　概説

銀行や証券会社、保険会社等の金融機関に対して顧客の本人確認義務等を課し、金融機関等の顧客管理体制の整備の促進を図ることを目的とした、本人確認法が平成14年４月26日公布され平成15年１月６日から施行された。

この法律は、金融機関に対して金融機関が顧客との間で金融取引を行うに際し、公的証明書により顧客の本人特定事項（顧客が個人顧客である場合は顧客の氏名、住居及び生年月日、顧客が法人である場合は顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地）を確認する義務等を課すとともに、顧客が本人確認時に氏名や住居を偽ることを禁止している。

２　監視委員会に付与された権限

⑴　検査及び報告・資料徴取

監視委員会は、証券会社等における本人確認等の実施状況を確認するため、本人確認法により内閣総理大臣及び金融庁長官から検査及び報告・資料徴取に関する権限が委任されている。

なお、監視委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、監視委員会は、自らその権限を行使することができる）。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

① 証券会社、外国証券会社国内支店及び金融先物取引業者
（本人確認法　第13条第４項第１号）

② 登録金融機関　（本人確認法　第13条第４項第２号）

検査及び報告・資料徴取は、上記証券会社等に対し、本人確認法に基づき課された義務の履行状況について実施することとなる。

具体的には、証券会社等が、顧客との間で有価証券の売買等の取引を開始する際の口座開設や大口現金取引等（本人確認未済の顧客との200万円超の取引）を行う際、顧客の氏名・住居・生年月日（顧客が法人の場合は名称・本店等の所在地）を、運転免許証等の公的証明書の提示を求める等の方法により確認しなければならない義務（本人確認法第３条第１項から第３項）、本人確認を行った場合、直ちに、本人確認に係る記録を作成し、顧客との取引関係の終了時から７年間保存しなければならない義務（本人確認法第４条）及び顧客との間で取引を行う場合、１万円以下の少額の取引等を除き、直ちに、その行った取引に係る記録を作成し、７年間保存しなければならない義務（本人確認法第５条）について、検査及び報告・資料徴取することとなる。

⑵ 犯則事件の調査・告発

顧客が、本人特定事項を隠ぺいする目的で、証券会社等に対して虚偽の申立てを行うという違法行為に対しては、罰則が課されることとなっている（本人確認法第16条、第17条第３号）。

本人確認法第18条において、証券会社、外国証券会社国内支店、金融先物取引業者及び登録金融機関の顧客が行った上記の違法行為に対しては、証取法第９章「犯則事件の調査等」の規定が準用されており、監視委員会に犯則事件の調査権限が与えられている。

具体的な権限としては、犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（本人確認法第18条において準用する証取法第210条）と、裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限（本人確認法第18条において準用する証取法第211条）とがある。

第３　関係当局との連携

１　概説

監視委員会は、我が国証券市場の規制当局である金融庁との間で緊密な情報交換を行うなど連携の強化に努めるとともに、各証券取引所や日本証券業協会などの自主規制機関との間でも意見交換会を開催するなど、連携の強化に努めている。

また、近年、証券市場における国際的な取引の増加などに伴い、国内市場の公正性の確保の上で、法務執行における国際的な協力と連携の強化がますます重要な課題となっている。監視委員会としても、海外の証券規制当局と意見・情報交換を行ったほか、主要な国際会議に参加するなど、金融庁とともに海外の証券規制当局との連携の強化に努めており、今後とも国際間の相互協力促進に向けた活

動の強化を図ることとしている。

2　金融庁関係部局との連携

監視委員会は、その業務を遂行する上で、我が国証券市場の規制当局である金融庁との間で、日常的に情報交換を行うなどの緊密な連携に努めている。その中でも、平成14年８月に金融庁における証券市場行政を担当する部署間の相互の連絡を強化する目的で設置された「金融庁証券市場行政連絡会議」にオブザーバーとして出席し、市場ルールの監視役としての立場から証券市場行政についての情報交換等を行なっている。また、検査局との間では、日常的な情報交換のほか、効果的な検査を実施するために、同一の被検査法人に対して同時検査を実施するなど、緊密な連携に努めているところである（第３章「検査」参照）。

3　自主規制機関との連携

日本証券業協会や各証券取引所などの自主規制機関は、証券市場の公正性・透明性を確保するため、自主規制ルールを制定するとともに、それぞれの機関に所属する会員等が法令や自主規制ルールに基づいて適正に業務を遂行しているかどうかをチェックする重要な機能を有しており、監視委員会と自主規制機関とは、市場の監視について、いわば「車の両輪」としての役割を担っている（附属資料151頁参照）。

監視委員会は、市場の公正性を確保し、投資者の信頼を保持するという目的を達成するために、証券市場の監視活動を効果的に行う上で、自主規制機関との緊密な連携が重要であると認識し、従来から、日常的な情報交換を行ってきたところである。

また、イラク情勢などの国際情勢の緊迫化等を背景とした投資者

の市場に対する不安感を払拭し、株式市場の適正な運営を図る観点から、平成15年３月、金融庁において、「株式市場の適正な運営の確保について」が取りまとめられた。監視委員会においても、この中の方策の一つである「厳格な市場監視」において、「証券取引所等と密接に連絡を取りつつ、証券取引法に違反する行為について、厳正に対処する。」こととした。

これを受け、監視委員会においては、東京証券取引所及び日本証券業協会のそれぞれとの間において市場監視連絡協議会を設置し、それぞれの市場監視担当者との間で、市場における不自然な取引等について迅速な情報交換を行うこととしたところである。

4　IOSCO（証券監督者国際機構）

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的組織であり、世界の105の国・州・地域から168機関が加盟している（平成15年５月末現在）。監視委員会は平成５年10月に加盟しており、各国当局の委員長レベルの会合である年次総会には、開催される都度毎回参加している。なお、平成14事務年度には年次総会は開催されなかった。

また、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し実務的な解決策を提案することを目的として、専門委員会と、その下に５つの常設委員会（Standing Committees）が設置されており、監視委員会は、そのうち法務執行及び情報交換に関する常設委員会（SC４）に参加している。

SC４では、本年度、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各国当局間の情報提供や協力のあり方について、各国当局の経験を踏まえて議論を行った。また、監視委員会は金融庁と協力しながら、証券分野における本人確認に関する諸問題や、平成14年５月のIOS

CO年次総会で採択された多国間MOU（海外証券当局間の多国間情報交換協定）の実施について、SC４参加当局との議論に参加した。

さらに、IOSCO内の地域ごとの枠組みであるアジア太平洋地域委員会の本会合及び法務執行担当者会合（平成15年１月、スリランカ）に参加し、監視委員会の概要及び活動状況について報告するとともに、経済的にもつながりの強いアジア地域の規制当局との連携を強化した。

5　海外証券当局との情報交換協定の締結

証券取引の国際化が進展するに従い、国境を越えて各国市場の公正性を害する行為が発生することが予想されるため、監視委員会の国際的情報収集能力の一層の強化の観点から海外当局間の情報交換は必要不可欠である（海外証券当局からの要請による報告徴取権限については証取法第189条参照）。こうした海外当局との情報交換を円滑に行うため、現在、金融庁を情報交換の主体として中国証券監督管理委員会（CSRC）、シンガポール通貨監督庁（MAS）、米国証券取引委員会（SEC）及び商品先物取引委員会（CFTC）との間で情報交換協定が締結されている。

6　海外証券当局との二国間交流・協力

国際会議などの場以外の二国間ベースでも、海外当局との連携関係構築の見地から、公式・非公式を問わず、積極的な意見交換・交流が行われている。

例えば、平成15年１月には、川岸委員が香港を訪問し、香港証券先物委員会（SFC）のシェン委員長らと会談した。

また、米国証券取引委員会（SEC）、英国金融サービス機構（FSA）、シンガポール通貨監督庁（MAS）、香港証券先物委員会（SF

C)、フランス証券取引委員会（COB）及びドイツ連邦金融監督機構（BAFin）の証券規制当局と、国際的に活動を行っている証券会社の行為規制に係る検査に関し、海外実地調査等の協力をどのように行っていくか等について意見交換を行っている。

7　アジア証券当局担当者に対する研修

監視委員会は、平成14年11月に、アジア諸国をはじめとする新興市場国の証券当局法務執行担当者等29名の研修生を対象として、「第２回証券法務執行セミナー」を開催した。このセミナーは、監視委員会や金融庁の職員、さらに、我が国の自主規制機関やアジア太平洋地域の規制当局から招いた実務担当者などを講師として、調査、検査及び取引審査実務を研修生に紹介し、アジア新興市場国の人材育成ひいては証券行政・市場の発展に貢献することを目的としている。

第４　インターネット取引等への取組み

1　概説

近年の情報通信技術の急速な進展に伴い、その象徴的な存在であるインターネットは、我が国においても利用者が急激に拡大しており、膨大な数の様々なホームページが開設されるなど、新たな情報伝達手段として普及してきている。

また、平成11年の株式売買委託手数料の完全自由化ともあいまって、インターネットを利用した証券取引が個人投資家を中心に増加していることや、インターネット取引の持つ非対面性を悪用した作為的な相場形成やインターネット上への風説の流布も散見されることから、インターネットを利用した不公正取引に対する監視活動の

重要性が高まっている。

こうした環境の変化に対して、監視委員会は、平成13年度においてインターネット審査官２名を設置し、平成14年度に３名、平成15年度に１名を増員するなどインターネットを利用した取引への監視体制の充実・強化に努めており、その中で、インターネット巡回監視システムを活用し、日常的にインターネット上の各種掲示板等で発せられる様々な情報の収集、内容の分析を行っている。さらに、平成14事務年度においては、インターネット証券会社に対する一斉検査を実施したほか、証券会社の検査ではインターネットを利用した取引について重点的な検査を実施している。

また、監視委員会は、政府において取りまとめられた「改革加速のための総合対応策」（平成14年10月）を受けて、平成14年11月に市場分析審査室内に特別チームを編成し、その中で示された各種の施策に関係づけたインターネットを通じた風説の流布等について重点的に監視を行った。

さらに、監視委員会のホームページのリンク先の拡大を行うなどにより、インターネットによる一般からの情報提供の増加に積極的に取り組んでいる。

2　インターネットを利用した証券犯罪の摘発

監視委員会は、インターネットを利用した不公正取引に対する監視を強化しているところであるが、平成14事務年度においては、インターネットを利用した風説の流布・偽計の事案を初めて摘発している（第２章第２「２告発の状況」の「⑶ドリームテクノロジーズ事件」参照）。

3　インターネット取引を取り扱う証券会社の法令遵守のための内部管理に関する建議

インターネット取引を取り扱う複数の証券会社に対する検査の結果、違法又は不適切な注文を排除するのに十分な売買審査体制や顧客管理体制が構築されていなかったことが認められたことから、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講じる必要があるとして、金融庁長官に対して建議を実施している（第５章第２「建議の実施状況」参照）。

4　インターネット巡回監視システム

監視委員会が、インターネット上の様々な情報を数名の担当者で日常的にチェックするには限界があるため、「インターネット巡回監視システム（SCAN－IPS）」を開発し、効率的な監視を行うことに努めている。

「インターネット巡回監視システム」は、あらかじめ選定した特定のホームページを自動的・定期的に巡回して情報を収集・蓄積し、その中から必要に応じて、特定の銘柄等についての検索を行う機能と、不特定多数のキーワードにより悪質な情報の常時検索・抽出を行う機能を有している。さらに、インターネット上の問題のある表示や書込みに対する監視範囲や機能を向上させるための改良を進めているところである。これにより、日々更新され、増大するインターネット上の情報を収集する際の効率化を図っている。

第５　ディスクロージャー違反への取組み

１　概説

投資者が合理的な判断に基づいて有価証券投資を行うためには、その投資判断に必要な情報が有価証券の発行者によって正確かつ適時に開示されていることが大前提である。

また、証券市場においても、直接金融の機能を高めることが緊急の課題となっている状況において、昨年、米国において発生した不正会計事件にかんがみても、不適切な情報開示が投資者とりわけ個人投資家の合理的な判断を誤らせ、投資者が損害を被ることとなりかねないことから、ディスクロージャー違反（虚偽の有価証券届出書・有価証券報告書等の提出）への監視強化が求められており、監視委員会ではその摘発に力を注いでいるところである。

２　ディスクロージャー違反への監視強化

監視委員会には、有価証券報告書等の虚偽記載など証取法で定められているディスクロージャー違反に関して、犯則事件の調査・告発の権限が与えられている。

監視委員会は、平成14事務年度において、公認会計士等を６人採用し、ディスクロージャー違反に対する犯則事件の調査体制の強化を行ったほか、平成15年度の機構定員においても、ディスクロージャー違反をはじめとする悪質な証券犯罪への対応を強化するため、犯則事件に従事する職員21人の増員が認められた。

３　電子開示財務内容分析システム

監視委員会が、財務局長に提出された膨大な有価証券報告書等の財務内容等を限られた人員で分析することには限界があるため、「電

子開示財務内容分析システム（SCAN－STAF）」を開発し、有価証券報告書等の財務内容に関する不正行為（虚偽記載等）の分析作業の効率化及び充実に努めている。

「電子開示財務内容分析システム」とは、有価証券報告書等の財務内容等をデータベース化することにより、有価証券報告書等において開示された企業の経営成績、財政状態等を効率的に調査・分析し、犯則事件の調査等の端緒となるような異常値を検出するシステムである。

4　ディスクロージャー違反の告発状況

近時、有価証券報告書等の虚偽記載の事実の摘発に努めた結果、平成13事務年度には、犯則嫌疑法人の監査証明に従事していた公認会計士を初めて告発するに至ったほか、平成14事務年度においては、初めて虚偽の有価証券届出書提出の嫌疑で㈱エムティーシーアイ及びその代表取締役会長を検察官に対して告発し、さらに、㈱ナナボシ及び㈱ケイビーに係る虚偽の有価証券報告書提出の嫌疑について検察官に対して告発を行っている（第２章「犯則事件の調査・告発」参照）。

II　関係機関の活動状況

第９章　自主規制機関の行う公正確保業務

第１　自主規制機関の役割

自主規制機関（日本証券業協会、証券取引所、金融先物取引業協会、東京金融先物取引所）は、仲介者を会員等としつつ、適切な行為規範を確立し、会員等にその遵守を求めること等を通じて、市場と仲介者に対する利用者の信頼を高める立場にある。そうした努力が、長期的には仲介者自身の利益を増進することになるものであり、今後、金融システム改革が進展する中で、法律に裏付けられた自主規制機関がその役割を適切に発揮していくことがますます重要となってきており、その活動の一層の充実が期待されている。監視委員会としては、このような関係にある自主規制機関と常に緊密な連絡・連携を図っている。

各自主規制機関の平成14年４月から平成15年３月（以下「平成14年度」という。）における活動状況は、それぞれ以下のとおりである。

第２　日本証券業協会の活動状況

日本証券業協会の平成14年度における活動状況は、以下のとおりである。

１　会員に対する監査の実施状況

⑴　監査の重点事項

会員（注１）に対する監査は、毎年策定する監査計画において重点事項を定めて実施している。

「平成14年度における会員に対する監査計画」によると、①顧客資産に係る分別保管の実施状況について点検を行うこと、②外務

員登録の状況について点検を行うこと、③公正な取引の確保の観点から法令・諸規則の遵守状況について一層的確な点検を行うこと、④投資勧誘の適正化を一層推進する観点から、リテール営業のいわゆる「適合性の原則」（注２）の遵守状況について点検を行うこと、⑤法令遵守体制、内部管理体制の充実・強化を一層推進する観点から、その整備・強化の状況について点検を行うことを重点事項としている。

（注１）日本証券業協会の協会員は、権利義務の違いにより次の２種類に区分される。

① 会　　員　　証券会社及び外国証券会社

② 特別会員　　登録金融機関

（注２）「適合性の原則」とは、証券会社の投資勧誘は、投資者の投資判断に対して大きな影響を与えることから、投資者の意向と実情に適合したものでなければならないという考え方であり、証券会社は、顧客の投資経験や投資目的、財産状況等について、十分把握するよう努めることが求められている（証取法第43条、協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第２条以下参照）。

⑵　監査の実施状況

平成14年度は109社（国内証券会社88社、外国証券会社21社）の監査を実施している。

なお、監査の実施状況については、附属資料229頁を参照。

⑶　監査結果の概要

平成14年度における監査の結果をみると、①法令関係（主として法令で定められているもの）に関して、顧客分別金の信託不足、未登録者の外務行為、事故確認等一定の手続を経ないことなどにより生じた損失補てん、空売りの明示義務違反・価格規制違反等が引き続き把握されているほか、②協会規則関係（主として協会規則で定められているもの）に関して、信用取引規制銘柄の説明義務違反、地場出し、内部登録カードの未作成等といった違反が

認められている。

これら法令・規則違反のうち、特に改善を図る必要があると認められた会員11社（平成13年度26社）については、改善状況報告書の提出を求めている。

2　特別会員に対する監査の実施状況

⑴　監査の重点事項

特別会員に対する監査は、会員に対する監査と同様に、毎年策定する監査計画において重点事項を定めて実施している。

「平成14年度における特別会員に対する監査計画」によると、①顧客資産に係る分別保管の実施状況について点検を行うこと、②外務員登録の状況について点検を行うこと、③公正な取引の確保の観点から法令・諸規則の遵守状況について一層的確な点検を行うこと、④投資勧誘の適正化を一層推進する観点から、リテール営業のいわゆる「適合性の原則」の遵守状況について点検を行うこと、⑤法令遵守体制、内部管理体制の充実・強化を一層推進する観点から、その整備・強化の状況について点検を行うことを重点事項としている。

⑵　監査の実施状況

特別会員に対する監査は、主に日本証券業協会から業務委託を受けた全国銀行協会などの特別会員の組織する団体（６団体）が、日本証券業協会から監査員に任命された職員をもって実施しており、平成14年度は75機関（銀行53、信用金庫12、保険会社９、短資会社１）の監査を実施している。

なお、監査の実施状況については、附属資料229頁を参照。

⑶　監査結果の概要

監査の結果、顧客資産の分別保管の不徹底、未登録者の外務行

為、注文伝票等の記載内容の不備、社内規則の未整備、事故報告書の未提出の法令・諸規則違反が認められている。

3　売買審査の実施状況

⑴　店頭売買有価証券の売買管理

売買審査の業務を行う店頭市場部は、店頭登録株式について、市場情報を自ら収集し、株価・出来高や会員の売買取引に係る関与状況の把握を行って、その内容に異常性を認めた銘柄のほか、法令違反の疑いのある事実や、店頭登録会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が発生した銘柄の売買内容を調査し、必要がある場合には、更に詳細な審査を行うこととしている。

売買審査の結果、必要があれば監査部による監査を要請するなど、関係各部門が相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行うこととしている。

また、不適正な売買取引が認められた場合には、その売買取引に関与した会員に対して、再発防止の観点から定款に基づく措置を講じることとし、不適正な売買取引とは認められないものの、その疑いが持たれる売買取引が認められた場合には、不公正取引の未然防止の観点から、会員に対し注意を行うこととしている。

なお、審査の実施状況については、附属資料230頁を参照。

⑵　取引所有価証券市場外における上場有価証券の売買管理

売買審査の業務を行う店頭市場部は、上場有価証券の取引所有価証券市場外売買に関し、会員から売買価格等の報告を提出させ、売買価格が日本証券業協会の規則で定めている価格制限に違反していないか等についての管理を行うこととしている。

4　協会員に対する処分等の概要

日本証券業協会は、協会員が法令又は協会の規則等に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなど定款第25条に定める事項に該当すると認めるときは、その協会員に弁明の機会を与えた上、理事会の決議により、譴責、１億円以下の過怠金の賦課（重大な法令違反であって、証券界の信用を著しく失墜させた場合は上限５億円）、６か月以内の会員権の停止・制限又は除名の処分を行うことができる。

平成14年度に行った定款第25条に基づく処分は、過怠金の賦課が11件・総額１億6,600万円となっている。

第３　証券取引所の活動状況

証券取引所の平成14年度における活動状況は、以下のとおりである。

1　会員等に対する検査の実施状況

⑴　主な検査項目

東京証券取引所及び大阪証券取引所を例にとると、取引参加者に対する検査（東京証券取引所においては考査。以下同じ。）は、毎年策定する検査計画において検査項目を定めて実施している。

「平成14年度検査計画」（東京証券取引所においては「平成14年度考査計画」）によると、①取引参加者の受託から決済に係る業務等に関する法令及び取引所規則の遵守状況について、より効率的で深度のある調査を実施し、違反行為に対しては厳格な措置を講ずること、②違反行為の指摘に止まらず、違反の未然防止を図ることも重要な役割と考え、取引参加者の社内管理体制を把握し、「証券検査マニュアル」の内容も踏まえ、取引参加者のコンプラ

イアンス体制の充実に資するべく、的確なサポートを行うこと、③他の自主規制機関との連携強化を図り、効率的で実効性のある検査を実施することを基本姿勢とし、主に損失補てん・利益提供の禁止に関する事項、取引一任勘定取引に関する事項、空売り規制に関する事項等について点検を行うことを検査事項としている。

（注）監視委員会の証券取引所に対する検査については、第３章第８「自主規制機関に対する検査」参照。

⑵　検査の実施状況

平成14年度は、東京証券取引所においては44社（国内証券会社36社、外国証券会社８社）について、また、大阪証券取引所においては17社（国内証券会社16社、外国証券会社１社）について検査を実施している。

⑶　検査結果の概要

東京証券取引所及び大阪証券取引所の平成14年度における検査結果をみると、①取引一任勘定取引の契約の締結、②空売りに関する不備、③法定帳簿の記載不備等、④顧客資産の分別保管等に関する不備、⑤不適正な約定訂正処理、⑥上場前の公募又は売出し等に関する不備、⑦信用取引委託保証金に関する不備、⑧新規上場銘柄の売買等に関する規制措置違反、⑨差金決済取引に類似した不適正取引、⑩未登録者の外務行為などが認められている。

なお、検査の結果、改善を図る必要があると認められた東京証券取引所の取引参加者11社（平成13年度23社）及び大阪証券取引所の取引参加者３社（平成13年度５社）については、改善報告書の提出を求めている。

なお、検査の実施状況については、附属資料234頁を参照。

2　売買審査の実施状況

東京証券取引所を例にとると、売買審査の業務を行う売買審査部は、集積した市場データ等から抽出した銘柄、株式部等から売買取引の状況に異常性があると連絡を受けた銘柄や、上場部から有価証券の投資判断に重要な影響を与える情報が生じたと連絡を受けた銘柄について調査・審査を行い、関係各部門と相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行うこととしている。

売買審査の結果、不適正な売買取引が認められた場合には、その売買取引に関与した取引参加者に対して、再発防止の観点から、処分を含め内容に応じた措置を講じることとし、また、不適正な売買取引とは認められないまでも、その疑いが持たれる売買取引が認められた場合には、不公正取引の未然防止の観点から、今後の取引に関して慎重を期するよう注意を喚起することとしている。

なお、大阪証券取引所をはじめ他の証券取引所においても同様に売買審査を行っており、売買審査の結果、不適正な売買取引が認められた場合には、関与した取引参加者について処分等を実施することとしている。

なお、売買審査の実施状況については、附属資料235頁を参照。

3　取引参加者等に対する処分等の概要

証券取引所は、取引参加者又は会員（以下「取引参加者等」という。）が法令又は定款等の諸規則に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなどの場合は、その取引参加者等を審問の上、１億円以下の過怠金の賦課（法令等に違反し、証券取引所の信用を著しく失墜させた場合は上限５億円）、戒告、６か月以内の市場における有価証券の売買等の停止・制限、取引資格の取消し（会員の場合は６か月以内の会員権の停止又は除名）の処分を行うことができ

る。

また、取引参加者等が法令により業務の停止又は登録の取消しの行政処分を受けた場合には、その処分の内容に応じ、市場における有価証券の売買等の停止・制限又は取引資格の取消しを行う。

平成14年度に東京証券取引所が行った処分は、過怠金の賦課が12件・総額9,800万円、戒告が１件となっており、売買等の制限を課したものが８件となっている。また、大阪証券取引所においては、過怠金の賦課が４件・総額2,700万円、戒告が２件となっており、売買等の制限を課したものが９件となっている。

第４　金融先物取引業協会の活動状況

金融先物取引業協会の会員に対する監査は、毎年策定する監査計画において監査事項を定め実施している。

「平成14年度監査計画」によると、金融先物取引の受託管理の状況、証拠金の管理状況、金融先物取引に係る行為規制の遵守状況、法定帳簿の整備状況を主な監査項目としている。

監査の結果をみると、法定帳簿及び事業報告書の記載不備、社内規程の不備のほか取引一任勘定取引や不適正な勧誘とみられる事例等が認められており、これらについて是正を指導している。

なお、監査の実施状況については、附属資料239頁を参照。

第５　東京金融先物取引所の活動状況

東京金融先物取引所の会員に対する考査は、毎年策定する考査計画において考査事項を定め実施している。

「平成14年度考査計画」によると、金融先物取引の受託管理の状況、社

内管理体制の整備状況、金融先物取引に係る禁止行為等に関する諸規則の遵守状況を主な考査事項としている。

考査の結果をみると、自社システムによる注文伝票の作成・保存が適正に行われていない事例及び証拠金を適正に分別管理していない事例等が認められており、これらについて是正を指導している。

なお、考査の実施状況については、附属資料242頁を参照。

おわりに（個人投資家の皆様へ）

監視委員会は、平成13年７月の新体制発足時に委員長談話として個人投資家の保護を最大の目標とする「新体制の活動方針」を公表しました。

監視委員会としては、新たな活動方針の中で最大の目標として位置付けた個人投資家の保護を図るため、証券犯罪の一掃や悪質な証券会社の摘発に向け最大限の努力を続けています。

監視委員会は、個人投資家との連携を強化するため、国内各地に委員長や委員、事務局幹部が出向いて、個人投資家と証券市場や取引の問題について自由な意見交換を行う「投資家との意見交換会」や、監視委員会の活動状況を理解してもらうための「講演会」を開催しています。これは、個人投資家との直接対話や講演会を通じて、証券会社等に対する検査や日常的な市場監視及び犯則事件の調査といった監視委員会の業務を通じて得られた様々な証券取引に関する事例を個人投資家に提供するとともに、証券会社の営業姿勢等に関する有用な情報の提供を呼びかけ、さらに、監視委員会の活動に対する意見を聞くために開催しているものです。

平成14事務年度においては、「投資家との意見交換会」を平成15年３月熊本市、同年４月広島市、同年５月金沢市、高松市の４カ所で開催し、「講演会」を平成15年５月に長野市、那覇市（沖縄大学）、同年６月神戸市（神戸大学）、東広島市（広島大学）の４カ所で開催しました。参加者からは、「公正で透明な市場とするため監視委員会の役割がますます重要になっているので、法令違反を厳正に取り締まるためにも監視体制の充実・強化に努めてほしい。」、「監視委員会の活動についてはほとんど知ら

なかった。証券市場の監視活動は大変重要であることから、ポスターやテレビを利用して活動内容のＰＲをもっと積極的に行うべきである。」といった監視委員会の活動に対する激励やご意見、投資勧誘の際に行う説明が不十分であることなど証券会社の営業姿勢についての意見、その他建設的な意見を数多くいただきました。こうした貴重なご意見は、監視委員会の今後の活動において有効に活かしていきたいと考えています。なお、それぞれの意見交換会等の概要は、監視委員会のホームページで掲載していますので参考にしていただきたいと思います。

個人投資家の皆様が株式や債券などの金融商品に投資されるに当たって、最も重要な考え方のひとつは「自己責任原則」です。

有価証券など金融商品への投資に当たっては、個々の金融商品にはその性格に応じた投資効果が期待できる半面、常にそれに見合ったリスクが伴うということに留意していただきたいと思います。

近年、新たなタイプの金融商品が個人投資家を対象に数多く販売されるようになってきています。高度なデリバティブを組み込んだ複雑な商品もあり、一般の個人投資家にとって容易に理解し難い商品もあるのではないかと思われます。しかし、最終的な投資効果を享受するのも損失を負うのもご自身であることを忘れず、投資判断に当たっては、金融商品の持つリスクについても自分自身で十分に検討することが必要です。

もちろん、金融商品を販売する証券会社の側も、金融商品を勧誘する際には、その金融商品の持つリスクなど重要な商品性について顧客が理解できるよう、十分な説明を行う「説明責任」と、投資者の投資経験、知識及び財産状況等に照らして適切な勧誘を行う「適合性の原則」が求められています。

証券会社に対して市場ルールの遵守状況について検査を行う監視委員会としては、金融商品の勧誘に当たって個人投資家に対する虚偽表示や

誤解をさせるような行為がないか、証券会社自身の利益を優先し個人投資家の利益を軽視した勧誘が行われていないかなどの観点から厳正に検査を行い、証券会社の行動に問題が認められた場合には、その是正を厳しく求めています。また、検査や調査の結果、取引実態等からみて現行の市場ルールでは不十分であり整備が必要であると判断した場合には、その事実を指摘した上で、取引の公正を確保するとの観点から、市場ルールのあり方等について検討すべき課題及びその見直しを金融庁等に対して求めています。

個人投資家の皆様も、複雑な金融商品の商品性を理解することには苦労が伴うかもしれませんが、金融商品に投資する際には、商品性を説明したパンフレットや営業員のアドバイス等により、その金融商品の持つリスクやコストなどについて、必ずご自分で理解し、今後、様々なリスクが発生した場合に、いかに対処するかを予測した上で、納得できる金融商品を選択していただきたいと思います。

近年、インターネットの利用が急激に拡大しております。インターネットは情報の伝達が瞬時に行なわれるなど利用者にとって非常に便利であると同時に、「非対面性」という特性により無責任な行動がなされるおそれもあります。インターネット上には証券取引や企業に関する様々な情報があふれていますが、その中にはかなりいい加減な情報や投資者を欺くような情報も含まれています。個人投資家の皆様もインターネットを利用するに当たっては、信憑性に欠ける情報等には十分注意していただき、万が一そのような情報を入手した場合には、その情報により投資判断を行うことは絶対に避けるべきだと思います。監視委員会では、インターネット上にあふれている有価証券に関する様々な情報をできるだけ広い範囲で収集し、分析することにより不正な行為に対して厳正な対応を行っています。不審な情報を入手した場合には監視委員会に情報提供

していただきますよう宜しくお願いします。

これまで紹介してきた活動状況は、個人投資家の皆様のご理解や関係各機関との緊密な連携による成果であるとともに、監視委員会の個々の職員の不断の努力の積み重ねであると考えています。

証券市場を取り巻く環境が不断に変化する中で、今後とも監視委員会は、個人投資家の保護のため、証券市場の公正性に重大な影響を及ぼすような問題に対して、これまで以上に厳正かつ的確に対応し、その与えられた役割を果たして参りたいと考えています。

附 属 資 料

附 属 資 料

1　監視委員会の組織・事務概要
1－1　組織及び事務概要…… 123
1－2　証券取引等の監視体制の概念図…… 127
1－3　内閣総理大臣、金融庁長官、監視委員会、財務局長等の関係の概念図…… 128
1－4　機構図…… 129
1－5　組織・事務に係る法令の概要…… 131
1－6　監視委員会と自主規制機関との関係の概念図…… 151

2　監視委員会の活動実績
2－1　告発実施状況…… 152
2－2　検査実施状況…… 165
2－3　勧告実施状況…… 174
2－4　建議実施状況…… 218
2－5　取引審査実施状況…… 226

3　自主規制機関の組織・事務概要及び活動実績
3－1　日本証券業協会の組織及び業務…… 227
3－2　日本証券業協会の活動状況…… 229
3－3　日本証券業協会機構図…… 231
3－4　証券取引所の組織及び業務…… 232
3－5　証券取引所の活動状況…… 234
3－6　東京証券取引所機構図…… 236

３－７　大阪証券取引所機構図…… 237
３－８　金融先物取引業協会の組織及び業務…… 238
３－９　金融先物取引業協会の活動状況…… 239
３－10　金融先物取引業協会機構図…… 240
３－11　東京金融先物取引所の組織及び業務…… 241
３－12　東京金融先物取引所の活動状況…… 242
３－13　東京金融先物取引所機構図…… 243

1　監視委員会の組織・事務概要

1－1　組織及び事務概要

⑴　監視委員会設置の経緯

平成３年夏の一連のいわゆる証券・金融不祥事を契機に、証券・金融行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年７月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年９月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第８条に基づく委員会を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、さらに各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成４年２月、証券取引等監視委員会の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」（以下「公正確保法」という。）案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年５月29日に成立し、６月５日に法律第73号として公布、７月20日に施行され、同日、監視委員会が発足した。

⑵　金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年６月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、監視委員会の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、監視委員会は、従前の体制のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、わが国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁及び監視委員会は金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年７月１日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画･立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、監視委員会は、従前の体制のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年１月６日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、監視委員会は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、現在に至っている。

⑶　事務概要

①　監視のための３つの事務

監視委員会が行う監視事務は、犯則事件の調査、検査及び取引審査の３つに分かれる。

イ　犯則事件の調査

証取法、外証法、金先法又は本人確認法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜

索及び差押えといった強制調査を行うことができる（証取法第210条）。

証取法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、本人確認法では、証券会社等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住居等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

ロ　検査

証取法、外証法又は金先法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限（証取法第194条の６）に基づき、証券取引等の公正の確保に係るルールの遵守状況を監視するため、証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所、金融先物取引業者等に対して臨店等により検査を行う。

また、本人確認法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限（本人確認法第13条第４項）に基づき、証券会社等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況を点検するため、証券会社、登録金融機関、金融先物取引業者に対して臨店等により検査を行う。

ハ　取引審査

証取法、外証法又は金先法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限（証取法第194条の６）に基づいて、証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所、金融先物取引業者等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、

日常的な市場監視を行う。

② 勧告及び建議の権限

監視委員会には、金融庁設置法に基づき、金融庁長官等に対し、証券取引等の公正を確保するために、行政処分その他の措置について勧告する権限及び必要な施策について建議する権限等が与えられている。

イ 勧告

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

ロ 建議

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

③ 告発

監視委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、告発を行う。

④ 事務の処理状況の公表

監視委員会は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

１－２　証券取引等の監視体制の概念図

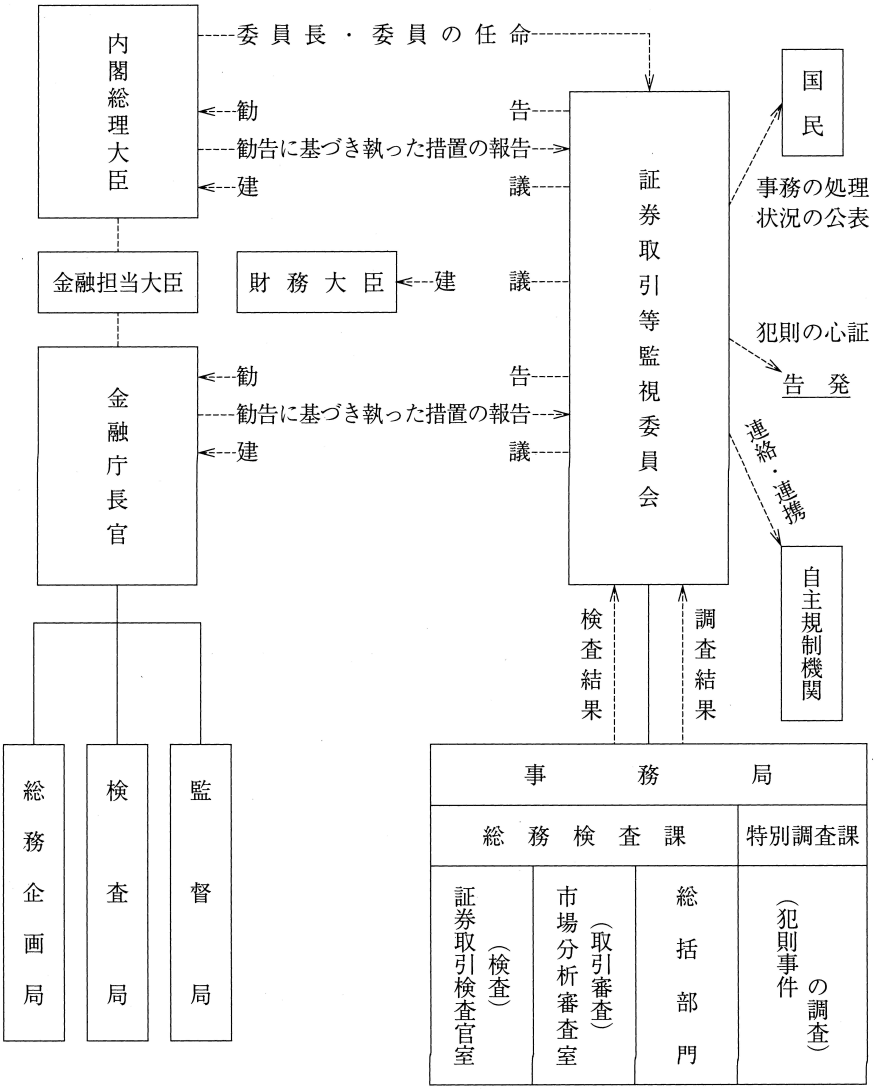

（注）　勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）

１－３　内閣総理大臣、金融庁長官、監視委員会及び財務局長等の関係の概念図

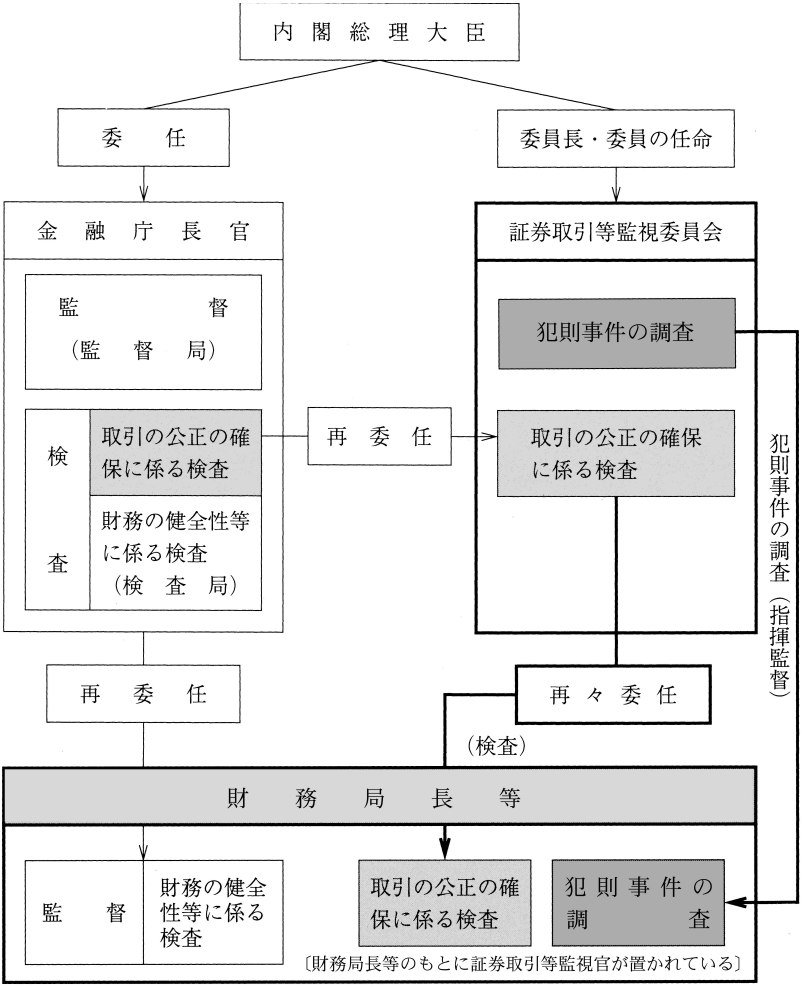

（注）犯則事件の調査については、監視委員会職員の固有の権限である。

・任意調査権限（証取法第210条、外証法第53条、金先法第106条、本人確認法第18条）

・強制調査権限（証取法第211条、外証法第53条、金先法第107条、本人確認法第18条）

1－4　機構図

1　監視委員会の機構図

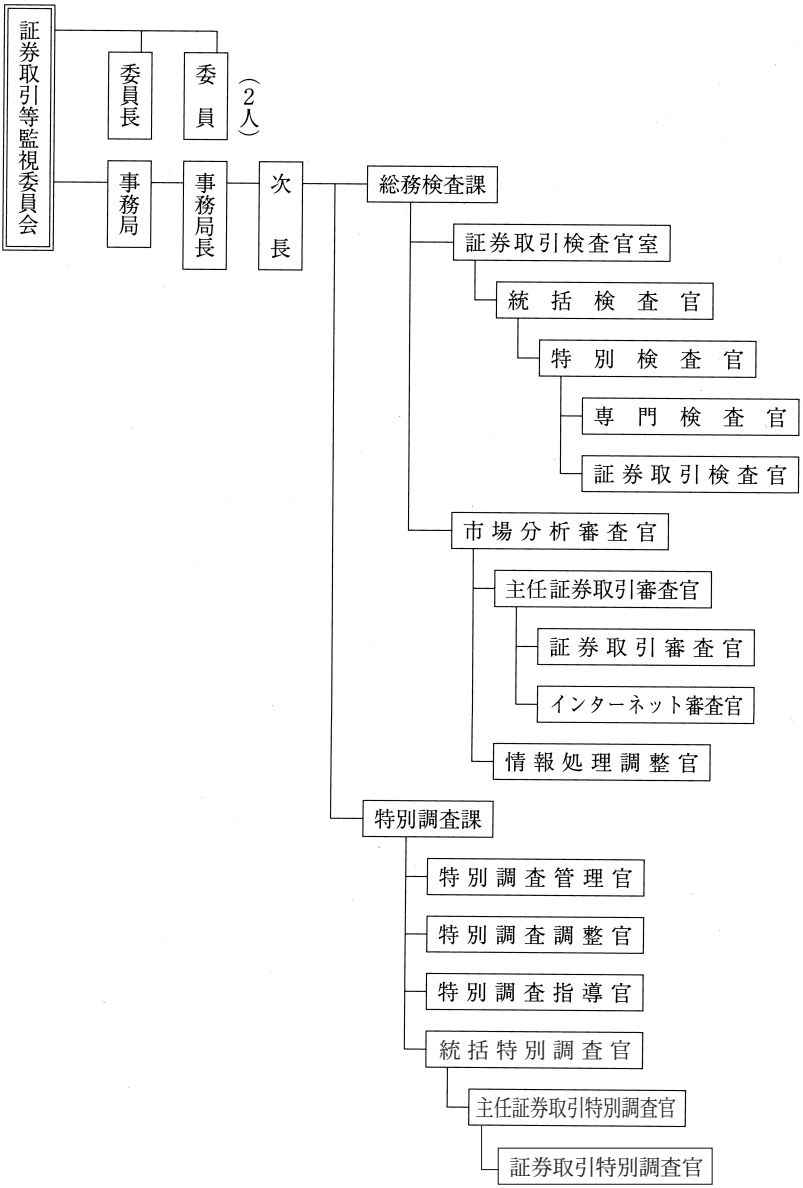

2　財務局の機構図（関東財務局）

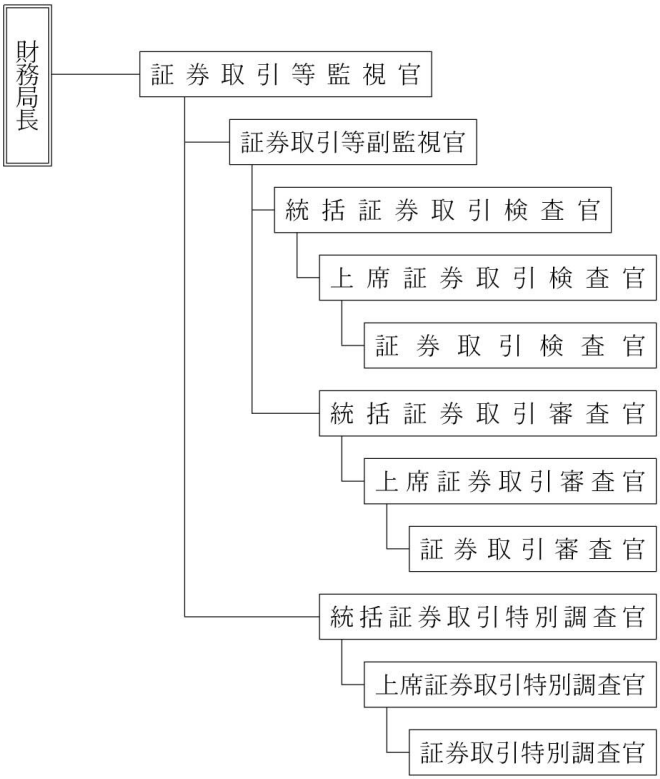

１－５　組織・事務に係る法令の概要

１　監視委員会の組織、権限等

監視委員会の組織、権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条　項	規　定　の　概　要
第４条	金融庁の所掌事務
第６条	監視委員会の設置
第８条	監視委員会の所掌事務
第９条	委員長及び委員の職権の行使
第10条	監視委員会の組織
第11条	委員長
第12条	委員長及び委員の任命
第13条	委員長及び委員の任期
第14条	委員長及び委員の身分保障
第15条	委員長及び委員の罷免
第16条	委員長及び委員の服務等
第17条	委員長及び委員の給与
第18条	会議
第19条	事務局
第20条	勧告
第21条	建議
第22条	事務の処理状況の公表

2　検査、報告・資料の徴取及び犯則事件の調査の権限、範囲

(1)　検査及び報告・資料の徴取の権限、範囲

①　検査及び報告・資料の徴取権限

監視委員会は、証券取引等の公正の確保に係るものに限り、証券会社等に対する検査の権限及び報告又は資料の提出を命じる権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔証取法〕

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第59条第１項、第３項	第194条の６第２項第１号	証券会社、証券会社と取引をする者、証券会社の子会社、証券会社を子会社とする持株会社
第65条の２第10項	第194条の６第２項第２号	登録金融機関、登録金融機関と取引をする者、登録金融機関を子会社とする持株会社
第79条の14	第194条の６第２項第３号	日本証券業協会、店頭売買有価証券の発行者
第154条	第194条の６第２項第４号	証券取引所、上場有価証券の発行者
第189条第１項	第194条の６第２項第５号	（外国証券規制当局の求めにより、報告聴取等を行う場合）

〔外証法〕

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第31条	第42条第２項	外国証券会社、外国証券会社の支店と取引をする者、外国証券会社の親法人等

〔金先法〕

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第52条	第92条第２項第１号	金融先物取引所、その会員及び取引参加者
第77条	第92条第２項第２号	金融先物取引業者、金融先物取引業者と取引をする者
第90条	第92条第２項第３号	金融先物取引業協会

〔本人確認法〕

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第７条 第８条	第13条第４項	証券会社、外国証券会社、金融先物取引業者、登録金融機関

（注）報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 検査及び報告・資料の徴取権限の範囲

イ 証取法及び外証法に基づく権限の範囲

(イ) 証券会社

証取法第194条の６第１項及び第２項第１号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第１項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条　　項	規　定　の　概　要
第29条の２第１項	認可の条件

条　　項	規　定　の　概　要
第32条第１項・第２項	取締役又は監査役等の親銀行等・子銀行等における兼職の禁止
第37条	取引所有価証券市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条	向い呑みの禁止
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為（作為的相場形成、虚偽表示又は誤解を生ぜしめる表示、特別の利益提供等）
第42条の２	損失保証・損失補てんの禁止等
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第44条	投資顧問業等証券会社の行うその他業務に係る禁止行為
第45条	証券会社の親法人等又は子法人等との間の禁止行為
第46条	引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限
第61条第１項	日本証券業協会の非協会員又は取引所の非会員のルール遵守状況の監督義務
第129条	呑行為の禁止
第130条第１項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等

条　　項	規　定　の　概　要
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦的行為の禁止
第161条第１項	証券会社等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り等政令に違反する行為の禁止
第162条の２	上場等株券の取引の公正確保
第163条、第164条	上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第167条の２	類似市場の開設等の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

(ロ)　外国証券会社国内支店及び特定金融機関

外証法第42条第１項及び第２項により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された外国証券会社国内支店、その支店と取引を行う者及び特定金融機関に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、外証法施行令第20条

において定められており、基本的に証券会社に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲と同様である。

(ハ) 登録金融機関

証取法第194条の６第１項及び第２項第２号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された登録金融機関に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第２項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条　　項	規　定　の　概　要
第65条の２第４項で準用する第29条の２第１項	認可の条件
第65条の２第５項で準用する	
第37条	取引所有価証券市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条	向い呑みの禁止
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為 (断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等)
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務

条　　項	規　定　の　概　要
第61条第１項	日本証券業協会の非協会員又は取引所の非会員のルール遵守状況監督義務
第65条の２第６項で準用する	
第42条の２	損失保証・損失補てんの禁止等
第129条	呑行為の禁止
第130条第１項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦的行為の禁止
第161条第１項	証券会社等の自己計算及び過当な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り等政令に違反する行為の禁止
第162条の２	上場等株券の取引の公正確保
第163条、第164条	上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限

条　　項	規　定　の　概　要
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

㈡　証券業協会及び証券取引所

証取法第194条の６第１項及び第２項第３号、第４号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された証券業協会及び証券取引所に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証券業協会については証取法施行令第38条第３項に、証券取引所については同条第４項に規定されている。

具体的には、①証取法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの遵守状況の調査に係る業務、②これらの規定やルールに違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔証取法〕

条　　項	規　定　の　概　要
第29条の２第１項	認可の条件
第32条第１項・第２項	取締役又は監査役等の親銀行等・子銀行等における兼職の禁止
第37条	取引所有価証券取引市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条	向い呑みの禁止

条　　項	規　定　の　概　要
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為 (断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等)
第42条の２	損失保証・損失補てんの禁止等
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第44条	投資顧問業等証券会社の行うその他業務に係る禁止行為
第45条	証券会社の親法人等又は子法人等との間の禁止行為
第46条	引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限
第129条	呑行為の禁止
第130条第１項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦的行為の禁止
第161条第１項	証券会社等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り等政令に違反する行為の禁止
第162条の２	上場等株券の取引の公正確保

条　　項	規　定　の　概　要
第163条、第164条	上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

ロ　金先法に基づく範囲

(イ)　金融先物取引所会員

金先法第92条第１項及び第２項第１号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引所会員に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第９条第２項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金先法〕

条　　項	規　定　の　概　要
第44条	相場操縦的行為の禁止
第45条	過当な件数の取引等の制限
第47条第１項	金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務

条　　項	規　定　の　概　要
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の２	受託等のための不正行為の禁止
第91条の３	虚偽の相場の公示の禁止

(ロ)　金融先物取引業者

金先法第92条第１項及び第２項第２号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引業者に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第９条第３項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金先法〕

条　　項	規　定　の　概　要
第44条	相場操縦的行為の禁止
第57条第１項	許可の条件
第68条	広告の規制
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	呑行為の禁止

条　　項	規　定　の　概　要
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の２	受託等のための不正行為の禁止
第91条の３	虚偽の相場の公示の禁止

(ハ)　金融先物取引所及び金融先物取引業協会

金先法第92条第１項及び第２項第１号及び第３号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引所及び金融先物取引業協会に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金融先物取引所については金先法施行令第９条第１項に、金融先物取引業協会については同条第４項に規定されている。

具体的には、①金先法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの遵守状況の調査に係る業務、②これらの規定やルールに違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔金先法〕

条　　項	規　定　の　概　要
第44条	相場操縦的行為の禁止
第45条	過当な件数の取引等の制限
第47条第１項	金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第57条第１項	許可の条件
第68条	広告の規制

条　　項	規　定　の　概　要
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	呑行為の禁止
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の２	受託等のための不正行為の禁止
第91条の３	虚偽の相場の公示の禁止

ハ　本人確認法に基づく権限の範囲

本人確認法第13条第４項により金融庁長官から委任された証券会社、外国証券会社、金融先物取引業者及び登録金融機関に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、同項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔本人確認法〕

条　　項	規　定　の　概　要
第３条	本人確認義務
第４条	本人確認記録の作成義務等
第５条	取引記録の作成義務等

⑵　犯則事件の調査の権限、範囲

①　犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取とは異なり、監視委員会職員の固有の権限として規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、広く投資者を含め証券取引等に関与するすべての者に対し行使することができる。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
証取法第210条 外証法第53条 金先法第106条 本人確認法第18条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
証取法第211条 外証法第53条 金先法第107条 本人確認法第18条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限

②　犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第11条）及び本人確認法第18条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条　項	行為者	規　定　の　概　要
第４条	発　行　者	募集又は売出しの届出義務等
第５条 第６条 第７条 第９条第１項 第10条第１項 第12条	発　行　者	有価証券届出書の提出義務等
第13条第５項	何　人　も	記載すべき内容と異なる内容を記載した目論見書の使用等の禁止
第15条	発行者、証券会社等	目論見書の交付義務等
第23条第２項	何　人　も	有価証券届出書に関する真実性の認定等の表示の禁止
第23条の３ 第23条の４ 第23条の８ 第23条の９ 第１項 第23条の10 第23条の12 第１項から 第３項まで	発　行　者	発行登録書の提出による募集または売出しの登録等
第６項	何　人　も	発行登録書等に関する真実性の認定等の表示の禁止

条　項	行為者	規　定　の　概　要
第24条 第24条の２	発　行　者	有価証券報告書の提出義務等
第24条の５	発　行　者	半期報告書・臨時報告書の提出義務等
第24条の６	発　行　者	自己株券買付状況報告書の提出義務等
第25条第２項	発　行　者	有価証券届出書、有価証券報告書等の写しの公衆縦覧義務
第27条	―	有価証券の発行者が会社以外のものである場合の、５条から13条まで、15条から24条の５まで、25条及び26条の規定の準用規定
第27条の３	公開買付者	公開買付開始公告義務、公開買付届出書の提出義務等
第27条の５	公開買付者	公開買付期間中の別途買付けの禁止
第27条の６	公開買付者	買付条件等の変更の場合の公告義務
第27条の７	公開買付者	公開買付開始公告の訂正公告義務等
第27条の８	公開買付者	公開買付届出書の訂正届出書の提出義務等
第27条の９	公開買付者	公開買付説明書の交付義務等
第27条の10	公開買付対象会社等	意見表明報告書の提出義務等
第27条の11	公開買付者	公開買付撤回届出書の提出義務等
第27条の13	公開買付者	公開買付報告書の提出義務等

条　項	行為者	規　定　の　概　要
第27条の14第２項	公開買付者	公開買付届出書等の写しの公衆縦覧義務
第27条の15第２項	公開買付者、公開買付対象会社等	公開買付届出書等に関する真実性の認定等の表示の禁止
第27条の22の２	公開買付者、公開買付対象会社等	発行者である会社による上場株券等の有価証券市場外における公開買付けに係る第27条の３から第27条の15までの規定の準用規定
第27条の22の３	公開買付者	前条の規定による公開買付けの場合の166条に規定する重要事実の公表義務等
第27条の23第１項 第27条の25 第27条の26 第27条の27 第27条の29	大量保有者	大量保有報告書の提出義務等
第29条の２第１項	証券会社	認可に付された条件の遵守（有価証券の売買等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に限る）
第40条第１項	証券会社	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条第１項	証券会社	取引報告書の顧客への交付義務

条　項	行為者	規　定　の　概　要
第42条の２	証券会社等	損失保証、損失補てんの禁止等
第65条の２	登録金融機関	29条の２①、40条①、41条①、42条の２の規定の登録金融機関への準用
第157条	何　人　も	有価証券の売買等についての、不正の手段・計画等、虚偽表示による財産取得等の不正取引行為の禁止
第158条	何　人　も	有価証券の募集、売出し、売買等のための、又は相場の変動を図る目的をもった風説の流布、偽計、暴行、脅迫の禁止
第159条	何　人　も	相場操縦的行為の禁止
第161条	証券会社、登録金融機関	自己計算取引、過当数量取引等の制限
第163条	上場会社等の役員・主要株主	特定有価証券等の売買に関する報告書の提出義務
第164条第５項	上場会社等の役員・主要株主	利益関係書類の写しに記載された内容の売買を行っていない場合の申立て（虚偽の申立てをした場合）
第165条	上場会社等の役員・主要株主	特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止

条　項	行為者	規　定　の　概　要
第168条		
第１項 第２項	何　人　も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第３項	発行者、証券会社等	虚偽の相場の公示等の請託の禁止
第169条	何　人　も	証券記事等について発行者等から対価を受けている場合の表示義務
第170条	何　人　も	有価証券の不特定多数者向け勧誘等に際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	有価証券の不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

〔外証法〕

条　項	行為者	規　定　の　概　要
第７条第３項	外国証券会社	証券会社に対する認可の条件
第14条	外国証券会社	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
	外国証券会社	取引報告書の交付義務
	外国証券会社等	損失保証・損失補てんの禁止等

〔金先法〕

条　項	行為者	規　定　の　概　要
第44条	何　人　も	相場操縦的行為の禁止
第45条	取引所会員	過当な件数の取引等の制限
第57条第１項	金先業者	許可の条件
第68条	金先業者	広告の規制
第69条第１項	金先業者	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第71条第１項	金先業者	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	金先業者	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	金先業者	呑行為の禁止
第91条の２	何　人　も	受託等のための不正行為の禁止
第91条の３	何　人　も	虚偽の相場の公示の禁止

〔本人確認法〕

条　項	行為者	規　定　の　概　要
第３条第４項	顧　客　等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

1－6　監視委員会と自主規制機関との関係の概念図

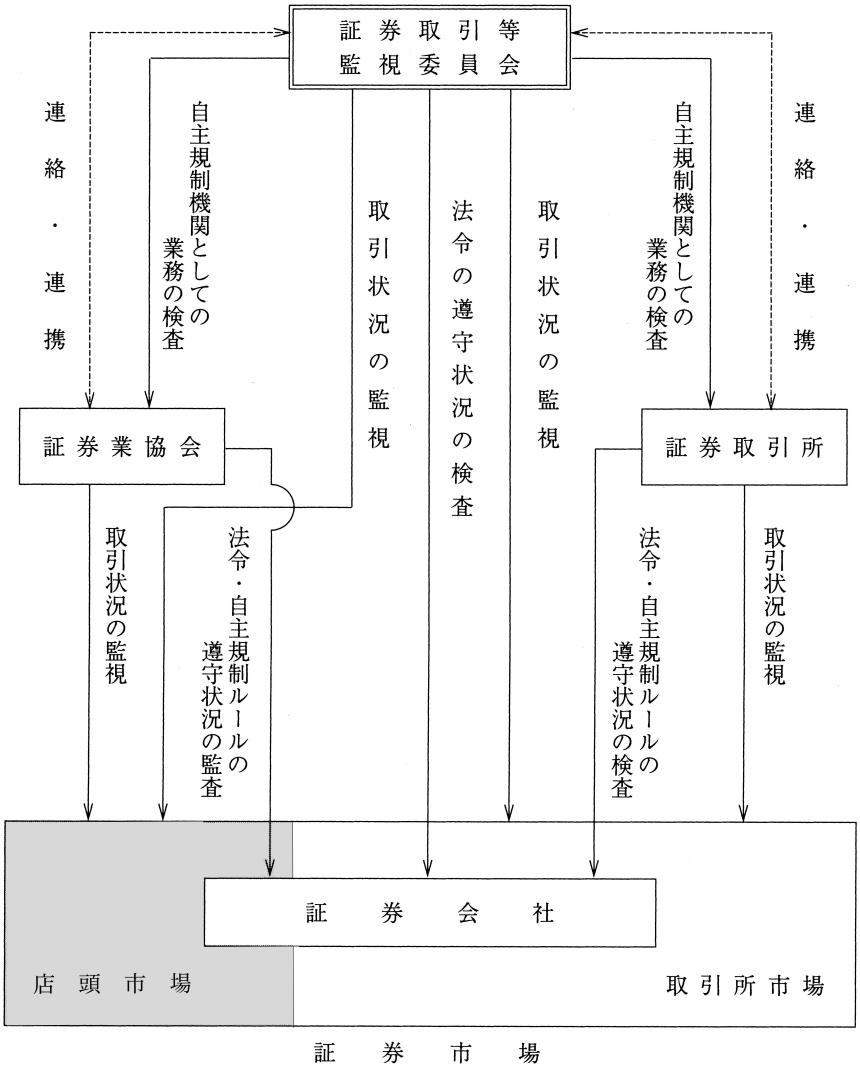

（注）金融先物取引についても同様である。

2　監視委員会の活動実績

2－1　告発実施状況

1　告発件数等一覧表

区　分	4～9事務年度	10事務年度	11事務年度	12事務年度	13事務年度	14事務年度	合　計
告発件数	18	6	7	5	7	10	53
告発人数	103	15	22	8	24	22	194

（注）事務年度：７月～翌年６月

2　告発事件の概要一覧表

（平成15年７月29日現在）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
1	５．５．21	証取法第125条第１項、第２項等（相場操縦）	日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 （嫌疑者）不動産会社社長 金融業者役員	６．10．３（東京地裁） 不動産会社社長 懲役２年６月（執行猶予４年） 金融業者役員 懲役２年（執行猶予３年） （いずれも確定）
2	６．５．17	証取法第197条第１号の２ 同法第207条第１項等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長、役員	13．９．28（東京地裁） 同社社長 懲役１年８月 同社役員 懲役１年２月 社長、役員 公判係属中（東京高裁）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
3	6.10.14	証取法第166条第1項、第3項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	日本商事㈱の新薬の投与による副作用死亡例の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役職員 取引先職員 医師（第一次情報受領者）	6.12.20（大阪簡裁） 会社役職員・取引先職員24名 罰金20～50万円（略式命令） （いずれも確定） 8.5.24（大阪地裁） 医師 罰金30万円 9.10.24（大阪高裁） 医師 原判決破棄・大阪地裁へ差戻し 11.2.16（最高裁） 医師 原判決破棄・大阪高裁へ差戻し 13.3.16（大阪高裁） 医師 控訴を棄却 医師、公判係属中（最高裁）
4	7.2.10	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 （内部者取引）	新日本国土工業㈱の約束手形の不渡りの発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引銀行、同役職員 取引先、同職員	7.3.24（東京簡裁） 取引銀行　罰金50万円 同役職員2名　　罰金20～50万円 取引先、同職員　罰金30万円 （略式命令） （いずれも確定）
5	7.6.23	証取法第158条 同法第197条第9号 （風説の流布）	テーエスデー㈱の社長は、同社株券の価格を騰貴させるため、虚偽の事実を発表。 （嫌疑者）当該会社社長	8.3.22（東京地裁） 懲役1年4月（執行猶予3年） （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
6	7.12.22	証取法第50条の３第１項 同 法 第207条第１項等 （損失補てん）	千代田証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 （嫌疑者）当該証券会社 当該会社社長、 役職員、顧客	８．２．19（東京簡裁） 証券会社社長、役職員４名 罰金30～50万円（略式命令） ８.12.24（東京地裁） 証券会社　罰金1,500万円 同社役員　懲役６月 （執行猶予２年） （いずれも確定）
7	８．８．２	証 取 法 第166条第１項、第２項 同 法 第200条第６号 （内部者取引）	日本織物加工㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）割当先監査役（弁護士）	９．７.28（東京地裁） 懲役６月（執行猶予３年） 追徴金約2,600万円 10. ９.21（東京高裁） 原判決破棄・東京地裁へ差戻し 11. ６.10（最高裁） 原判決破棄・東京高裁へ差戻し 12. ３.24（東京高裁） 控訴を棄却 （確定）
8	９．１.17	証 取 法 第158条 同 法 第197条第９号 （風説の流布）	特定の株券の価格を騰貴させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 （嫌疑者）雑誌監修人（投資顧問業）	９．１.30（東京簡裁） 罰金50万円（略式命令） （確定）
9	９．４．８	証 取 法 第166条第１項 同 法 第207条第１項等 （内部者取引）	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社会長、役員 関連会社	９．５．１（名古屋簡裁） 当該会社役員等（１社４名） 罰金50万円（略式命令） ９．９.30（名古屋地裁） 当該会社会長 懲役６月（執行猶予３年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
10	9．4．25	証取法第166条第３項 同法第200条第６号等（内部者取引）	シントム㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）割当先社長 割当先会社等	9．5．27（東京簡裁） 割当先社長等（１名３社） 罰金30万円（略式命令） （いずれも確定）
11	9．5．13	証取法第50条の３第１項 同法第207条第１項等（損失補てん）	野村證券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）当該証券会社 当該会社社長、役員 顧客	11．1．20（東京地裁） 証券会社　罰金１億円 同社社長、役員 懲役１年（執行猶予３年） 同社役員 懲役８月（執行猶予３年） 11．4．21（東京地裁） 顧客　懲役９月 追徴金約６億9,300万円 （いずれも確定） （注）山一、日興、大和證券関連と共に一括審理
12	9．9．17	証取法第50条の３第１項、第２項 同法第207条第１項等（損失補てん）	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）当該証券会社 当該会社社長、副社長、役職員 顧客	10．7．17（東京地裁） 証券会社　罰金8,000万円 同社役員 懲役10月（執行猶予２年） 10．9．30（東京地裁） 同社副社長 懲役１年（執行猶予３年） 10．11．6（東京地裁） 同社職員 懲役10月（執行猶予２年） 同社役職員２名 懲役８月（執行猶予２年） 11．6．24（東京地裁） 同社役員 懲役10月（執行猶予３年） 12．3．28（東京地裁） 同社社長　懲役２年６月 同日控訴（東京高裁） 13．10．25（東京高裁） 懲役３年（執行猶予５年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
13	9.10.21	証取法第50条の３第１項 同 法 第207条第１項等（損失補てん）	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）当該証券会社 当該会社副社長、役職員 顧客	10. 9.21（東京地裁） 証券会社　罰金1,000万円 同社副社長、職員 懲役10月（執行猶予３年） 同社役員２名 懲役１年（執行猶予３年） （いずれも確定）
14	9.10.23	証取法第50条の３第１項 同 法 第207条第１項等（損失補てん）	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 （嫌疑者）当該証券会社 当該会社社長、副社長、役職員	10. 7.17（東京地裁） 証券会社　罰金8,000万円 同社役員 懲役10月（執行猶予２年） 10. 9.30（東京地裁） 同社副社長 懲役１年（執行猶予３年） 10.11. 6（東京地裁） 同社役職員２名 懲役８月（執行猶予２年） 11. 1.29（東京地裁） 同社役員 懲役10月（執行猶予３年） 11. 6.24（東京地裁） 同社役員 懲役10月（執行猶予３年） 12. 3.28（東京地裁） 同社社長 懲役２年６月 社長、同日控訴（東京高裁） 13.10.25（東京高裁） 同社社長 懲役３年（執行猶予５年） （いずれも確定）
15	9.10.28	証取法第50条の３第１項、第２項 同 法 第207条第１項等（損失補てん）	大和證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）当該証券会社 当該会社副社長、役職員 顧客	10.10.15（東京地裁） 証券会社　罰金4,000万円 同社副社長 懲役１年（執行猶予３年） 同社役職員３名 懲役10月（執行猶予３年） 同社役職員２名 懲役８月（執行猶予３年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
16	10. 3. 9	証取法第50条の３第１項 同 法 第207条第１項等（損失補てん）	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 （嫌疑者）当該証券会社 当該会社副社長、役員	10. 9. 21（東京地裁） 証券会社　罰金1,000万円 同社副社長、役員 懲役１年（執行猶予３年） （いずれも確定）
17	10. 3. 20	証 取 法 第197条 第 1 号 同 法 第207条第１項第１号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	山一證券㈱は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該証券会社 当 該 会 社 会 長、社長、副社長	12. 3. 28（東京地裁） 証券会社会長 懲役２年６月（執行猶予５年） 同社社長 懲役２年６月 社長、同日控訴（東京高裁） 13. 10. 25（東京高裁） 同社社長 懲役３年（執行猶予５年） （いずれも確定）
18	10. 5. 29	証 取 法 第167条 第 1 号、同法施行令第31条 同 法 第200条第６号（内部者取引）	トーソク㈱の株券について、親会社が他社（買収先）へ一括株式譲渡を実施すること（重要事実）を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）親会社役員	10. 8. 26（横浜簡裁） 罰金50万円（略式命令） （確定）
19	10. 7. 6	証 取 法 第166条 第 3 項 同 法 第200条第６号（内部者取引）	大都工業㈱の会社更生手続開始の申立ての決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）関連会社役員 関連会社職員の親族	10. 7. 17（東京簡裁） 関連会社職員の親族 罰金50万円（略式命令） 10. 11. 10（東京地裁） 関連会社役員 懲役６月（執行猶予３年） 罰金50万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
20	10.10.30	証取法第166条第１項 同法第200条第６号等 （内部者取引）	日本エム・アイ・シー㈱のベンチャー企業の吸収合併の決定（重要事実）を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）合併相手先役員 証券会社職員	11．3．19（東京地裁） 証券会社職員 懲役６月（執行猶予３年） 罰金50万円 （確定） 12．3．28（東京地裁） 合併相手先役員 懲役６月 罰金50万円 12.11.20（東京高裁） 合併相手先役員 控訴を棄却 合併相手先役員、公判係属中（最高裁）
21	10.12.17	証取法第166条第１項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員 同部下職員	11．2．10（東京簡裁） 部下職員 罰金50万円（略式命令） 11．4．13（東京地裁） 取引先役員 懲役１年、罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 取引先役員 懲役１年６月（執行猶予３年） 罰金200万円 （いずれも確定）
22	11．2．10	証取法第166条第３項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）同業他社社長	11．4．13（東京地裁） 懲役10月、罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 懲役１年２月（執行猶予３年） 罰金200万円 （確定）
23	11．3．4	証取法第159条第１項、第２項 同法第197条等 （相場操縦）	昭和化学工業㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 （嫌疑者）金融業者 金融業者役員	11．6．24（大阪地裁） 金融業者役員 懲役１年６月（執行猶予３年） 金融業者 罰金400万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
24	11. 6 . 30	証取法第197条第１号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該銀行 当該銀行頭取、副頭取	14. 9 . 10（東京地裁） 頭取 懲役３年（執行猶予４年） 副頭取２名 懲役２年（執行猶予３年） いずれも公判係属中（東京高裁）
25	11. 8 . 13	証取法第197条第１号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該銀行 当該銀行会長、頭取、副頭取、役員	公判係属中（東京地裁）
26	11. 12. 3	証取法第159条第１項第１号、第２項第１号、第４項同法第197条第８号等（相場操縦）	㈱ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 （嫌疑者）会社社長、役員	12. 5 . 19（横浜地裁） 会社社長 懲役１年６月（執行猶予３年） （確定）
27	11. 12. 27	証取法第198条第４号等（虚偽の半期報告書の提出）	㈱ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社副社長、証券会社会長	14. 9 . 12（東京地裁） 副社長 懲役７年 罰金6,000万円 当該会社 罰金1,000万円 いずれも公判係属中（東京高裁）
28	12. 1 . 31	証取法第197条第１号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長、役員	13. 1 . 30（横浜地裁） 同社社長 懲役１年６月（執行猶予３年） （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
29	12. 3.21	証取法第158条 同法第197条第６号等（偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役職員	12. 3.22（東京簡裁） 同社役職員２名 罰金30万円（略式命令） （いずれも確定）
30	12. 3.22	証取法第158条 同法第197条第６号等（偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	14.10.10（東京地裁） 同社会長 懲役３年 罰金6,400万円 公判係属中（東京高裁）
31	12. 5.26	証取法第166条第３項等 同法第198条第15号（内部者取引）	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員	12. 7.19（東京地裁） 懲役８月（執行猶予３年） 罰金100万円 追徴金約449万円 （確定）
32	12.11.28	証取法第166条第３項等 同法第198条第15号（内部者取引）	㈱プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員の姉	12.11.28（東京簡裁） 罰金50万円（略式命令） 追徴金約158万円 （確定）
33	12.12. 4	証取法第158条等 同法第197条第１項第５号等（風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出）	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 （嫌疑者）会社役員等	12.12. 4（東京簡裁） 会社役員ら３名 罰金50万円（略式命令） 14.11. 8（東京地裁） 会社役員１名 懲役２年（執行猶予４年） 罰金600万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
34	12.12. 4	証取法第27条の23第１項 同 法 第198条第５号 （大量保有報告書の不提出）	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったのにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 （嫌疑者）会社役員	14.11. 8（東京地裁） 懲役２年（執行猶予４年） 罰金600万円 （確定） （注）33号事件と一括審理
35	13. 3.12	証 取 法 第166条第１項等 同 法 第198条第15号 （内部者取引）	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）提携先社員（公認会計士）	13. 5.29（東京地裁） 提携先社員 懲役１年（執行猶予３年） 罰金100万円 追徴金約1,414万円 （確定）
36	13. 4.27	証 取 法 第159条第１項第１号、第２項第１号 同 法 第197条第１項第５号 （相 場 操縦）	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買上がり買付け、仮装売買等。 （嫌疑者）会社社長	14. 9.12（名古屋地裁） 懲役１年６月（執行猶予３年） 追徴金約2,818万円 （確定）
37	13.12.20	証 取 法 第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員、社員	14.10. 8（大阪地裁） 社長 懲役２年（執行猶予３年） 副社長 懲役１年（執行猶予３年） 専務 懲役10月（執行猶予３年） （いずれも確定）
38	14. 6. 7	証 取 法 第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士	14. 6.10（大阪簡裁） 公認会計士２名 罰金50万円（略式命令） （いずれも確定） 公認会計士１名（大阪地裁） 死亡による公訴棄却

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
39	14. 3.20	証取法第159条第1項第1号等、第2項第1号 同法第197条第1項第7号 （相場操縦）	志村化工㈱の株価を高騰させることを目的とした買上り買付け、仮装売買等。 （嫌疑者）会社役員等	公判係属中（東京地裁）
40	14. 3.26	証取法第166条第1項等 同法第198条第15号 （内部者取引）	㈱ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）記者発表会業務下請会社役員	14.10.16（東京地裁） 懲役8月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約922万円 （確定）
41	14. 6.28	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ナナボシは、平成12年3月期及び平成13年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	15. 3.13（大阪地裁） 会長 懲役2年6月 公判係属中（大阪高裁） 15. 3.31（大阪地裁） 取締役 懲役3年6月 （確定）
42	14. 6.28	証取法第167条第1項等 （内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員（契約締結先）等	15. 5. 2（東京地裁） 銀行員 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円、追徴金約400万円 （確定） 医師 懲役10月（執行猶予3年） 罰金50万円、追徴金約400万円 公判係属中（東京高裁）
43	14. 6.28	証取法第167条第1項等 （内部者取引）	三陽エンジニアリング㈱が三陽パックス㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員（第一次情報受領者）等	15. 5. 2（東京地裁） 銀行員 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円、追徴金約400万円 （確定） 医師 懲役10月（執行猶予3年） 罰金50万円、追徴金約400万円 公判係属中（東京高裁） （注）42号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
44	14. 7 . 31	証取法第167条第１項等（内部者取引）	㈱光通信が㈱クレイフィッシュの株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社員	15. 2 . 28（東京地裁） 懲役１年（執行猶予３年） 罰金100万円 追徴金約1,048万円 （確定）
45	14. 9 . 6	証取法第197条第１項第１号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ナナボシは、平成10年３月期及び平成11年３月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	15. 3 . 13（大阪地裁） 会長 懲役２年６月 公判係属中（大阪高裁） 15. 3 . 31（大阪地裁） 取締役 懲役３年６月 （確定） （注）41号事件と一括審理
46	14. 11. 29	証取法第158条 同法第197条第１項第７号（風説の流布及び偽計）	ドリームテクノロジーズ㈱の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 （嫌疑者）当該株券取引者	15. 3 . 28（広島簡裁） 罰金30万円 追徴金36万６千円（略式命令） （確定）
47	14. 12. 16	証取法第197条第１項第１号等（虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出）	㈱エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	15. 7 . 14（東京地裁） 会長 懲役２年 （確定）
48	14. 12. 19	証取法第167条第１項等（内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員	公判係属中（東京地裁）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
49	14.12.26	証取法第158条 同法第197条第１項等 （偽計）	㈱エムティーシーアイは、公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	15.７.14（東京地裁） 会長 懲役２年 （確定） （注）47号事件と一括審理
50	15.２.13	証取法第167条第１項等 （内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社職員等	15.７.３（大阪地裁） 会社職員 懲役１年６月（執行猶予３年） 罰金100万円、追徴金290万円 職員知人 懲役１年（執行猶予３年） 罰金80万円、追徴金約210万円 （いずれも確定）
51	15.２.20	証取法第167条第１項等 （内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社職員等	15.７.３（大阪地裁） 会社職員 懲役１年６月（執行猶予３年） 罰金100万円、追徴金290万円 職員実弟 懲役１年（執行猶予３年） 罰金100万円、追徴金約545万円 （いずれも確定）
52	15.３.24	証取法第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	公判係属中（東京地裁）
53	15.５.28	証取法第167条第１項等 （内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員	公判係属中（東京地裁）

（注）関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。

2－2　検査実施状況

1　検査実施状況

区　　分	10年７月 ～11年６月	11年７月 ～12年６月	12年７月 ～13年６月	13年７月 ～14年６月	14年７月 ～15年６月
証券会社検査	80社	86社	96社	96社	113社
国内証券会社	68社	72社	82社	82社	95社
（委員会） （財務局長等）	（６社） （62社）	（６社） （66社）	（９社） （73社）	（10社） （72社）	（14社） （81社）
外国証券会社	12社	14社	14社	14社	18社
（委員会） （財務局長等）	（12社） （０社）	（14社） （０社）	（14社） （０社）	（14社） （０社）	（18社） （０社）
支店単独検査	27支店	28支店	27支店	21支店	30支店
登録金融機関	０社	０社	３社	７社	13社
（委員会） （財務局長等）	（０社） （０社）	（０社） （０社）	（２社） （１社）	（２社） （５社）	（２社） （11社）
金融先物取引業者	０社	０社	０社	０社	０社
（委員会） （財務局長等）	（０社） （０社）	（０社） （０社）	（０社） （０社）	（０社） （０社）	（０社） （０社）
自主規制機関	０社	０社	０社	２社	０社
（委員会） （財務局長等）	（０社） （０社）	（０社） （０社）	（０社） （０社）	（２社） （０社）	（０社） （０社）

（注）1. 上記の計数は、着手件数である。
2. 「支店単独検査」とは、支店の検査のみを実施するものである。
3. 登録金融機関は、平成10年12月以前は証券業務の認可を受けた金融機関。
4. 平成14年７月～平成15年６月においては、上記のほか機動検査２件、テーマ別検査３件を実施している。

2　１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

（単位：人・日）

区　　分	10年７月 ～11年６月	11年７月 ～12年６月	12年７月 ～13年６月	13年７月 ～14年６月	14年７月 ～15年６月
国内証券会社	120	115	100	102	100
外国証券会社	50	108	97	94	105
登録金融機関	－	－	54	28	21
金融先物取引業者	－	－	－	－	－

（注１）臨店期間分について算出したものである。
（注２）登録金融機関は、平成10年12月以前は証券業務の認可を受けた金融機関。

3　検査結果の状況

（単位：社）

区　　分	10年７月 ～11年６月	11年７月 ～12年６月	12年７月 ～13年６月	13年７月 ～14年６月	14年７月 ～15年６月
検査終了会社数	78	94	97	90	135
証券会社	76	94	95	83	122
登録金融機関	－	－	2	7	12
金融先物取引業者	1	－	－	－	－
自主規制機関	1	－	－	－	1
問題点が認められた会社数	70	80	62	57	78
市場ルール等関係	63	72	53	39	50
営業姿勢関係	19	28	10	5	5
内部管理体制関係	50	57	42	43	57
その他	1	－	－	－	1

（注）1. 「検査終了会社数」とは、当該検査年度中に検査結果通知書を交付し、検査が終了した会社の数をいい（前検査事務年度着手分を含む）、特別検査（機動検査及びテーマ別検査）を含み、支店単独検査は含まない。
2. 登録金融機関は、平成10年12月以前は証券業務の認可を受けた金融機関である。
3. 「問題点が認められた会社数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社の数をいう。
4. 「市場ルール等関係」、「営業姿勢関係」、「内部管理体制関係」及び「その他」は、各々の項目で問題点が認められた会社の数をいう。したがって、各項目で重複する会社があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社数」の数値とは一致しない。

4　監視委員会と金融庁検査局（金融監督庁）との同時検査等の実施状況

	11事務年度	12事務年度	13事務年度	14事務年度
国内	勧角証券 （11.11.10）	明光ナショナル証券 （12.11.6） 日興証券 （13.1.17） 日興ビーンズ証券 （13.1.17） みずほ証券 （13.3.12） 新光証券 （13.4.12）	つばさ証券 （13.8.27） マネックス証券 （13.10.15） 東海東京証券 （13.10.24） さくらフレンド証券 （13.11.26） ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券 （13.12.12） コスモ証券 （14.2.13） 岡三証券 （14.4.22）	野村證券 （14.8.26） みずほインベスターズ証券 （14.12.2） 三菱証券 （15.2.13） メリルリンチ日本証券 （15.2.19） しんきん証券 （15.5.8） 松井証券 （15.1.15） カブドットコム証券 （15.1.15） イー・トレード証券 （15.1.15）
外証	メリルリンチ証券東京支店 （12.2.7）	シーアイビーシー証券東京支店 （12.11.13） ラボ・アジア証券東京支店 （12.11.13） 日興ソロモン・スミス・バーニー証券東京支店 （13.1.17） シティーコープ証券東京支店 （13.1.17）	ゴールドマン・サックス証券東京支店 （13.8.27） バークレイズ・キャピタル証券東京支店 （13.11.19） ドレスナー・クラインオート・ワッサースタイン証券東京支店 （14.2.12） バンクオブアメリカ証券東京支店 （14.2.12） クレディ・リヨネ証券東京支店 （14.4.22） モルガン・スタンレー証券東京支店 （14.4.22）	ビー・エヌ・ピー・パリバ証券東京支店 （14.8.26） Ｊ．Ｐ．モルガン証券東京支店 （14.11.18） エービーエヌ・アムロ証券東京支店 （15.2.19） ＨＳＢＣ証券東京支店 （15.4.22）
計	２社	９社	13社	12社

	11事務年度	12事務年度	13事務年度	14事務年度
登録金融機関		第一勧業銀行 (13.4.12) 富士銀行 (13.5.14)	三和銀行 (13.9.17) 東海銀行 (13.11.7)	
計	― 社	2 社	2 社	― 社
自主規制機関			東京証券取引所 (14.5.8) 大阪証券取引所 (14.5.9)	
計	― 社	― 社	2 社	― 社

（注）（　）書は、検査着手日

5　平成14検査事務年度に検査が終了した法人一覧

担　当	区分		被　検　査　法　人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告	同時検査
委員会	国内	*1*	日興コーディアル証券	H14.3.11	H14.6.14	H14.10.22		
		2	岡三証券	H14.4.22	H14.6.5	H14.7.11	×	○
		1	野村證券	H14.8.26	H14.11.13	H15.3.18		○
		2	野村ファンドネット証券	H14.8.26	H14.9.9	H14.10.7		
		3	ブルームバーグ・トレードブック・ジャパン証券	H14.9.2	H14.9.11	H14.10.7		
		4	農中証券	H14.12.2	H14.12.20	H15.3.14	×	
		5	みずほ証券	H14.12.2	H14.12.20	H15.2.14		
		6	明光ナショナル証券（特別検査）	H14.12.3	H14.12.4	H15.2.24		
		7	カブドットコム証券	H15.1.15	H15.2.7	H15.3.28	×	○
		8	日興ビーンズ証券	H15.1.15	H15.2.7	H15.3.27		
		9	松井証券	H15.1.15	H15.2.21	H15.4.21		○
		10	カーバン東短証券	H15.3.17	H15.3.28	H15.4.11		
		11	東海東京証券（特別検査）	H15.4.3	H15.5.16	H15.6.23	×	
		12	ユーエフジェイつばさ証券（特別検査）	H15.4.3	H15.4.25	H15.6.13		
		13	しんきん証券	H15.5.8	H15.5.23	H15.6.30	×	○
	外証	*1*	バンクオブアメリカ証券東京支店	H14.2.8	H14.3.8	H14.9.10	×	○
		2	日興ソロモン・スミス・バーニー証券東京支店（特別検査）	H14.3.11	H14.6.14	H15.3.7		
		3	シーディーシー・イクシス・キャピタル・マーケッツ証券東京支店	H14.6.27	H14.7.10	H14.8.2		
		4	ジェフリーズ証券東京支店	H14.6.27	H14.7.10	H14.8.2		
		5	ティーディー証券東京支店	H14.6.27	H14.7.10	H14.8.5		
		6	フィデリティ証券東京支店	H14.6.27	H14.7.12	H14.8.5		
		1	ビー・エヌ・ピー・パリバ証券東京支店	H14.8.26	H14.10.21	H14.11.29	×	○
		2	日興ソロモン・スミス・バーニー証券東京支店（特別検査）	H14.9.9	H14.12.19	H15.3.7	×	
		3	アイエヌジー証券東京支店	H14.9.10	H14.10.19	H14.12.19	×	
		4	アール・ビー・エス証券東京支店	H14.10.7	H14.10.16	H14.10.29		
		5	アライアンス・ファンド証券東京支店	H14.10.7	H14.10.16	H14.10.29		
		6	ティーアイアール証券東京支店	H14.10.7	H14.10.18	H14.10.29		
		7	カナダ・ロイヤル・ドミニオン証券東京支店	H14.10.28	H14.11.6	H14.12.3		
		8	現代証券東京支店	H14.10.28	H14.11.8	H14.12.4		
		9	カザノブ証券東京支店	H14.11.11	H14.11.22	H14.12.13		
		10	J.P.モルガン証券東京支店	H14.11.18	H15.1.24	H15.2.25	×	○
		11	エービーエヌ・アムロ証券東京支店	H15.2.19	H15.3.14	H15.3.31		○
		12	クレディアグリコルインドスエズ証券東京支店	H15.2.24	H15.3.20	H15.6.24	×	
		13	ブルデンシャル証券東京支店	H15.3.17	H15.3.28	H15.4.9		
		14	ウエストエルビー証券東京支店	H15.4.22	H15.5.16	H15.6.25		
		15	ベアー・スターンズ（ジャパン）証券東京支店	H15.4.22	H15.5.30	H15.6.25		
		16	インスティネット証券東京支店	H15.5.8	H15.5.16	H15.6.3		
		17	CIBC証券東京支店	H15.5.8	H15.5.21	H15.6.6		
	自主	1	東京証券取引所	H14.5.8	H14.5.31	H15.3.27		○

（注１）区分欄の「国内」は国内証券会社、「外証」は外国証券会社、「登金」は登録金融機関である。
（注２）斜字体数字は、平成13検査事務年度に検査を実施した法人である。
（注３）勧告欄の×は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
（注４）同時検査欄の○は、金融庁検査局との同時検査を行ったものである。
（注５）野村證券に対しては、平成14年４月４日を着手日とする特別検査を実施したが、平成14年８月26日以降は上記の一般検査に吸収して実施した。

担　当	区分		被　検　査　法　人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告	同時検査
関　東	国内	1	金山証券	H14.1.15	H14.2.1	H14.8.2	×	
		2	立花証券	H14.1.22	H14.3.1	H14.8.27	×	
		3	いちよし証券	H14.4.8	H14.5.24	H14.7.15		
		4	飯田証券	H14.4.10	H14.4.19	H14.7.23		
		5	藍澤証券	H14.5.14	H14.6.12	H14.11.15	×	○
		6	富岡証券	H14.5.28	H14.6.7	H14.7.17		
		7	ウエストウッド証券	H14.6.3	H14.6.7	H14.7.5		○
		8	スターツ証券	H14.6.4	H14.6.7	H14.7.5		
		1	アイティーエム証券	H14.7.15	H14.7.24	H14.9.20	×	
		2	エーエフジェー・パートナーズ証券	H14.7.15	H14.7.18	H14.8.9		
		3	損保ジャパン・シグナ証券	H14.7.15	H14.7.18	H14.9.5		○
		4	東京三菱ティーディーウォーターハウス証券	H14.7.15	H14.7.19	H14.9.24		
		5	あさひリテール証券	H14.8.26	H14.9.20	H14.10.25		○
		6	エイチ・エス証券	H14.8.26	H14.9.19	H14.12.27	×	
		7	金十証券	H14.8.26	H14.9.13	H14.11.5	×	
		8	丸國証券	H14.8.26	H14.9.13	H14.11.5		
		9	三木証券	H14.8.26	H14.9.20	H14.12.10	×	
		10	明和証券	H14.8.26	H14.9.13	H14.12.4	×	
		11	宇都宮証券	H14.8.27	H14.9.10	H14.10.29		○
		12	室清証券	H14.10.8	H14.10.29	H14.12.27		○
		13	大成証券	H14.10.10	H14.10.24	H14.11.15		○
		14	アイ・キャピタル証券	H14.10.15	H14.10.21	H14.11.11		
		15	ゲット証券	H14.10.15	H14.10.28	H14.12.18	×	
		16	スーパージーク証券	H14.10.15	H14.10.28	H14.11.12		
		17	トレイダーズ証券	H14.10.15	H14.10.24	H14.11.18		
		18	丸三証券	H14.10.16	H14.11.22	H15.3.11	×	
		19	ジェービィック証券	H14.10.23	H14.10.30	H14.11.15		
		20	ワールド日栄証券	H14.11.12	H15.1.17	H15.4.25		○
		21	中原証券	H14.11.18	H14.12.6	H15.1.24		○
		22	ひまわり証券	H14.11.18	H14.11.29	H14.12.27		
		23	日本グローバル証券	H14.11.19	H14.12.13	H15.3.5	×	
		24	オリエント証券	H14.11.25	H14.12.17	H15.1.24		
		25	ファイナンシャルプランナーズ・リンク証券	H14.12.9	H14.12.12	H15.1.8		
		26	十字屋証券	H15.1.21	H15.2.7	H15.3.28		○
		27	リテラ・クレア証券	H15.1.21	H15.2.14	H15.6.23	×	
		28	オリックス証券	H15.1.21	H15.2.7	H15.6.20	×	
		29	山二証券	H15.1.27	H15.2.7	H15.6.27		
		30	コアパシフィック山一証券	H15.2.17	H15.2.25	H15.3.28		
		31	ブルデンシャル・ファイナンシャル・アドバイザーズ証券	H15.2.17	H15.2.25	H15.4.24		
		32	日本ファースト証券	H15.2.24	H15.2.28	H15.3.28		
		33	山和証券	H15.3.5	H15.3.26	H15.6.27		○
		34	新和証券	H15.3.6	H15.3.25	H15.4.17		
		35	日興コーディアル証券水戸支店	H15.3.11	H15.3.27	H15.4.17		
		36	ブライト証券	H15.3.17	H15.3.27	H15.4.25		
		37	赤木屋証券	H15.4.14	H15.5.7	H15.5.26		
		38	城南証券	H15.4.14	H15.4.22	H15.5.30		
		39	丸大証券	H15.4.14	H15.5.7	H15.6.26		
		40	丸和証券	H15.4.14	H15.5.14	H15.5.30		○
		41	三田証券	H15.4.14	H15.5.7	H15.5.30		○
		42	臼杵証券	H15.4.15	H15.4.25	H15.5.16		
		43	スパークス証券	H15.4.21	H15.4.25	H15.5.26		
		44	黒川木徳証券	H15.5.26	H15.6.13	H15.6.25		
		45	新光証券浦和支店	H15.5.26	H15.6.12	H15.6.25		
		46	野村證券さいたま支店	H15.5.27	H15.6.12	H15.6.26		
		47	よこはま証券	H15.5.29	H15.6.10	H15.6.26		○

担　当	区分		被　検　査　法　人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告	同時検査
	登金	1	北越銀行	H14.5.29	H14.6.11	H14.8.1		
		1	武蔵野銀行	H15.5.20	H15.6.2	H15.6.17		
		2	群馬銀行	H15.5.21	H15.6.2	H15.6.26		
近　畿	国内	1	内藤証券	H14.2.26	H14.3.22	H14.7.18		○
		2	永和証券	H14.5.21	H14.6.7	H14.8.23		○
		3	西村証券	H14.5.21	H14.6.28	H14.8.27		○
		1	篠山証券	H14.7.9	H14.7.19	H14.8.6		○
		2	金吉証券	H14.8.20	H14.9.4	H14.12.12	×	○
		3	パンタ・レイ証券	H14.8.20	H14.8.30	H14.9.27		
		4	髙木証券	H14.10.1	H14.11.1	H15.5.8	×	○
		5	塚本証券	H14.10.1	H14.10.18	H15.1.10		○
		6	エヌシーエス証券	H14.11.19	H14.12.12	H15.4.9		○
		7	奈良証券	H14.11.26	H14.12.6	H15.2.6		
		8	光証券	H15.1.15	H15.2.7	H15.6.4	×	
		9	西脇証券	H15.3.11	H15.3.20	H15.4.18		○
		10	三京証券	H15.3.11	H15.3.27	H15.6.27		○
		11	新光証券難波支店	H15.4.15	H15.4.30	H15.6.27		
		12	相生証券	H15.5.27	H15.6.6	H15.6.27		○
		13	ユーエフジェイつばさ証券東大阪支店	H15.5.27	H15.6.6	H15.6.27		
	登金	1	関西銀行	H15.5.27	H15.5.30	H15.6.27		
北海道	国内	1	三菱証券旭川支店	H14.5.27	H14.6.7	H14.10.3	×	
		1	大和証券釧路支店	H14.11.5	H14.11.15	H15.1.7		
		2	日興コーディアル証券旭川支店	H15.1.20	H15.1.31	H15.4.2		
		3	大和証券帯広支店	H15.4.14	H15.4.24	H15.5.14		
		4	新光証券札幌支店	H15.5.12	H15.5.29	H15.6.26		
	登金	1	札幌銀行	H15.6.11	H15.6.13	H15.6.26		
東　北	国内	1	山形証券	H14.5.23	H14.6.14	H15.8.28		○
		1	みずほインベスターズ証券盛岡支店	H14.9.30	H14.10.11	H14.11.20		
		2	新光証券仙台支店	H14.10.21	H14.11.1	H15.1.9		
		3	日興コーディアル証券盛岡支店	H15.3.14	H15.3.28	H15.5.27		
		4	荘内証券	H15.4.8	H15.4.25	H15.6.23		○
		5	ユーエフジェイつばさ証券会津支店	H15.5.27	H15.6.6	H15.6.23		
	登金	1	東邦銀行	H15.1.15	H15.1.24	H15.2.25		
東　海	国内	1	松阪証券	H14.8.27	H14.9.6	H14.9.20		
		2	アーク証券	H14.9.25	H14.10.25	H15.5.8		
		3	新大垣証券	H14.11.6	H14.11.22	H15.1.27		
		4	伊勢証券	H14.12.3	H14.12.13	H15.2.28		○
		5	豊証券	H15.1.8	H15.2.6	H15.6.25		○
		6	丸八証券	H15.3.4	H15.3.31	H15.6.27		○
		7	大徳証券	H15.5.7	H15.5.23	H15.6.18		○
		8	大和証券静岡支店	H15.6.3	H15.6.13	H15.6.30		
		9	みずほインベスターズ証券岐阜支店	H15.6.9	H15.6.20	H15.6.27		
	登金	1	駿河銀行	H15.5.12	H15.5.16	H15.6.18		
北　陸	国内	1	大和証券金沢支店	H14.5.28	H14.6.12	H14.7.15		
		1	荒町証券	H14.10.10	H14.10.23	H14.12.19		
		2	今村証券	H14.11.20	H14.12.6	H15.2.20		
		3	新光証券富山支店	H15.1.15	H15.1.29	H15.3.11		
		4	大和証券高岡支店	H15.3.12	H15.3.26	H15.5.23		
		5	新林証券	H15.4.8	H15.4.18	H15.6.18		
	登金	1	北國銀行	H14.10.30	H14.11.8	H14.12.24		
中　国	国内	1	新光証券福山支店	H14.10.8	H14.10.25	H14.12.24		
		2	東海東京証券広島支店	H14.11.11	H14.11.22	H15.1.14		
		3	北田証券	H14.12.3	H14.12.20	H15.3.27		○
		4	大和証券下関支店	H15.1.16	H15.1.29	H15.3.13		
	登金	1	広島銀行	H15.4.11	H15.4.24	H15.5.30		

担　当	区分		被　検　査　法　人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告	同時検査
四　国	国内	*1*	三豊証券	H14.5.22	H14.6.11	H14.7.2		○
		1	三菱証券高知支店	H14.10.25	H14.11.14	H15.2.7	×	
		2	阿波証券	H14.11.25	H14.12.12	H15.1.24		○
		3	香川証券	H15.3.3	H15.4.4	H15.5.13		○
		4	東海東京証券松山支店	H15.4.16	H15.5.9	H15.6.19	×	
	登金	1	愛媛銀行	H14.10.1	H14.10.9	H14.10.22		
九　州	国内	*1*	大和証券鹿児島支店	H14.5.27	H14.6.20	H14.9.19		
		1	ユーエフジェイつばさ証券鹿児島支店	H14.9.30	H14.11.8	H15.1.24		
		2	東海東京証券宮崎支店	H15.2.3	H15.2.21	H15.4.16		
		3	岡三証券熊本支店	H15.4.14	H15.5.16	H15.5.29		
		4	日興コーディアル証券大分支店	H15.6.2	H15.6.13	H15.6.30		
	登金	1	熊本ファミリー銀行	H15.1.14	H15.1.17	H15.2.28		
福　岡	国内	1	前田証券	H14.10.15	H14.11.14	H15.1.7		○
		2	大和証券久留米支店	H15.1.8	H15.1.24	H15.2.25		
		3	新光証券佐世保支店	H15.4.3	H15.4.16	H15.4.25		
		4	飯塚中川証券	H15.2.26	H15.3.13	H15.5.6		○
		5	日興コーディアル証券長崎支店	H15.5.8	H15.5.21	H15.6.16		
	登金	1	福岡銀行	H15.1.30	H15.2.13	H15.3.26		
沖　縄	国内	1	沖縄証券	H15.3.5	H15.3.20	H15.4.18		

（注１）斜字体数字は、平成13検査事務年度に検査を実施した法人である。
（注２）勧告欄の×は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
（注３）同時検査欄の○は、財務局等理財部（財務部検査課）との同時検査を行ったものである。

2－3　勧告実施状況

1　勧告実施件数一覧表

（単位：件）

区分		10年7月～11年6月	11年7月～12年6月	12年7月～13年6月	13年7月～14年6月	14年7月～15年6月
勧告件数		36	37	34	26	30
	検査結果に基づく勧告	34	37	33	25	30
	監視委員会の行った検査に基づく勧告	4	12	11	6	11
	財務局長等の行った検査に基づく勧告	30	25	22	19	19
	犯則事件の調査に基づく勧告	2		1	1	

2　勧告件数（法令違反等の内容別）

（単位：件）

法令違反等の内容	勧告対象の別	10年7月～11年6月	11年7月～12年6月	12年7月～13年6月	13年7月～14年6月	14年7月～15年6月	合　計
向い呑み及び呑み行為	会社及び役職員	1	1	1			3
	会社のみ		1				1
	役職員のみ						
取引報告書の不交付又は虚偽記載	会社及び役職員	1	2				3
	会社のみ	1	1	1			3
	役職員のみ						
法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な有価証券の売買に関する管理の状況	会社及び役職員						
	会社のみ		1	1	1		3
	役職員のみ						
断定的判断を提供して勧誘する行為	会社及び役職員						
	会社のみ						
	役職員のみ	1					1
取引一任勘定取引契約の締結	会社及び役職員		1	2	2	2	7
	会社のみ	1	1				2
	役職員のみ	17	14	11	13	12	67
委託注文に優先する自己の計算による有価証券の売買をする行為	会社及び役職員						
	会社のみ			1			1
	役職員のみ						
有価証券の売買に関する虚偽表示又は重要な事項について誤解を生ぜしめる行為	会社及び役職員		1	3			4
	会社のみ			5	3	1	9
	役職員のみ	1	1	1	1		4
特別の利益を提供することを約して勧誘する行為	会社及び役職員		2	2	1		5
	会社のみ		2	4		2	8
	役職員のみ						
作為的相場形成	会社及び役職員	4	4	2	2	4	16
	会社のみ		1			2	3
	役職員のみ		3	2		1	6
投機的利益追求	会社及び役職員						
	会社のみ						
	役職員のみ	14	4	5	8	7	38
安定操作期間中による買付け	会社及び役職員						
	会社のみ						
	役職員のみ						
損失補てん等	会社及び役職員	2	4	1			7
	会社のみ			1			1
	役職員のみ	3	1	1	2		7
通常の取引条件と著しく異なる条件での親法人等との取引	会社及び役職員						
	会社のみ		2				2
	役職員のみ						
引受有価証券の親法人等への売却を行う行為	会社及び役職員						
	会社のみ			1			1
	役職員のみ						
親法人等との非公開情報の授受	会社及び役職員					1	1
	会社のみ						
	役職員のみ						

法令違反等の内容	勧告対象の別	10年7月～11年6月	11年7月～12年6月	12年7月～13年6月	13年7月～14年6月	14年7月～15年6月	合　計
有価証券を売却する場合における引受人の信用供与	会社及び役職員		1				1
	会社のみ						
	役職員のみ						
外務員の職務に関する著しく不適当な行為	会社及び役職員						
	会社のみ						
	役職員のみ	2	2	3	1	2	10
有価証券の募集のため偽計を用いる行為	会社及び役職員		1				1
	会社のみ						
	役職員のみ						
政令の定めるところに違反した空売り	会社及び役職員				1		1
	会社のみ	3	3		2		8
	役職員のみ						
インサイダー取引	会社及び役職員						
	会社のみ						
	役職員のみ	1	1				2
一定の配当等の表示を行う行為	会社及び役職員			1			1
	会社のみ						
	役職員のみ						
報告徴取に対する虚偽報告	会社及び役職員		1				1
	会社のみ						
	役職員のみ						
検査を忌避する行為	会社及び役職員			1			1
	会社のみ						
	役職員のみ						
調達資金が親法人への弁済に充てられることの不告知	会社及び役職員						
	会社のみ					1	1
	役職員のみ						
なりすましの疑義のある取引について本人確認を行わない行為	会社及び役職員						
	会社のみ					1	1
	役職員のみ						
合　　計	会社及び役職員	8	18	13	6	7	52
	会社のみ	5	12	14	6	7	44
	役職員のみ	39	26	23	25	22	135

（注）1　1件の勧告で複数の法令違反等の指摘を行う場合があるため、勧告件数とは一致しない。

2　上記のほかに、内部管理上の問題として勧告を行っている。

3　勧告事案の概要一覧表

（凡例）　◎印は、会社及び役職員が勧告の対象となったもの。
○印は、会社が勧告の対象となったもの。
・印は、役職員が勧告の対象となったもの。
区分欄中段の（検査）とは、検査結果に基づき勧告を行ったもの。（調査）とは、犯則事件の調査結果に基づき勧告を行ったもの。
区分欄下段の表示は、検査を実施した財務局等の略称（表示のないものは、監視委員会の検査）。

（平成14年７月～15年６月）

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	14.７.11（検査）	・　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 岡三証券㈱の名古屋支店営業部付証券投資相談員は、平成12年12月７日から平成13年10月３日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約をそれぞれ締結した上で、平成12年12月８日から平成14年４月５日までの間、取引を受託、執行した（売買回数93回、売買株数約９万株）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止５週間
2	14.８.２（検査）関東	・　証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 金山証券㈱の営業第一部長は、平成10年11月10日から平成14年１月31日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った（売買回数266回、売買株数約126万株）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止６週間
3	14.８.27（検査）関東	・　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 １．立花証券㈱の本店投資相談部歩合外務員は、平成13年５月22日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年５月29日から平成14年１月16日までの間、取引を受託、執行した（売買回数202回、売買株数約65万株）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止２週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
3 つづき		２．横浜支店長は、平成10年７月23日から平成13年７月２日にかけて、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数292回、売買株数約1,125万株）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止４週間
		３．本店第三営業部専任課長は、平成11年12月３日から平成14年１月18日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格、又は数及び価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数579回、売買株数約126万株）。 ・　実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託をする行為	役職員(外務員)に対する処分 職務停止13週間 ※　下記本店第三営業部専任課長と同一人物で、処分内容は下記分を含む。
		本店第三営業部専任課長は、平成12年11月９日及び11月10日、複数の顧客が、保有する特定の上場銘柄の株券について、その売買益の実現を図るため、一連の成行又は高い指値の買付注文及び売付注文を連続して発注する方法により、この銘柄の株価を引き上げることを知りながら、一連の売買注文を受託、執行した。 ・　証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買	役職員(外務員)に対する処分 職務停止13週間 ※　上記本店第三営業部専任課長と同一人物で、処分内容は上記分を含む。
		本店資産運用部専任部長は、平成３年６月13日から平成13年12月10日までの間、複数の顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った（売買回数3,915回、売買株数約1,822万株）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止37週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
4	14.9.10（検査）	○　実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引 バンクオブアメリカ･セキュリティーズ･ジャパン・インク東京支店株式金融商品本部トレーディング部長等は、その業務に関し、特定の上場銘柄の株券を対象とするＥＢ（他社株券償還特約付社債券）について、対象銘柄の株価の水準により現金償還となるか株券償還となるかの償還条件が判定される日である平成13年12月５日の14時59分から大引けにかけて、当社の親法人が、ＥＢが株券償還となる場合に備えて保有していた対象銘柄の株券の保有リスクを回避させるために、対象銘柄の株価の終値を、ＥＢが株券償還となる償還条件判定価格（175円）未満の価格とすることを意図して、引け条件を付した償還条件判定価格より低い指値（174円）の一連の大量の売付注文を発注することにより、この大量の売付注文がすべて約定しない限り、対象銘柄の株価の終値が償還条件判定価格以上とはならない状況を作り出した。 なお、この結果、対象銘柄の株価の終値は、償還条件判定価格を下回ることとなり、当社の親法人は対象銘柄の株券の保有リスクを免れることとなった。 （注１）本件は、上記の売付注文自体が約定成立しなかったものであるが、未約定の場合においても上記法令で規定する「売買取引」に該当するものである。 （注２）東京支店株式金融商品本部トレーディング部長については、既に外務員登録が抹消されていたため、個人に対する処分は求めていない。	会社に対する処分 業務改善命令 ・業務停止処分相当であることを踏まえ、責任の所在の明確化 ・法令違反の根絶に向け、内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止のための具体的な計画の策定 ・上記について対応状況を書面で報告
5	14.9.20（検査）関東	・　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 アイティーエム証券㈱の取締役営業部長は、平成12年６月８日から平成14年７月24日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき､顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数224回、売買株数約414万株）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止４週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
6	14.10.3 （検査） 北海道	・　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 三菱証券㈱の旭川支店貯蓄相談課営業員は、平成11年４月14日から平成12年９月21日にかけて、多数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、平成11年４月15日から平成12年10月６日までの間、取引を受託、執行した（売買回数332回、売買株数約９万株）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止３週間
7	14.11.5 （検査） 関東	・　証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 金十証券㈱の本店営業部歩合外務員は、平成10年３月４日から平成14年９月４日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った(売買回数1,586回、売買株数約217万株)。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止25週間
8	14.11.15 （検査） 関東	◎　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 １．藍澤證券㈱の大井支店歩合外務員は、その業務に関し、平成10年１月20日及び平成11年11月１日、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成10年１月20日から平成14年４月19日までの間、取引を受託、執行した(売買回数832回、売買株数約626万株)。 ２．三島支店歩合外務員は、その業務に関し、平成13年12月17日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年12月18日から平成14年５月27日までの間、取引を受託、執行した(売買回数105回、売買株数約８万株)。	会社に対する処分 業務停止命令 ・大井支店及び三島支店の株券の売買に係る受託業務の停止２日 業務改善命令 ・内部管理体制の抜本的な見直し、責任の所在の明確化 ・法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底する方策を講じる

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
8 つづき		３．上記使用人２名のほか使用人１名が、その業務に関し、取引一任勘定取引の契約の締結をしているのが認められたが、同社では、取引一任勘定取引の契約の締結行為は過去の検査においても指摘されている。 ・　証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 水戸支店歩合外務員は、平成８年７月10日から平成14年２月４日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った（売買回数4,558回、売買株数約688万株）。	・全役職員に対する法令遵守の徹底に係る研修を実施し、その内容と結果を報告 ・社内検査の充実・強化を図り、定期的に検査結果を報告 役職員（外務員）に対する処分 ・大井支店歩合外務員 職務停止９週間 ・三島支店歩合外務員 職務停止４週間 役職員(外務員)に対する処分 ・水戸支店歩合外務員 職務停止22週間
9	14.11.29 （検査）	○　実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引 ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド東京支店株式派生商品部トレーダーは、その業務に関し、特定の上場銘柄の株券を対象とするＥＢ（他社株券償還特約付社債券）について、対象銘柄の株価の水準により現金償還となるか株券償還となるかの償還条件が判定される日である平成13年５月17日の大引け間際に、当社が、ＥＢが株券償還となる場合に備えて保有していた対象銘柄の株券の保有リスクを回避するために、対象銘柄の株価の終値をＥＢが株券償還となる価格（719円未満の価格）とすることを意図して、指値718円の大量の売付注文を発注し、株価を直近約定価格719円から718円に下落させ、更にこの大量の売付注文が全て約定しない限り、対象銘柄の株価の終値が719円以上とはならない状況を作り出した。	会社に対する処分 業務停止命令 ・東京支店の自己の計算による株券の売買業務の停止10日 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化 ・上記について対応状況を書面で報告

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
9 つづき		なお、この結果、対象銘柄の株価の終値は718円となり、ＥＢの株券償還が決定し、当社は、対象銘柄の株券の保有リスクを免れることとなった。 （注）本件は、発注した１回の売付注文が複数に分かれて約定したものであるが、１回の注文の場合であっても上記法令で規定する「一連の有価証券の売買取引」に該当するものである。	
10	14. 12. 4 （検査） 関東	・　証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 明和證券㈱の本店営業部営業課歩合外務員は、平成13年５月16日から平成14年８月16日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った（売買回数45回、売買株数約34万株）。	役職員（外務員）に対する処分 職務停止３週間
11	14. 12. 10 （検査） 関東	○　有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 三木証券㈱は、平成12年６月から10月にかけて、複数の銘柄のＥＢ（他社株券償還特約付社債券）の売出期間経過後における販売に際し、ＥＢの対象となる株券の株価の下落に伴いＥＢの時価が下落している状況において、多数の顧客に対し、この時価を反映した適正な取引価格ではなく、適正な取引価格よりも高い売出価格と同値の取引価格を提示することにより、提示した価格が適正な取引価格であるという誤解をさせるような表示を行った。	会社に対する処分 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、責任の所在の明確化 ・法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底する方策を講ずる ・全役職員に対する法令遵守意識の徹底に係る研修を実施し、その内容と結果を報告 ・社内検査の充実・強化を図り、定期的に検査結果を報告

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
12	14.12.12 （検査） 近畿	・　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 金吉証券㈱の本店第二営業部歩合外務員は、平成13年９月18日頃、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年９月28日から平成14年４月８日までの間、取引を受託、執行した（売買回数140回、売買株数約15万株）。	役職員（外務員）に対する処分 職務停止２週間
13	14.12.18 （検査） 関東	・　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 ゲット證券㈱の営業第三部付部長は、平成13年11月７日から平成14年８月28日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約をそれぞれ締結した上で、平成13年11月９日から平成14年10月17日までの間、取引を受託、執行した（売買回数187回、売買株数約40万株）。	役職員（外務員）に対する処分 職務停止３週間
14	14.12.19 （検査）	○　特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 アイエヌジー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドは、平成10年１月、特定の法人顧客に対し、この顧客の保有するほとんど無価値の償還期日直前の債券について、専ら顧客に生ずる損失を先送りすることを目的として、損失を転嫁する新たな債券を取得させるとともに、新たな債券の発行等に伴い発生する費用を別の債券を取得させることで負担させるスキームを提示し、顧客の損失を表面化させないことを可能にすることを約束して、新たな債券の取得の勧誘を行った。	会社に対する処分 業務停止命令 ・東京支店デット・マーケッツ部のすべての業務の停止３日 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化 ・上記について対応状況を書面で報告

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
15	14.12.27 （検査） 関東	・　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 エイチ・エス証券㈱の日本橋支店営業部次長は、平成14年４月30日から５月16日にかけて、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、平成14年５月１日から９月10日までの間、取引を受託、執行した（売買回数206回、売買株数約106万株）。	役職員（外務員）に対する処分 職務停止２週間
16	15.２.７ （検査） 四国	・　取引一任勘定取引の契約の締結及び外務員の職務に関する著しく不適当な行為 三菱証券㈱の高知支店資産運用課課長代理は、平成11年10月15日から平成12年８月７日にかけて、複数の顧客との間で、 １．株券及び債券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年10月18日から平成13年３月５日までの間、取引を受託、執行した（売買回数182回、売買株数約20万株ほか）。 ２．募集に係る株券の取得の申込み及び投資信託の受益証券の取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、取得の申込み又は解約の別、銘柄及び数の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年10月22日から平成13年１月19日までの間、取引を受託、執行した（売買回数35回、売買数量２千株ほか）。	役職員（外務員）に対する処分 職務停止３週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
17	15. 2. 25 （検査）	◎　実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引 ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド東京支店エクイティデリバティブズ・アジア太平洋トレーディング部ジャパン・シングルストックス・デスク（現、日本株式トレーディング本部デリバティブ・シングルストックス部）トレーダーは、その業務に関し、特定の上場銘柄の株券を対象とするＥＢ（他社株券償還特約付社債券）について、対象銘柄の株価の水準により現金償還となるか株券償還となるかの償還条件が判定される日である平成13年１月16日の14時58分から大引けにかけて、当社の関係会社が、ＥＢが株券償還となる場合に備えて保有していた対象銘柄の株券の保有リスクを回避するために、対象銘柄の株価の終値をＥＢが株券償還となる価格（797円未満の価格）とすることを意図して、指値796円及び795円の大量の売付注文を発注し、株価を直近約定価格の800円から795円まで下落させ、更にこの大量の一連の売付注文がすべて約定しない限り、対象銘柄の株価の終値が797円以上とはならない状況を作り出した。 なお、この結果、対象銘柄の株価の終値は795円となり、ＥＢの株券償還が決定した。	会社に対する処分 業務停止命令 ・東京支店の自己の計算による株券の売買業務の停止10日 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化 ・上記について対応状況を書面で報告 役職員（外務員）に対する処分 職務停止８週間
18	15. 3. 5 （検査） 関東	・　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 １．日本グローバル証券㈱の国分寺支店投資アドバイス課営業員は、平成13年３月22日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年３月22日から平成14年７月８日までの間、取引を受託、執行した（売買回数 312回、売買株数約７万株）。	役職員（外務員）に対する処分 職務停止９週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
18 つづき		2．国分寺支店投資アドバイス課長は、平成13年10月２日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年10月２日から平成14年３月11日までの間、取引を受託、執行した（売買回数120回、売買株数約26万株）。 3. 本店営業部第三投資アドバイス課長は、平成13年10月11日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年10月11日から平成14年６月５日までの間、取引を受託、執行した（売買回数59回、売買株数約２万株）。	役職員（外務員）に対する処分 職務停止３週間 役職員（外務員）に対する処分 職務停止２週間
19	15.3.7 （検査）	◎　実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引 日興ソロモン・スミス・バーニー・リミテッドは、特定の法人顧客との間で、この顧客が保有する多数の上場銘柄の大量の株券を買い付け、この買入株券をもとにＥＴＦ（株価指数連動型投資信託）を組成する契約を締結していたが、この契約では、買入株券に係る顧客への支払金額については、ＥＴＦ組成に不足する株券の総額を特定の日における東京証券取引所の各銘柄の終値により計算し、これをＥＴＦの総額から控除する方法で決定する旨定められていた。 平成14年７月18日、同証券エクイティ本部プログラム・トレーディングデスク　マネージングディレクターは、その業務に関し、多数の不足株券の買付けに際して、上記契約において、不足銘柄の特定の日の東京証券取引所における終値が同証券の平均買付単価を上回るほど同証券に利益が発生することとなっている中で、当日の東京証券取引所の終値を引き上げる目的で、 １．複数の銘柄について、14時59分頃から大引けにかけて、約定により価格の上昇がほぼ確実と予想されるような著しく過大な数量の株券を、成行及び引け条件を付した成行で東京証券取引所へ買付発注し、	会社に対する処分 業務停止命令 ・東京支店の自己の計算による株券の売買業務の停止20日 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化 ・上記について対応状況を書面で報告 役職員（外務員）に対する処分 ・プログラム・トレーディングデスク　マネージングディレクター 職務停止16週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
19 つづき		２．主たる取引所が大阪証券取引所である複数の銘柄については、14時56分頃から大引けにかけて、海外関係会社の口座を使用して小口の成行の買付注文を連続して東京証券取引所に発注するとともに、大阪証券取引所での直近約定価格に一定割合を上乗せした指値の買付注文を、上乗せ率を大引けにかけて徐々に引き上げながら連続して東京証券取引所に発注し、 それぞれの銘柄について東京証券取引所の終値を引き上げた。	
20	15.3.11 （検査） 関東	◎　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 １．丸三証券㈱福生支店長は、その業務に関し、平成12年12月13日及び平成14年４月26日、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年１月５日から平成14年10月29日までの間、取引を受託、執行した(売買回数254回、売買株数約46万株)。 ２．高津支店長は、その業務に関し、平成13年10月12日から平成14年７月12日にかけて、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年10月12日から平成14年７月12日までの間、取引を受託、執行した(売買回数57回、売買株数約６万株)。 ３．秩父支店歩合外務員は、その業務に関し、平成13年12月17日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年12月17日から平成14年11月７日までの間、取引を受託、執行した（売買回数48回、売買株数約14万株）。	会社に対する処分 業務停止命令 ・新宿及び高津支店の株券の売買に係る受託業務の停止４日間 ・秩父支店の株券の売買に係る受託業務の停止２日間 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、責任の所在の明確化 ・法令違反行為の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底する方策を講ずる ・役職員に対する法令遵守意識の徹底に係る研修を実施し、その内容と結果を報告 ・社内検査の充実・強化を図り、検査結果を報告

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
20 つづき		４．上記使用人３名のほか使用人11名が、その業務に関し、取引一任勘定取引の契約の締結をしており、証券会社が行ったこれらの契約の締結行為は、上記法令違反に該当する。 ・　証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 千葉支店営業課主任は、平成13年３月９日から平成14年10月１日までの間、顧客の口座を使用し、専ら投機的利益の追求を目的として、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った（売買回数107回、売買株数約２万株）。	役職員(外務員)に対する処分 ・福生支店長 職務停止４週間 ・高津支店長 職務停止３週間 ・秩父支店歩合外務員 職務停止２週間 役職員（外務員）に対する処分 ・千葉支店営業課主任 職務停止４週間
21	15．3．14 （検査）	○　有価証券の発行による調達資金が親法人等への弁済に充てられることの不告知 農中証券㈱は、平成12年11月から平成14年12月にかけて、同社の親法人に借入金を有している者が発行する有価証券の引受人となる際、この有価証券の発行に係る手取金が借入金の返済に充てられる蓋然性が極めて高いことを知りながら、その事情を顧客に告げることなく有価証券の売却を行った。 （注）本件は、調達資金が親法人に対する弁済に充てられる蓋然性が極めて高いことを知っていたなどの状況から、上記法令で規定する「知りながら」に該当するものである。	会社に対する処分 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化 ・親法人等との関係における適正な業務運営の確保に向けた具体的対応方法の策定

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
22	15. 3.28 （検査）	○　なりすましの疑義のある取引についての本人確認義務違反 カブドットコム証券㈱は、携帯電話番号等による顧客口座の名寄せを行った結果、携帯電話番号等が同一でありながら姓や住居が異なる多数のインターネット取引専用口座を把握していたが、平成15年１月６日以降、これら多数の口座のうち、複数の顧客からの株券の委託注文の受託に際し、注文の発注者が取引の名義人になりすましている疑いがあるにもかかわらず、本人確認を行わないまま、注文を受託、執行した。 なお、これら疑いのある取引を行っていた口座について、仮名取引等の確認を行ったところ、 ⑴　仮名取引が行われていた口座が１口座、 ⑵　顧客に全く連絡が取れず、本人確認が行えない状況にあり、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いの強い口座が３口座、 の合計４口座認められた。	会社に対する処分 ・本件違反行為の是正 ・責任の所在の明確化 ・役職員の法令遵守意識の徹底 ・本人確認の徹底を含む顧客管理体制の構築 ・顧客管理規程等の内部管理規則の総点検 ・上記について対応状況を書面で報告
23	15. 5. 8 （検査） 近畿	・　外務員の職務に関する著しく不適当な行為 髙木証券㈱の本店投資営業部歩合外務員は、平成13年９月から平成14年８月にかけて、複数の顧客との間で、投資信託の受益証券の取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別に相当する取引の別、銘柄及び数の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年９月13日から平成14年９月24日までの間、取引を受託、執行した（売買回数76回、売買数量約11万口）。	役職員（外務員）に対する処分 職務停止２週間
24	15. 6. 4 （検査） 近畿	・　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 光証券㈱の本店営業第一部付課長は、平成14年９月19日及び10月25日、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成14年９月19日から平成15年２月６日までの間、取引を受託、執行した（売買回数83回、売買株数28万株）。	役職員（外務員）に対する処分 未　　定

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
25	15. 6 . 19 （検査） 四国	・　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 東海東京証券㈱の松山支店投資アドバイザーは、平成11年10月18日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年10月18日から平成15年１月17日までの間、取引を受託、執行した（売買回数898回、売買株数457万株）。	役職員（外務員）に対する処分 未　　定
26	15. 6 . 20 （検査） 関東	・　取引一任勘定取引の契約を締結する行為 オリックス証券㈱の本店投資運用部歩合外務員は、平成13年８月16日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年８月17日から平成14年４月19日までの間、取引を受託、執行した（売買回数63回、売買株数31万株）。	役職員（外務員）に対する処分 職務停止２週間
27	15. 6 . 23 （検査）	◎　実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引 東海東京証券㈱のエクイティディーリング部マネージャーは、平成14年６月から平成15年３月にかけて、その業務に関し、多数の上場銘柄の株券について、自己の買付注文又は売付注文が約定した後に、他の市場参加者からの買付注文又は売付注文を誘うことにより、これらの銘柄の株価を自己に有利に動かすこと（買付注文を約定させている場合には株価を上昇させること、売付注文を約定させている場合には株価を下落させること）を意図して、約定させる意思のない大量の一連の指値の買付注文又は売付注文を行った。 なお、その後にこれらの銘柄の株価が上昇し又は下落した後にエクイティディーリング部マネージャーは、当初に買い付け又は売り付けた注文の反対売買となる売付注文又は買付注文を行い、これが自己に有利な価格で約定すると、直ちに上記注文の取り消しを行っている。	会社に対する処分 業務停止命令 ・自己の計算による株券の売買業務の停止10日間 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底及び責任の所在の明確化 ・売買管理体制の抜本的な見直し・具体策の策定及び再発防止策の策定・徹底 役職員（外務員）に対する処分 職務停止８週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
28	15.6.23 （検査） 関東	◎　実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引 リテラ・クレア証券㈱のディーリング部ディーラー４名は、平成15年１月、その業務に関し、多数の上場銘柄の株券について、自己の買付注文又は売付注文が約定した後に、他の市場参加者からの買付注文又は売付注文を誘うことにより、これらの銘柄の株価を自己に有利に動かすこと（買付注文を約定させている場合には株価を上昇させること、売付注文を約定させている場合には株価を下落させること）を意図して、約定させる意思のない大量の一連の指値の買付注文又は売付注文を行った。 なお、その後にこれらの銘柄の株価が上昇し又は下落した後に、ディーリング部ディーラーは、当初に買い付け又は売り付けた注文の反対売買となる売付注文又は買付注文を行い、これが自己に有利な価格で約定すると、直ちに上記注文の取り消しを行っている。 ・　証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 大阪支店投資営業部歩合外務員は、平成９年５月７日から平成15年１月24日までの間、顧客の口座を使用し、専ら投機的利益の追求を目的として、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った。	会社に対する処分 業務停止命令 ・自己の計算による株券の売買業務の停止10日間 業務改善命令 ・法令違反の根絶に向けた内部管理体制の充実・強化を図るとともに責任の所在の明確化を図る ・売買管理体制の抜本的な見直し等「再発防止策」を策定するとともに、役職員に周知徹底する ・法令遵守意識の徹底を図るための全役職員に対する研修の実施 役職員（外務員）に対する処分 ・ディーリング部ディーラーＡ 職務停止９週間 ・ディーリング部ディーラーＢ 職務停止８週間 ・ディーリング部ディーラーＣ 職務停止８週間 ・ディーリング部ディーラーＤ 職務停止８週間 ・大阪支店投資営業部歩合外務員 職務停止６週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
29	15.6.24（検査）	○　特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 クレディ アグリコル インドスエズ セキュリティズ（ジャパン）リミテッドは、平成14年３月19日、特定の法人顧客に対し、取引の継続の見返りとして、既に発生していた顧客の責に帰すべき事由により生じた株券の委託売付注文の受渡未済費用（いわゆるフェイルコスト）に係る債権を放棄することを約束して、有価証券の取引の勧誘を行った。	会社に対する処分 業務停止命令 ・東京支店の株券の売買の受託業務の停止２日間 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化 ・上記について対応状況を書面で報告
30	15.6.30（検査）	◎　顧客に関する非公開情報を親法人等から受領し、又は親法人等に提供する行為 しんきん証券㈱代表取締役社長は、平成13年６月、その業務に関し、親法人の役職員が職務上知り得た特別の情報である顧客の財務状況の資料を親法人から受領するよう社内に指示し、同年７月以降毎月、顧客の同意を得ないまま、これを親法人から受領した。また、常務取締役及び債券営業部長は、平成15年５月、その業務に関し、顧客の同意を得ないまま、顧客の有価証券の売買に係る注文の動向を親法人に提供した。	会社に対する処分 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化 ・親法人等との関係における適正な業務運営の確保に向けた具体的対応方法の策定 役職員（外務員）に対する処分 ・代表取締役社長 職務停止６週間 ・常務取締役 職務停止４週間 ・債券営業部長 職務停止３週間

・バンクオブアメリカ・セキュリティーズ・ジャパン・インクに係る勧告資料　　（勧告事案の概要一覧表　一連番号４）

１．本件ＥＢの仕組み

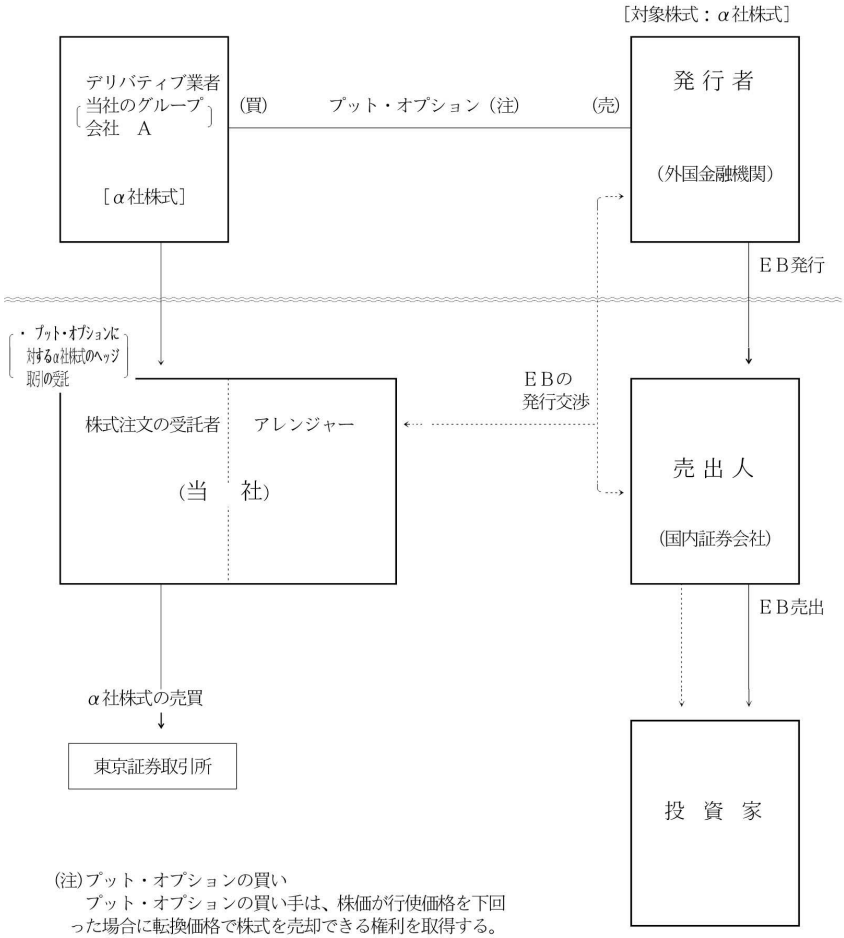

(注)プット・オプションの買い
　プット・オプションの買い手は、株価が行使価格を下回った場合に転換価格で株式を売却できる権利を取得する。

２．本件ＥＢの概要

対象株式：α社株式
発 行 者：海外の金融機関
売 出 人：国内準大手証券会社
発 行 額：約18億２千万円
額面金額：175,000円
転換価格：175円
発行日（償還日）：平成13年６月12日（同年12月12日）
クーポン：年率５％
償還条件判定日（判定に使用する株価）：平成13年12月５日（東証終値）

3．作為的相場の形成状況（概略）

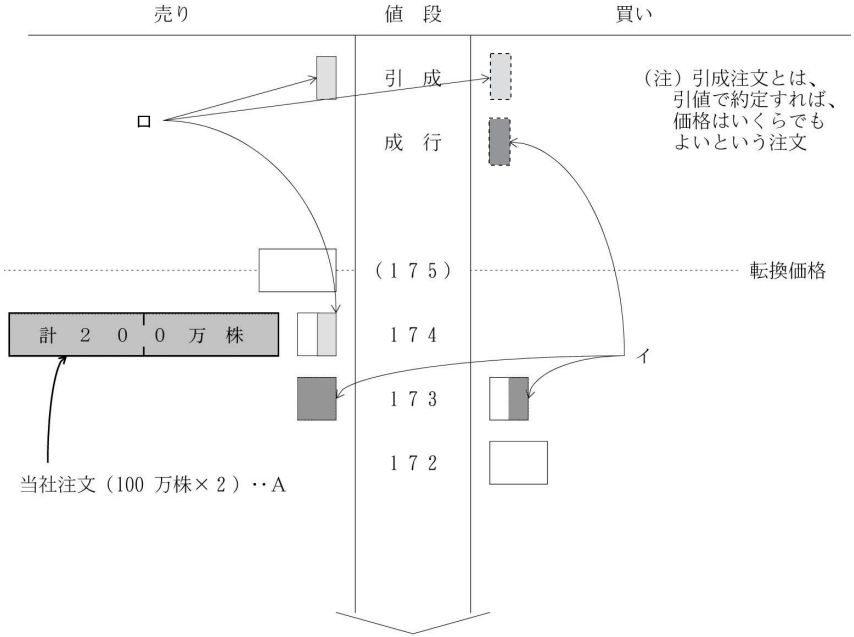

・取引経過

① 当社は、14：59という大引け直前の時間帯に、174円の価格でまず100万株の引け指値売り注文を入れ、更に15：00直前に再度同価格で100万株の引け指値売り注文を入れた（合計200万株。上記Ａ）。

（注）引け指値売り注文とは、引値が「当該価格以上の条件」であれば約定するという注文。

② この間、市場では173円の約定が成立していた（上記イ）が、①の当社の引け指値売り注文Ａにより、当該①の注文Ａが全て消化されない限り175円以上の終値にならない状況となっていた。結局、当日の終値は174円で引けた（上記ロ）。

・ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン）リミテッド
に係る勧告資料　　（勧告事案の概要一覧表　一連番号９）

１．本件ＥＢの仕組み

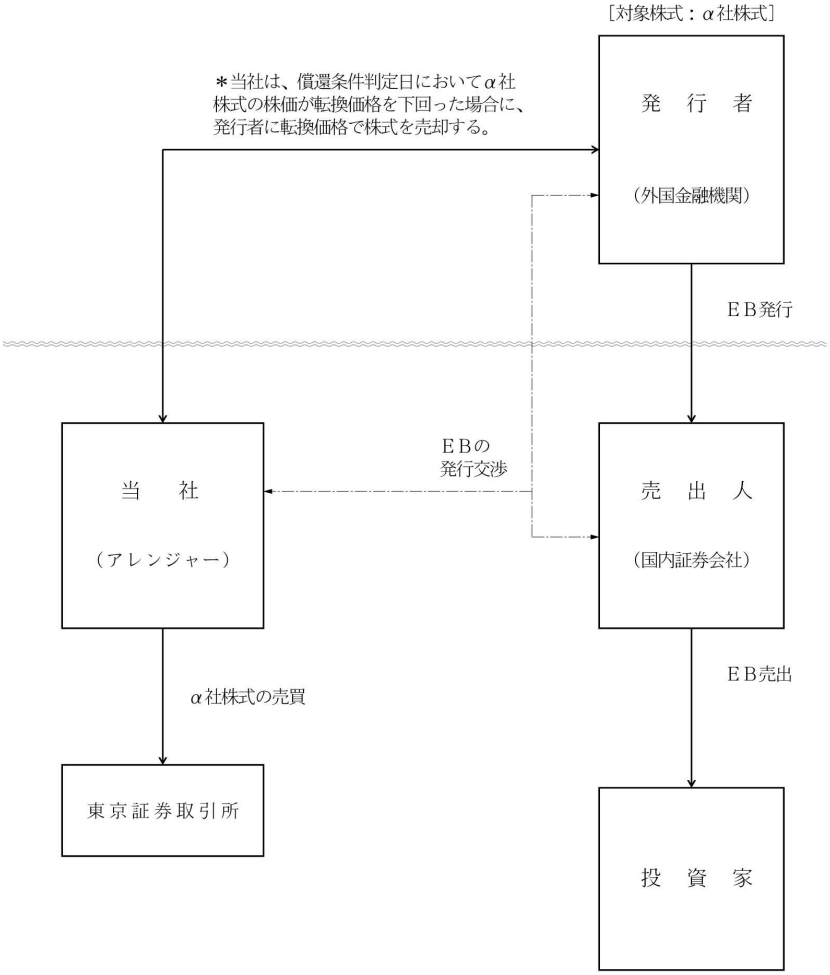

２．本件ＥＢの概要

対象株式：α社株式
発 行 者：海外の金融機関
売 出 人：国内準大手証券会社
発 行 額：約13億８千万円
額面金額：719,000円
転換価格：719円
発 行 日：平成13年１月29日
償 還 日：平成13年５月24日
クーポン：年率6.5%
償還条件判定日：平成13年５月17日
判定に使用する株価：償還条件判定日の東証終値

３．作為的相場の形成状況（概略）

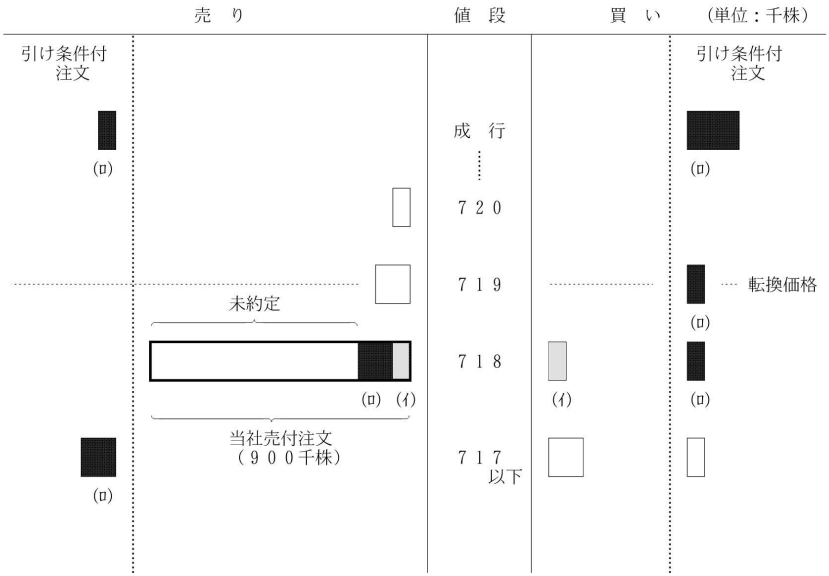

（注）「引け条件付注文」とは、大引け時のみ有効となる注文である。

【取引経過】

① 当該銘柄は、14:59に719円で約定し、買付注文の最も高い値段は718円、売付注文の最も低い値段は719円となっていた。（引け条件付注文を除く）

② このような状況の中、当社は14：59：54に、900千株718円の大量の売付注文を発注した。

③ 当該売付注文の一部が、718円の買付注文との間で約定成立した（イ）後、当該売付注文の残りが全て消化されない限り、719円以上の終値にならない状況となり、大引けを迎えた。

④ この結果、当日は718円で引けた（ロ）。なお、当該売付注文の大半は未約定となった。

・アイエヌジー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドに係る勧告資料　　（勧告事案の概要一覧表　一連番号14）

取引概念図

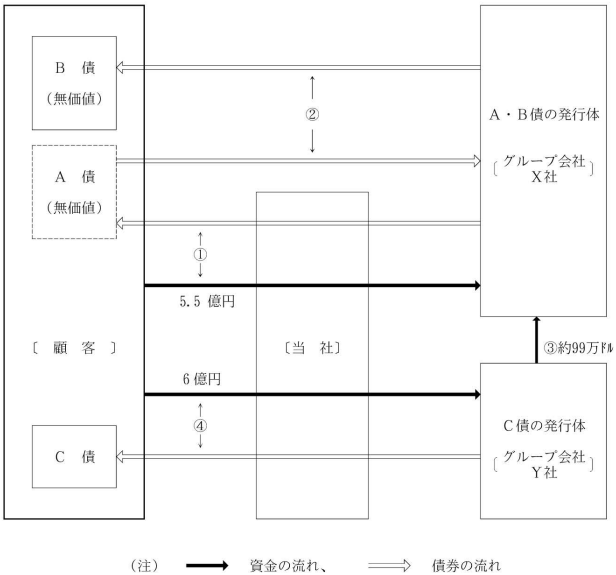

①　顧客は、当社を通じて5.5億円で、東南アジア某国の企業発行の手形を担保として、X社が発行した期間約５ケ月のリパッケージ債、A債を購入。アジア通貨危機により、満期日に償還の見通しがたたなかったため、X社が負担することになっていた為替費用約75万ドルを顧客が肩代わりすることを条件に、期日を約１ケ月延長。

②　結局、某国企業の手形が無価値となったため、損失を期越えさせるため、X社は顧客との間で、A債（額面5.5億円）と引き換えることを条件にA債と同じ無価値となった手形を原資産として組成した期間２年のB債（額面5.5億円）を発行する。

③　Y社は、①の延長のための為替費用及び②で発生した費用（計約99万ドル）を立て替える。

④　Y社はC債（額面６億円）を発行し、C債を当社を通じて顧客に実質価格より高い価格で販売し、③で立て替えた費用に加え手数料を回収（120万ドル）。

・ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッドに係る勧告資料　（勧告事案の概要一覧表　一連番号17）

１．本件ＥＢの仕組み

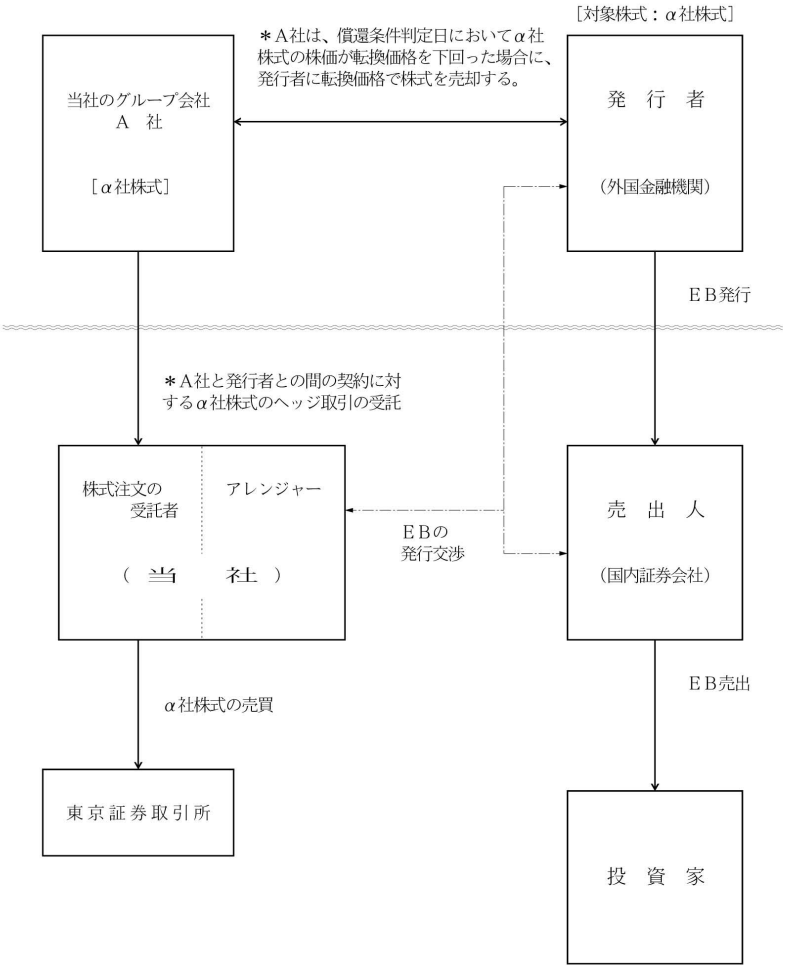

２．本件ＥＢの概要

対象株式：α社株式
発 行 者：海外の金融機関
売 出 人：国内準大手証券会社
発 行 額：約60億円
額面金額：797千円
転換価格：797円
発 行 日：平成12年７月27日
償 還 日：平成13年１月26日
クーポン：年率５％
償還条件判定日：平成13年１月16日
判定に使用する株価：償還条件判定日の東証終値

３．作為的相場の形成状況（概略）

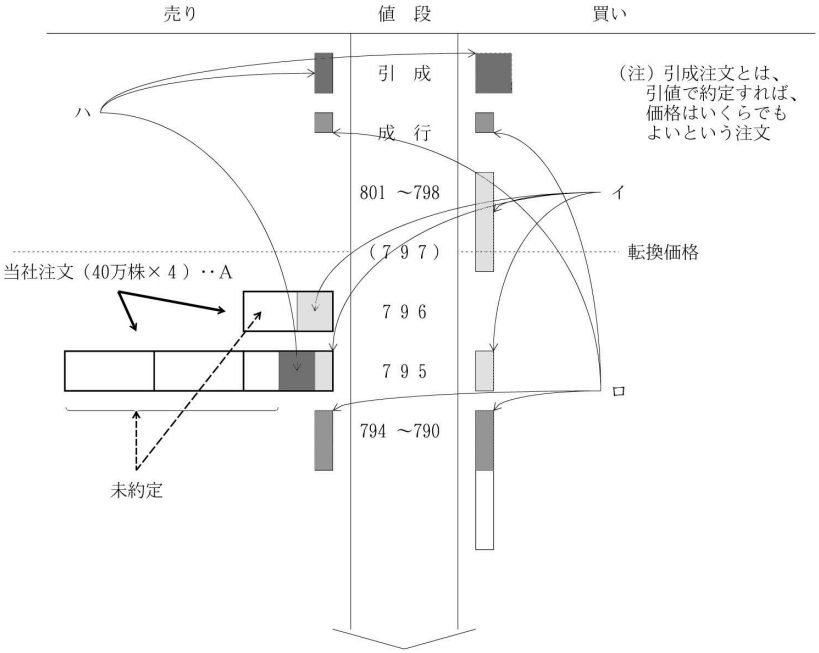

【取引経過】

① 当該銘柄が14:58に800円で約定した後、当社は、転換価格未満となる４円低い796円40万株の売付注文を発注し、更に795円40万株の売付注文を３回発注した（合計160万株。上記Ａ）。

② この間、市場では、①の当社の売付注文Ａの一部により795円まで徐々に約定値段が下がり（上記イ）、更に794円以下の約定が成立し（上記ロ）、当該①の注文Ａの残（約150万株）が全て消化されない限り797円以上の終値にならない状況となり、大引けを迎えた。

③ この結果、当日は795円で引けた（上記ハ）。なお、当社の売付注文の大半は未約定となった。

・農中証券に係る勧告資料（勧告事案の概要一覧表　一連番号21）

取引関係者（概念図）

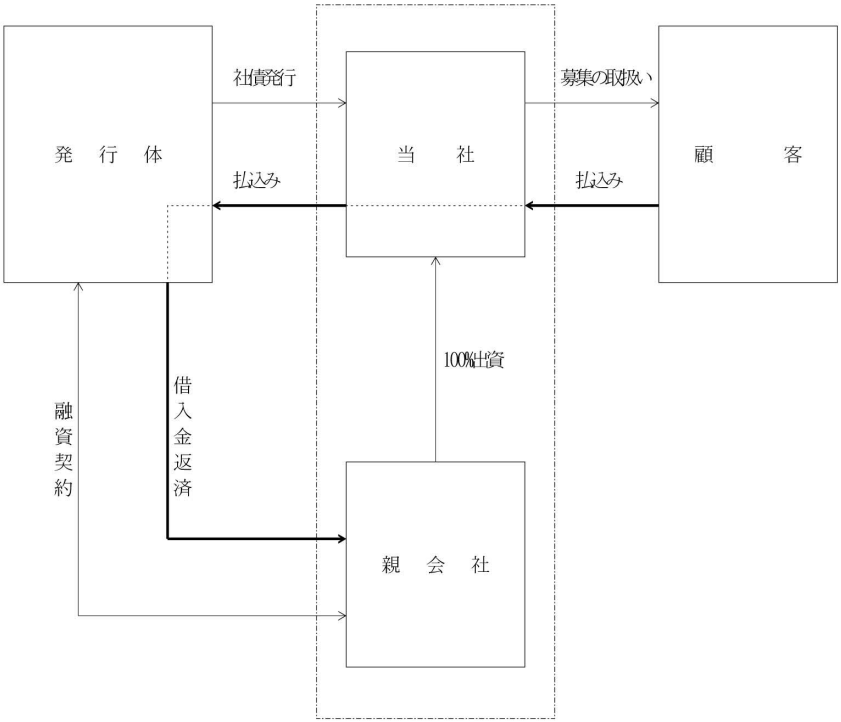

・日興ソロモン・スミス・バーニー・リミテッドに係る勧告資料

（勧告事案の概要一覧表　一連番号19）

１．本件ＥＴＦの総額と買入株式に係る支払金額との関係

「買入株式」に係る支払金額（Ａ）　＝　ＥＴＦの総額（Ｆ）　－　「不足株式」の総額（Ｂ）

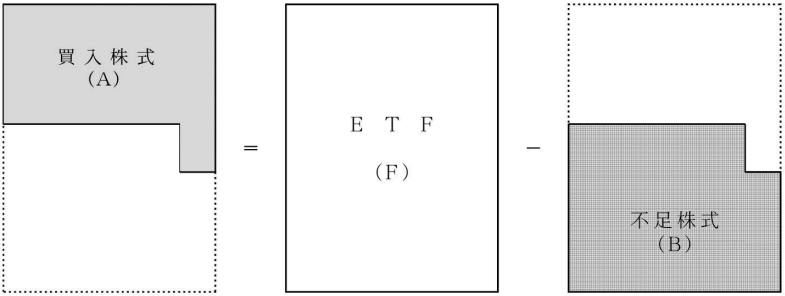

①　当該不足株式（Ｂ）については、全銘柄を複数のグループに分け、それぞれのグループごとの特定の日における東証の各銘柄の終値により、その総額を計算する旨、定められていた。

②　この場合、（Ｂ）が実際の不足株式に係る買付総額（ｂ）より大きければ当社にとって利益となる。

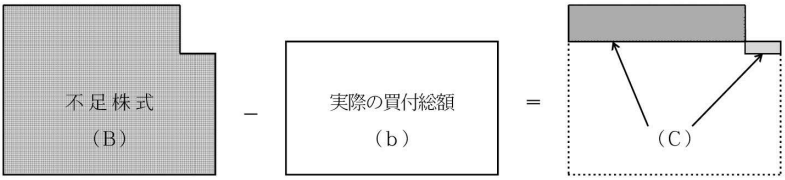

終値で算出した総額（Ｂ）　－　実際の買付総額（ｂ）　＝　当社の損益（Ｃ）

2．作為的相場の形成状況（事例）

⑴の銘柄について

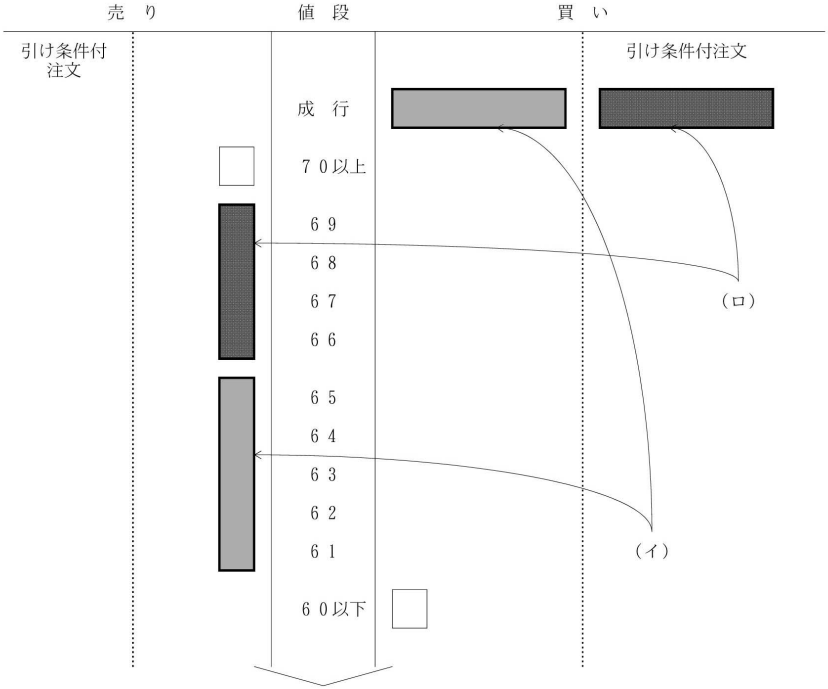

（注）「引け条件付注文」とは、大引け時のみ有効となる注文である。

【取引経過】

① 当該銘柄が14：59に60円で約定した後、大引け前の１分間に、平均出来高比約224％の数量の成行及び引け条件付成行の買付注文を発注した。

② （イ）の成行注文により、ザラバ中に株価が65円まで上昇し、大引けを迎えた。

③ 大引けで、当該引け条件付成行の買付注文（ロ）と69円までの売付注文が対当し、69円で引けた（引け１分間で株価が15％上昇）。なお、14:59以降の当支店の関与率は100％であり、翌日の始値は62円に下落している。

⑵の銘柄について

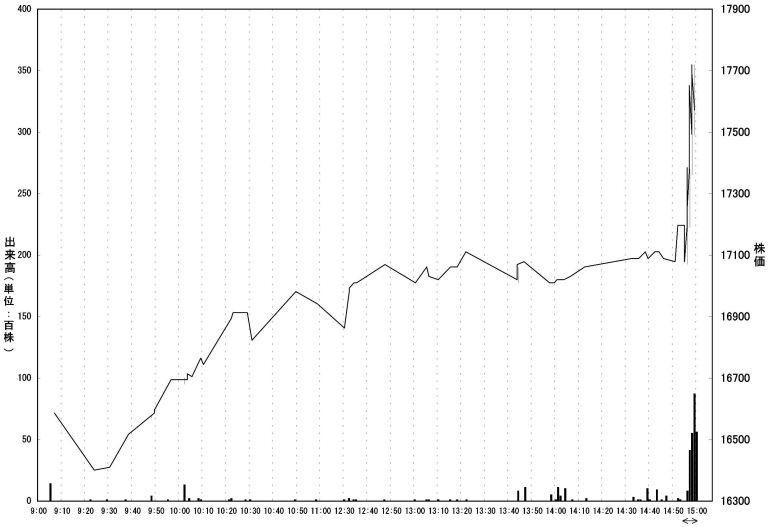

【取引経過】

① 当該マネージングディレクターの部下が、海外関係会社の口座を使用して、14：56頃から大引けにかけて約30秒間隔で７回にわたり各500株の成行の買付注文を東証へ発注し、当該成行注文は、その都度、全て約定した。

② 当該マネージングディレクター自身も、東証で、当該成行注文に並行して、14：57頃から14：59頃にかけて、大証の直近の約定値に１％を上乗せした価格で１千～２万株のまとまった数量の指値買付注文を８回にわたり連続して発注し約定させた。

更に、大引け間際には、大証の直近の約定値の上乗せ率を２％、３％と引き上げた価格で指値買付注文を２回発注し終値を引き上げた。その結果、東証の終値は、14:56から大引けにかけて、17,190円から17,570円まで上昇した。

③ 当該マネージングディレクターは、当該銘柄の必要買付株数全量を買い付けるよう別のトレーダーに指示していたにもかかわらず、当該トレーダーと、①及び②の買付けについて打ち合わせることなく買付けを行った。

すなわち、超過買付け（いわゆるオーバーヘッジ）の発生を前提とした買付けとなっており、また実際に当該銘柄は超過買付けとなり、①及び②で買い付けた株数の半分近くを翌日売却した。

・東海東京証券及びリテラ・クレア証券に係る勧告資料

（勧告事案の概要一覧表　一連番号27・28）

１．補足説明

Ⅰ．今回勧告を行った事案は、証券会社の自己売買担当者が、他の市場参加者の注文を誘うことにより自己の売買を有利にすることを意図して行った、約定させる意思のない一連の発注（いわゆる「見せ玉」）について、実勢を反映しない作為的相場形成の法令違反にあたると判断したものであるが、その主要な売買パターンは概ね以下のとおり。

⑴　ザラ場における買付注文の「見せ玉」（参考図「２．作為的相場の形成状況」）

①　特定銘柄の自己ポジションがない状態から、当該銘柄の一定数量の株式をザラ場中に買い付ける（図１）。

②　①の買付注文が約定後、「買い板」を厚く見せかけて他の市場参加者からの買付注文を誘引し、株価を引き上げる目的で、その時点での最も高い買い指値（ベストビット）より下の指値で、売却予定株数の数倍の数量の約定させる意図のない買付注文を複数回に分けて発注する（「見せ玉」）（図２）。

③　②の発注により他の市場参加者からの「見せ玉」より高い指値の買付注文が入ってきたところで、①の取得価格より高い価格の指値で売付注文を発注し、約定させる（図３）。

④　③の直後に「見せ玉」を全て取り消す（図４）。

⑵　ザラ場における売付注文の「見せ玉」

①　特定銘柄の自己ポジションがない状態から、当該銘柄の一定数

量の株式をザラ場中に信用で売り付ける。

② ①の信用売付注文が約定後、「売り板」を厚く見せかけて他の市場参加者からの売付注文を誘引し、株価を引き下げる目的で、その時点での最も低い売り指値（ベストオファー）より上の指値で、買付予定株数の数倍の数量の約定させる意図のない売付注文を複数回に分けて発注する（「見せ玉」）。

③ ②の発注により他の市場参加者からの「見せ玉」より低い指値の売付注文が入ってきたところで、①の売付価格より低い価格の指値で買付注文を発注し、約定させる。

④ ③の直後に「見せ玉」を全て取り消す。

⑶ 引け間際における不成り買付注文（引けまでに約定しなければ引け成行き注文となる条件を付した指値の買付注文）の「見せ玉」

① 概ね引けの５分から15分前に、特定銘柄の自己ポジションがない状態から、当該銘柄の一定数量の株式を買い付ける。

② ①の買付注文が約定後、「引けの成行き買い板」を厚くして引け値が高くなると見せかけて他の市場参加者からの買付注文を誘引し、株価を引き上げる目的で、売却予定数量の数倍の数量の約定させる意図のない不成り買付注文を複数回に分けて発注する（「見せ玉」）。

③ ②の発注により他の市場参加者からの「見せ玉」より高い指値の買付注文が入ってきたところで、①の取得価格より高い価格の指値で売付注文を発注し、約定させる。

④ ③の直後に「見せ玉」を全て取り消す。

⑷ 同一銘柄において上記⑴と⑵を繰り返し行う手法

特定の銘柄について、上記⑴の見せ玉の発注と上記⑵の見せ玉の

発注を連続して交互に繰り返す。

Ⅱ．今回勧告を行った事案は、行為者自身が他の市場参加者の注文を誘うことにより自己の売買を有利にすることを意図して発注した約定させる意思のない「見せ玉」であったことを認めているが、以下のような外形的・客観的状況からも「見せ玉」であることが認定できる。

① 自己の売付（買付）注文が約定した直後に、買付（売付）注文を全て取り消している。

② 指値の価格帯や発注の数量等が、買い板（売り板）を厚く見せかけ、他の市場参加者からの買付注文（売付注文）を誘引する効果を有するものとなっている。

③ 上記行為を反復継続して行っている。

④ 行為者の通常のディーリングの規模からして、過大な量の発注をしている。

⑤ オーバーナイトで玉を持たない日計り商いをしている行為者が、上記Ⅰ⑶の不成り買付注文を行っている。

２．作為的相場の形成状況（平成14年９月25日の東京証券取引所のＡ銘柄）

＜図１－10時７分59秒の板状況＞

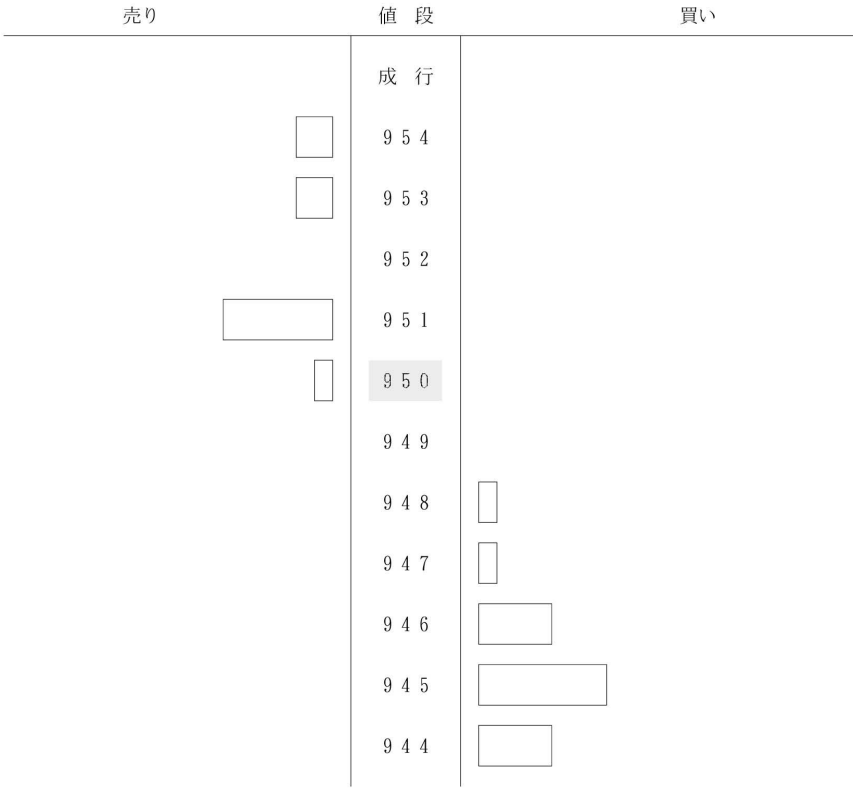

＊　当社は、10時６分56秒に 950円で20千株を買い付けている。

＜図２－10時８分０秒から10時10分59秒までの板状況（約定分を含む）＞

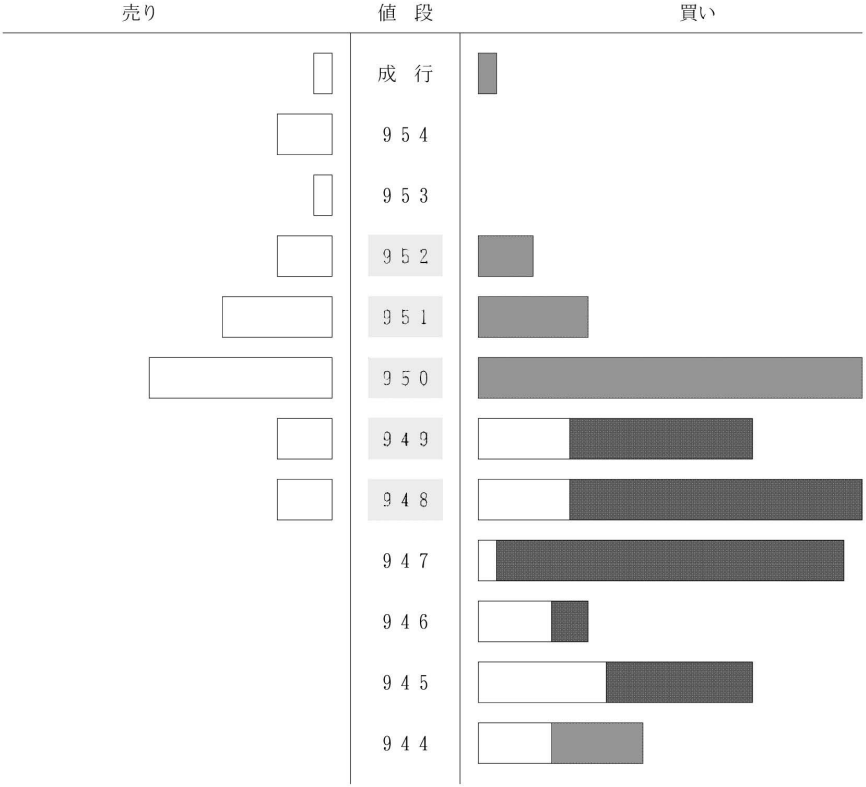

当社の「見せ玉」

＊　当社は、８分１秒に 946円で５千株、８分19秒に 947円で10千株、８分51秒に 945円で20千株、９分14秒に 948円で40千株、10分31秒に 947円で40千株、10分45秒に 949円で25千株、合計 140千株の「見せ玉」の買付注文を発注している。

当社の「見せ玉」の発注以降に出された他の取引参加者からの買い注文

＊　他の取引参加者から、合計 139千株の買付注文が発注された。

＜図３－10時11分０秒から10時11分59秒の板状況（約定分を含む）＞

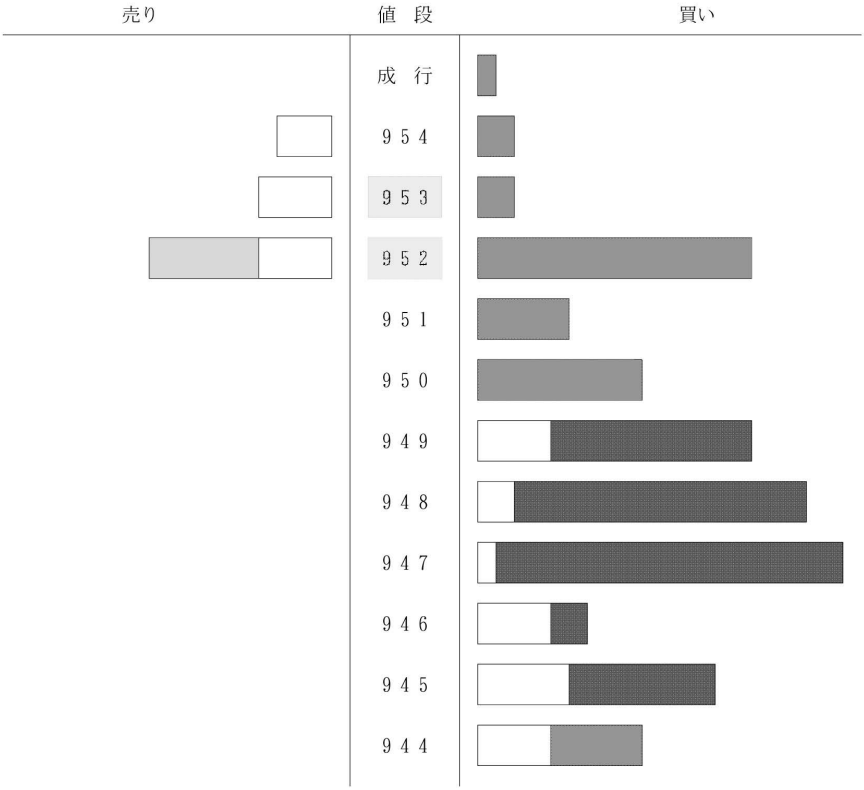

当社の「見せ玉」

「見せ玉」の発注後、当社が売り付けを行い約定した注文

＊　当社は、10時11分10秒から46秒にかけて、10時６分に 950円で買い付けた20千株を 952円で売り付けている。

当社の「見せ玉」の発注以降に出された他の取引参加者からの買い注文

＜図４－10時12分59秒の板状況「『見せ玉』取消し」＞

売り	値　段	買い
	成　行	
	９５４	
	９５３	
	９５２	
	９５１	
	９５０	
	９４９	
	９４８	
	９４７	
	９４６	
	９４５	
	９４４	

＊　当社は、10時12分０秒に「見せ玉」を全て取り消している。

・クレディ　アグリコル　インドスエズ　セキュリティズ（ジャパン）リミテッド　に係る勧告資料（勧告事案の概要一覧表　一連番号29）

補足説明

本件事案においては、以下のように、顧客との今後の取引の継続のために、既に発生していた顧客の責に帰すべき事由により生じた株式の委託売付注文の受渡未済費用に係る多額の債権を、取引当初に遡って放棄することが決定されていることなどの事実が認められた。

1．顧客が売付けした株式について、当支店と顧客との間で決済期日までに受渡しが履行されない場合（いわゆるフェイル）、当支店は株式を借り入れて取引所との受渡しを行っているが、顧客の責に帰すべき事由により生じた借株に係る受渡未済費用（いわゆるフェイルコスト）は、顧客との取引開始時に顧客が補償する義務を負う旨の契約を他の顧客と同様に当該顧客との間で締結していた。

2．当該顧客との取引において、平成13年１月以降、フェイルコストが継続的に発生し、当支店は当該顧客にこれを請求していたが、支払いが実行されておらず、当支店には当該顧客に代わって支払ったフェイルコストに係る債権が累積していた（約150万円）。

3．こうした中、平成14年３月、当該顧客の数十億円規模の売付注文がフェイルとなり、フェイルコスト約270万円が発生したため、当該顧客に当該フェイルコストに係る債権を請求したが、「フェイルコストを負担することとなるのであれば、当支店との取引を止める」旨の申出を受けたこと等から、当支店の海外グループ内で検討を行い、当該

顧客との取引の継続を図るために、当該債権及び累積していた債権を取引当初に遡って放棄すること等を顧客に申し入れた。

4．なお、当該顧客の売付注文で生じた上記３のフェイルコストに係る債権約270万円は、当該取引で当支店が受け取る手数料15万円を大きく超過するものであるほか、最初にフェイルが発生した平成13年１月の取引以降当該取引までの14か月間のフェイルが発生した取引の状況をみても、発生したフェイル53件中当支店が受け取る手数料を超えてフェイルコストが発生したものが37件にも及んでいる。

・しんきん証券に係る勧告資料（勧告事案の概要一覧表　一連番号30）

補足説明

⑴　顧客の月次の財務状況の資料の受領

○しんきん証券代表取締役社長Ａは、平成13年６月、顧客の財務の状況に応じた商品提供を行うために、Ａが以前に在籍していた親法人から顧客甲ら（法人顧客326顧客）の月次の財務の状況を記載した資料（預金、貸出金、期中損益の他、有価証券の種別ごとの残高等が記載されたもの）を受領するよう社内の会議において指示を行い、これにより同社は、同年７月以降の毎月、甲らの同意を得ないまま、これを親法人から受領していた。

○こうして同社が親法人から受領していた情報は、同社において、同社で策定した債券の勧誘基準の該当性の判定資料や同社の営業戦略策定のための基礎資料等として利用されていた。

○なお、Ａらは、甲らの財務状況を記載した資料が親子法人間で授受が禁止されている非公開情報に当たる可能性があると認識していた。

⑵　顧客の有価証券の注文内容に係る情報の提供

○同社常務取締役Ｂ及び部長Ｃは、以前から仕組債等複雑な商品の顧客乙への勧誘を慎重にするよう親法人から要望を受けていたため、顧客乙から特定の仕組債の買付けの申込みを受けた際に、約

定の前にその注文内容を親法人に連絡しておくべきと判断し、平成15年５月、乙から同意を得ないまま、乙から買付けの申込みを受けた仕組債の内容（当該債券の発行条件等が記載されたもの）をファックスにより親法人に提供した。

○なお、Ｂ及びＣは、当該ファックスに記載された内容が非公開情報に当たる可能性があると認識していた。

2－4　建議実施状況

1　建議実施件数一覧表

（単位：件）

区　　分	4～8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合　計
検査結果に基づく建議	0	0	0	1	0	0	2	3
犯則事件調査の結果に基づく建議	1	1	0	1	0	0	0	3

2　建議事案の概要一覧表

（15年7月末現在）

建議年月日	建議の内容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。

建　議 年月日	建　　議　　の　　内　　容	措置の状況
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12. 3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。

建　議 年月日	建　　議　　の　　内　　容	措置の状況
15. 4. 22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株券の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。
15. 6. 30	証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成なる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講じるよう建議した。	金融庁において、行為規制府令及び事務ガイドラインの一部改正に向けて所要の手続きを行っているところ。

・証券会社の営業姿勢についての建議に係る資料（15.4.22建議）

補足説明

1. 建議の趣旨

短期的な市場要因の大幅な変化により、顧客に不利な条件で発行されることとなる社債の募集の取扱いや売出し等について、これを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を、金融庁長官に建議する。

2. 証券会社の検査で認められた状況

個人投資家向けに社債の募集や売出しを行う場合、募集等の期間が機関投資家向けの場合に比べて長く設定される傾向にあるが、証券会社の検査において、短期的な市場要因の変化により社債の発行条件や売出条件が顧客に不利となる中で、発行条件等の見直しや起債の延期を十分検討することなく、また、そうした市場要因の変化についての情報を顧客に対し提供することなく、個人投資家に社債の勧誘が行われている状況が認められた。

⑴　Ａ債（普通社債）の募集の取扱いについて

・証券会社は、平成12年に個人向けにＡ債の募集の取扱いを行った。

・Ａ債は3.25%のクーポンで募集販売が行われたが、募集期間中及びその直前に、Ａ債の発行体の既発債の流通利回りが著しく上昇している状況が認められた。

・既発債の流通利回りの上昇は、発行体の信用リスクが高まっていることを示すものであるとともに、既発債の取得と比して新発債取得の投資効果が低いものであることを示すものである。

・証券会社に対しては、こうした募集の取扱いについて、営業姿勢上の問題を指摘している。

⑵　Ｂ債（他社株券償還特約付社債券（ＥＢ））の売出しについて

・証券会社は、平成11年に個人向けにＢ債の売出しを行った。Ｂ債の売出しの概要は以下のとおり。

基礎価格（権利行使価格）　245万円
売出価格　245万円
償還期限　４か月
クーポン　年率13%（１券面あたり108,820円）
償還条件　評価日における対象株券の株価が245万円以上であれば現金で償還、245万円未満であれば株券で償還。

・一般に、発行条件決定時以降、ＥＢの対象株券の株価が下落すると、当該ＥＢに内包された対象株券のプットオプションの理論価格が増大することとなるため、プットオプションを一定額（クーポン）で売る立場にいるＥＢの顧客は、発行条件決定時に比べて不利な状況となる。

・Ｂ債について、発行決定時以降売出し期間中において、対象株券の株価が著しく下落し、これに伴って対象株券のプットオプションの理論価格が著しく上昇している状況が認められた。

・証券会社に対しては、このような売出しのうち、株価が終日にわたって著しく下落している日における勧誘について、誤解を生ぜしめるべき表示の法令違反にあたるとの指摘をしている。

３．有価証券の募集の取扱いや売出しを行う場合のルールの整備

今後、上記２のような状況が発生することを防ぐために、個人投資家向けに募集、売出しを行う際に、市場要因の変化により有価証券の取得が顧客に不利な状況となっていることについて証券会社に説明さ

せるなどのルール整備を図る必要がある。

・インターネット取引を取り扱う証券会社の法令遵守のための内部管理についての建議に係る資料（15.6.30建議）

補足説明

最近終了したインターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において認められた行為等の詳細は、以下のとおり。

① 証券会社が顧客からインターネットを通じて受託した特定銘柄の注文について、数日間にわたって多数回の直近約定値を上回る高指値による買い上がり買い付け、顧客自身の対当売買などの取引が繰り返し行なわれており、当該銘柄における当該顧客の市場関与率も高くなっていたが、当該証券会社は、このような取引について、価格形成上問題のある取引として社内のシステムで抽出していたものの、その後に十分な売買審査を行っていなかったことから、当該顧客に対して注意喚起や一時的な取引停止などの適切な対応を取っていなかった。

その他の証券会社においても、売買審査の体制について、価格形成上問題のある取引の抽出基準の整備が不十分なものとなっている状況や、注意喚起や一時的な取引停止等の具体的な基準が未整備となっている状況等が認められている。

② 個人投資家による売買単位の50倍以内である信用取引による売付注文は、空売りの価格規制の適用除外となっているが、個人顧客が当該規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用取引による売付注文について、これを複数の証券会社が受託、執行していた。

これらの証券会社では、そのような法令違反となる信用取引による売付注文がないかについて事後的なチェックを全く行っておらず、顧客に対して注意喚起などの適切な対応を取っていなかった。

③　証券会社は、携帯電話番号等による顧客口座の名寄せ調査を行った結果、携帯電話番号等が同一でありながら姓や住所が異なる複数のインターネット取引専用口座を把握していたが、その顧客口座からの株式の委託注文の受託に際し、当該注文の発注者が取引の名義人になりすましている疑いがあるにもかかわらず、本人確認を行わないまま、当該注文を受託、執行していた（本年３月28日、本人確認法違反で勧告）。

その他の証券会社においても、同様の名寄せ調査を行い、問題と思われる口座を把握していながら、当該口座についての確認を十分行っていない状況が認められている。

２－５　取引審査実施状況

（単位：件）

区　　分	９年７月～10年６月	10年７月～11年６月	11年７月～12年６月	12年７月～13年６月	13年７月～14年６月	14年７月～15年６月
価格形成に関するもの	124	104	78	62	112	147
内部者取引に関するもの	59	165	236	190	249	495
そ　の　他	20	6	12	13	31	42
合　　計	203	275	326	265	392	684
委　員　会	112	171	227	144	270	429
財　務　局　等	81	104	99	121	122	255

3　自主規制機関の組織・事務概要及び活動実績

3－1　日本証券業協会の組織及び業務

⑴　組織

①　日本証券業協会は、有価証券の公正な売買取引と投資者の保護に資する目的で、証券会社及び外国証券会社並びに登録金融機関（平成６年４月１日特別会員として加入）により組織され、証取法の規定に基づいてその設立につき内閣総理大臣の認可を受けた法人である。

（参考）証券業協会の自主規制機関としての性格をより明確にし、その機能の強化を図る観点から、公正確保法において証取法が改正され（平成４年７月20日施行）、これを受けて、日本証券業協会は、従来の民法上の社団法人から証取法上の法人に改組されるとともに、外務員の登録事務を大蔵大臣（現在は金融庁長官）から委任される等の措置が講じられた。

また、登録金融機関についても自主規制体制を整備するための法改正が行われたことに対応して、日本証券業協会において特別会員加入に伴う定款の一部改正等の体制整備が行われ、平成15年５月30日現在、証券業務の登録を受けた金融機関221機関が特別会員として加入している。

②　運営機構は、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関である会員総会、重要事項を議決する理事会、理事会の諮問に応じ意見を述べる各種委員会を中心に構成される（３－３参照）。

⑵　業務

主な業務は、以下のとおりである。

①　自主規制ルールの制定、実施

②　協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分、定款・諸規則又は取引の信義則の遵守状況の調査

③　店頭売買有価証券市場の開設、株式及び公社債店頭市場の管理

④　証券取引の苦情相談

⑤　証券従業員の教育研修及び資格試験の実施

⑥　協会員の所属外務員に係る登録に関する事務

3－2　日本証券業協会の活動状況

1　監査の実施状況

⑴　会員　（単位：社）

区　　分	10年4月～11年3月	11年4月～12年3月	12年4月～13年3月	13年4月～14年3月	14年4月～15年3月
国内証券会社	72	63	70	89	88
外国証券会社	13	17	20	14	21
合　　計	85	80	90	103	109

⑵　特別会員　（単位：機関）

区　　分	10年4月～11年3月	11年4月～12年3月	12年4月～13年3月	13年4月～14年3月	14年4月～15年3月
都市銀行等	12	13	9	7	11
地方銀行	21	22	21	20	22
第二地銀協地銀	21	20	17	17	18
信用金庫等	15	14	10	13	12
生命保険会社	5	6	5	5	5
損害保険会社	7	7	6	5	4
その他	2	4	3	3	3
合　　計	83	86	71	70	75

（注）「都市銀行等」とは都市銀行、長期信用銀行、信託銀行及び政府系・系統金融機関、「信用金庫等」とは信用金庫及び信金中央金庫、「その他」とは短資会社、外国銀行及び証券金融会社等である。

2　売買審査の実施状況

（単位：銘柄）

区　　分	10年４月～11年３月	11年４月～12年３月	12年４月～13年３月	13年４月～14年３月	14年４月～15年３月
	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄
	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄
価格形成に関するもの	1,332	3,480	2,608	2,627	2,603
	12	17	18	3	1
内部者取引に関するもの	1,920	1,828	1,886	2,132	3,134
	28	29	25	20	30
その他の観点	30	19	19	12	7
	30	19	19	12	7
合　　計	3,282	5,327	4,513	4,771	5,744
	70	65	62	35	38

（注）「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは、調査銘柄のうち、さらに詳細な審査を要した銘柄をいう。

3－3　日本証券業協会機構図

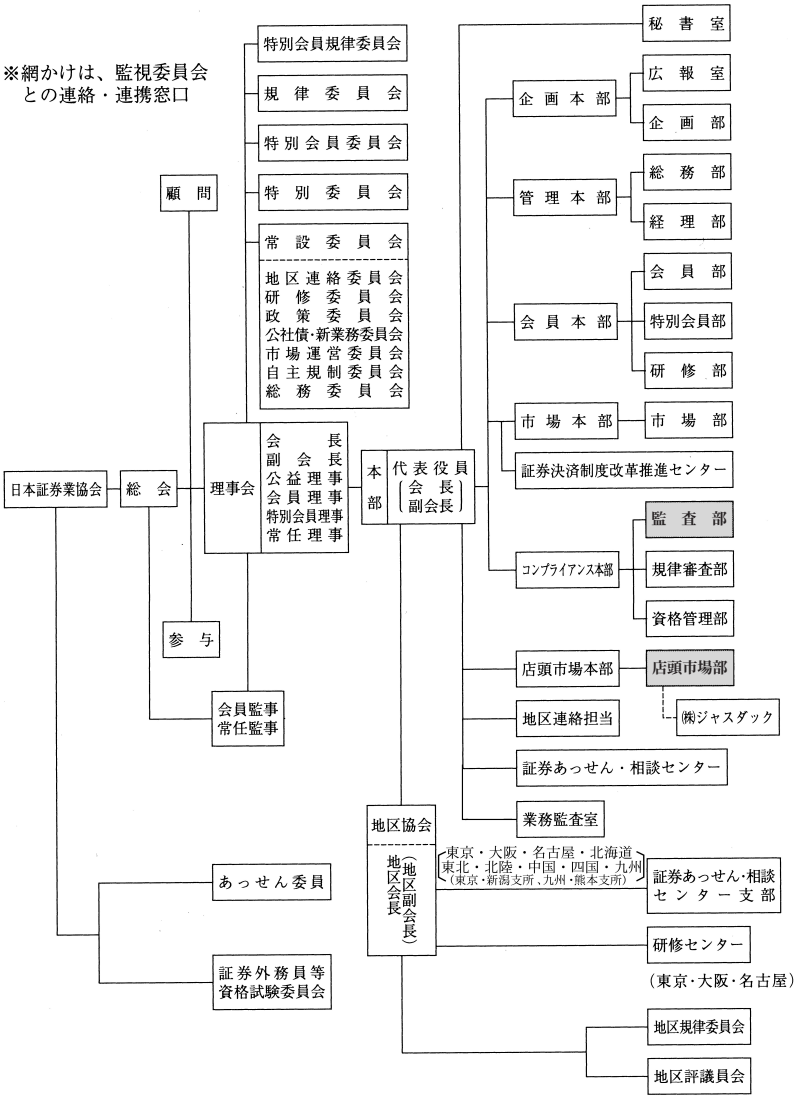

３－４　証券取引所の組織及び業務

⑴　組織

①　証券取引所（東京、大阪、名古屋、福岡及び札幌の５証券取引所）は、証取法に基づき、有価証券の売買等を公正・円滑に行うために必要な市場を開設することを目的として設立された株式会社あるいは会員制の法人である。

　現在、東京、大阪、名古屋の３取引所が株式会社に組織を変更している。

②　運営機構は、株式会社の証券取引所にあっては、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関としての株主総会、重要事項を決議する取締役会、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に対して意見を述べることができる各委員会により構成されている。

　また、会員制の証券取引所にあっては、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決議する理事会、理事長の諮問に応じ又は理事長に対して意見を述べることができる委員会を中心に構成されている（３－６、３－７参照）。

⑵　業務

主な業務は、以下のとおりである。

①　自主規制ルールの制定、実施

②　会員等の法令、法令に基づく行政官庁の処分、定款・諸規則又は取引の信義則の遵守状況の調査

③　取引所有価証券市場の運営

④　上場有価証券等の売買等の監理及び決済の管理

⑤　取引所有価証券市場における総売買高等の通知及び公表

⑥　有価証券の上場審査及び上場有価証券の管理、企業内容の開示

⑦　有価証券市場に関する調査及び諸統計資料の作成

３－５　証券取引所の活動状況

１　検査（考査）の実施状況

（東京証券取引所）　（単位：社）

区分		10年４月～11年３月	11年４月～12年３月	12年４月～13年３月	13年４月～14年３月	14年４月～15年３月
総合取引参加者	国内証券会社	25	28	35	41	36
	外国証券会社	7	7	10	9	8
国債先物等取引参加者		0	0	0	0	0
合計		32	35	45	50	44

（注）上記の計数は終了件数。

（大阪証券取引所）　（単位：社）

区分	10年４月～11年３月	11年４月～12年３月	12年４月～13年３月	13年４月～14年３月	14年４月～15年３月
国内証券会社	17	14	15	11	16
外国証券会社	－	－	－	－	1
合計	17	14	15	11	17

（注）上記の計数は終了件数。

2　売買審査の実施状況

（東京証券取引所）　（単位：銘柄、件数）

区　　分	10年４月～11年３月	11年４月～12年３月	12年４月～13年３月	13年４月～14年３月	14年４月～15年３月
	調査銘柄	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数
	審査銘柄	審査件数	審査件数	審査件数	審査件数
価格形成に関するもの	1,086	914	862	1,250	1,496
	765	126	116	86	70
内部者取引に関するもの	3,132	3,104	3,788	4,941	5,058
	233	286	299	246	183
その他の観点	36	92	29	40	68
	27	13	5	5	12
合　　計	4,254	4,110	4,679	6,231	6,622
	1,025	425	420	337	265

（注）「11年４月～12年３月」期より、集計方法を銘柄数から件数に変更している。

（大阪証券取引所）　（単位：銘柄）

区　　分	10年４月～11年３月	11年４月～12年３月	12年４月～13年３月	13年４月～14年３月	14年４月～15年３月
	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄
	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄
価格形成に関するもの	141	1,092	1,119	874	896
	4	4	8	6	13
内部者取引に関するもの	1,471	1,560	1,342	1,213	1,796
	7	3	5	8	14
その他の観点	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
合　　計	1,612	2,652	2,461	2,087	2,692
	11	7	13	14	27

（注）「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは、調査銘柄のうち、さらに詳細な審査を要した銘柄をいう。

３－６　東京証券取引所機構図

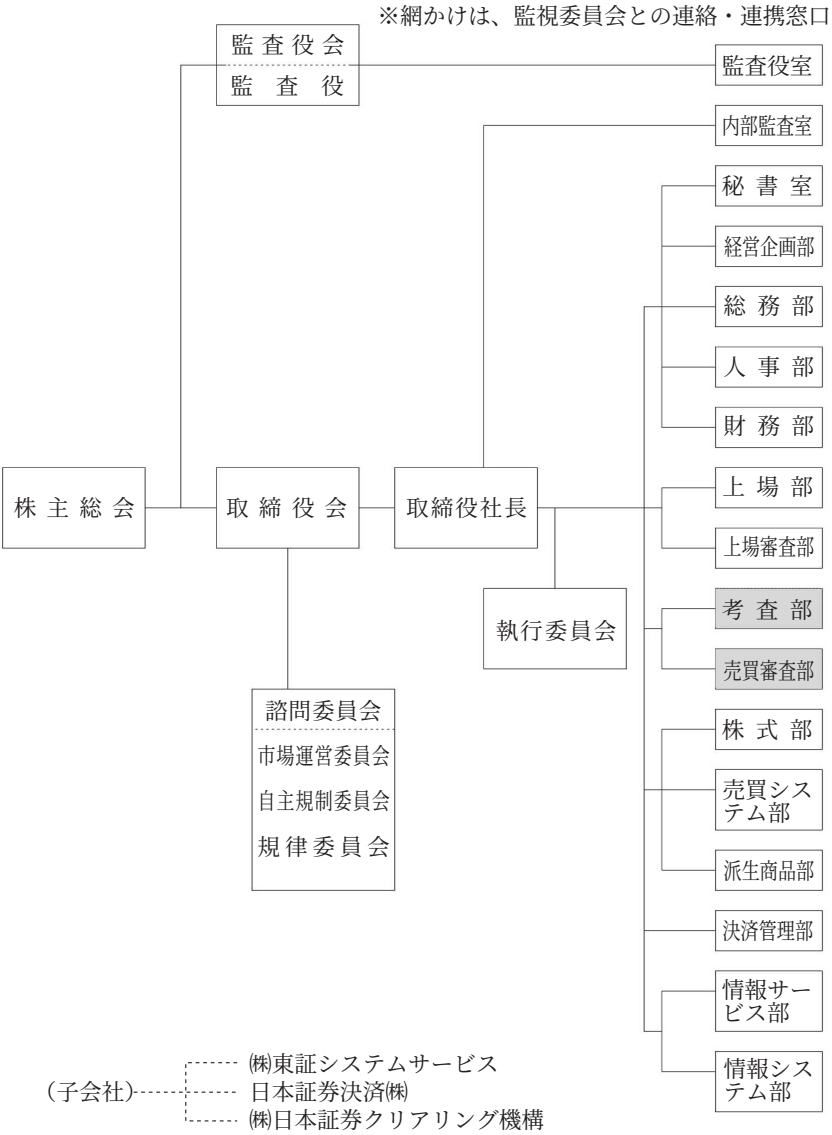

３－７　大阪証券取引所機構図

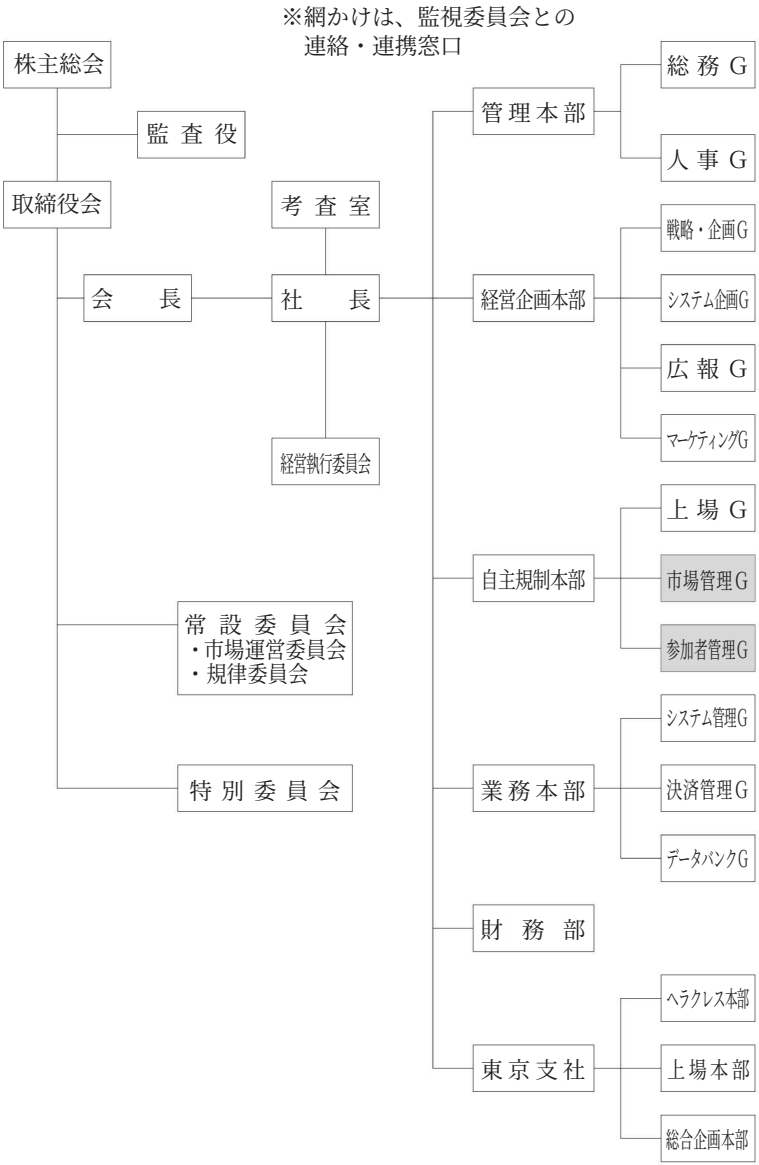

３－８　金融先物取引業協会の組織及び業務

⑴　組織

①　金融先物取引業協会は、金融先物取引業の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、委託者の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者により、平成元年８月に設立された法人である。

（参考）自主規制機関の機能強化を図る観点から、公正確保法において金先法が改正され（平成４年７月20日施行）、会員の金先法令等の遵守状況の調査や会員の金先法令等の違反に対する処分の業務が規定されるなど、自主規制機関としての位置付けの明確化が図られた。

②　運営機構は、最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決定する理事会を中心に構成される（３－10参照）。

⑵　業務

主な業務は、以下のとおりである。

①　法令等を遵守させるための指導、勧告

②　委託者の保護を図るための指導、勧告

③　会員の金先法、金先法に基づく命令等、定款その他の規則又は取引の信義則の遵守状況の調査

④　苦情の相談

３－９　金融先物取引業協会の活動状況

監査実施状況

（単位：社）

区　　分	10年４月 ～ 11年３月	11年４月 ～ 12年３月	12年４月 ～ 13年３月	13年４月 ～ 14年３月	14年４月 ～ 15年３月
銀　　行	4	5	3	2	2
証　券　会　社	11	9	7	11	9
短　資　会　社　等	1	1	0	0	0
そ　の　他	3	2	5	1	3
合　　計	19	17	15	14	14

（注）「短資会社等」とは、短資会社及び外国為替仲介業者であり、「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。

3－10　金融先物取引業協会機構図

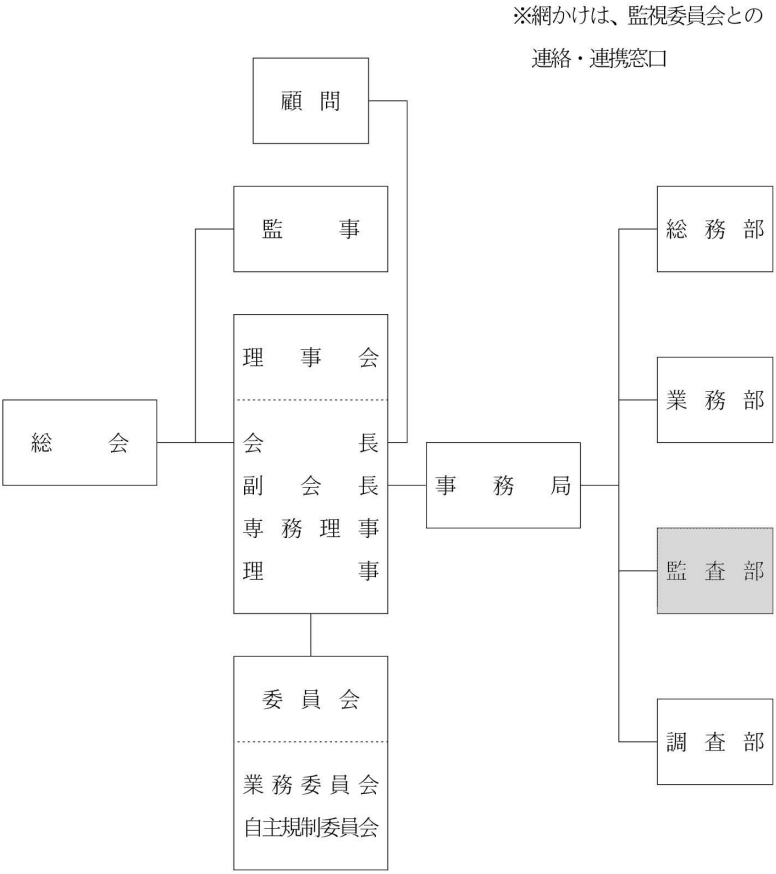

３－11　東京金融先物取引所の組織及び業務

⑴　組織

①　東京金融先物取引所は、金融先物取引を行うために必要な市場を開設することを目的として、平成元年４月、金先法に基づき設立された会員組織の法人である。

（参考）自主規制機関の機能強化を図る観点から、公正確保法において金先法が改正され（平成４年７月20日施行）、会員に対する法令等の遵守状況の調査や法令等の違反に対する処分の業務が明確に規定されるなど、自主規制機関としての位置付けの明確化が図られた。

②　運営機構は、最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決定する理事会、理事長の諮問機関としての常設委員会を中心に構成される（３－13参照）。

⑵　業務

主な業務は、以下のとおりである。

①　自主規制ルールの制定、実施

②　会員の金先法令、金先法令に基づく命令等、定款その他の規則又は取引の信義則の遵守状況の調査

③　市場における金融先物取引の成立

④　市場において成立した金融先物取引の清算

3－12　東京金融先物取引所の活動状況

考査実施状況

（単位：社）

区　　分	10年４月 ～ 11年３月	11年４月 ～ 12年３月	12年４月 ～ 13年３月	13年４月 ～ 14年３月	14年４月 ～ 15年３月
銀　　行	11	8	9	4	5
証　券　会　社	5	5	7	10	5
短　資　会　社　等	1	2	0	0	0
そ　の　他	0	1	0	0	0
合　　計	17	16	16	14	10

（注）「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。
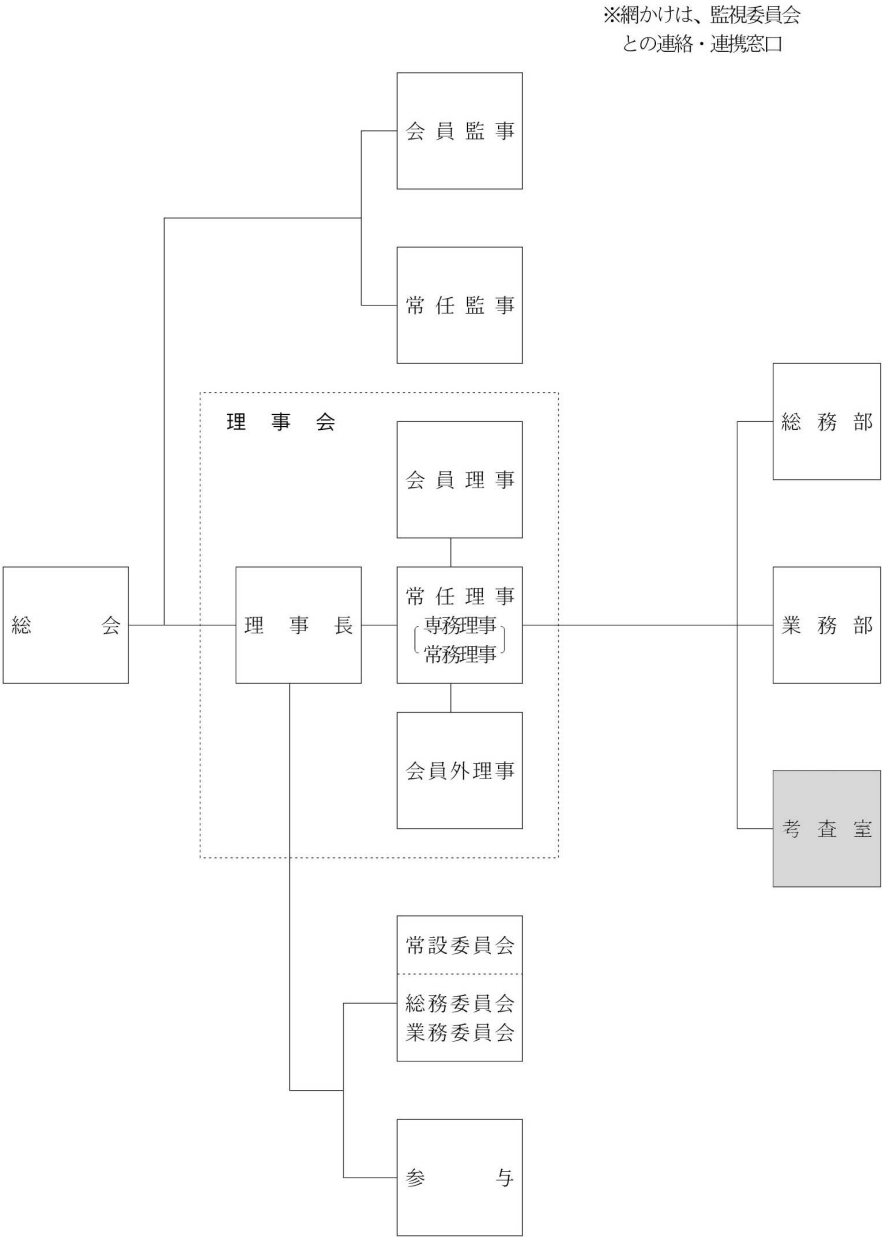
3－13　東京金融先物取引所機構図